

日本の原子力損害賠償制度

—— 原燃サイクル研究班63年度報告書 ——

1989年3月

日本エネルギー法研究所

序

我が国の原子力損害賠償制度が確立されて、約27年が経っている。

この間、我が国の原子力発電所における原子力損害は、一度も発生していない。

我が国では、原子力損害賠償制度は、被害が発生した後に被害者保護のために制度化された他の多くの制度とは異なり、将来の安心感のための要請によりあらかじめ法制化されたものである。

しかし、外国においては、アメリカのスリーマイル島の事故、ソ連のチェルノブイル事故が発生している。

そこで、当研究所としては、今回、原子力損害賠償法が改正されることを契機とし、我が国の原子力損害賠償法の解釈問題にとどまらず、より広く原子力損害賠償制度についての研究に着手することとした。

この報告書は、昭和63年度における研究の成果を取りまとめたものである。

研究の手法としては、重要な項目ごとに担当者を決め、その担当者が当該問題の所在とその検討すべき点、更に一応の考え方・解決方法等を取りまとめて報告し、それらについて研究班の全員で討議し、検討した結果を、更に担当者が草稿として取りまとめ、主査及び主任研究員が目を通し、担当者が最終稿を固めるという形で進めてきた。研究の内容は、「原子炉施設を中心とした原子力損害賠償制度の概要」、「原子力損害賠償制度の問題点」、「原子力損害賠償責任に関する国際条約の概要」、「核燃料物質等の輸送に関する責任」、「国境を越えた原子力損害」、「今回の原賠法改正の内容」である。

以上が、昭和63年度における本研究班の研究範囲の概要である。本報告書の内容はこれらの点についての第一次的報告である。今後、各方面からの御指導を得て、更に完全なものとするともに、研究範囲の拡大にも努めたいと願っている。

平成元年 3月

原燃サイクル班主査
谷 川 久

正 誤 表

誤	正
p. 110 別紙1中の「大阪原発」	「大飯原発」
p. 147 (注) 56の「第31条 責任最高限度」 (省略)	「第31条 責任最高限度」 (1) バリ条約及びこれを補完する第25条第1項、第2項及び第4項が適用される原子力施設の運営者の賠償責任は、これを無制限とする。 第25条第3項の規定による場合は、運営者の賠償責任は、国家補償の限度額とする。 (2) 他の国において損害が発生した場合の、原子力施設運営者の賠償責任の限度額は次のとおりとする。 1. バリ条約の締約国であって、1982年11月16日議定書に定める手続によりブラッセル補足条約が施行されている国については 3億SDR 2. バリ条約の締約国であって、1964年 1月28日の議定書に定める手続によりブラッセル補足条約が施行されている国については 1億 2,000万SDR 3. その他の国については 1,500万SDR 原子力事故の発生時において、損害発生国の関係法に基づき西独に対し適用される賠償責任の規定が、本条第1項に定める責任と同等の性質、範囲及び金額である場合は、賠償責任の限度額を定める前段の規定は適用されない。 (3) 略
p. 148 (注) 57の「西ドイツ原子力法 第38条 連邦による補償」 (省略)	「西ドイツ原子力法 第38条 連邦による補償」 (1) この法律が適用される地域において、原子力事故により損害を受けた者が、そのような原子力事故に対し適用されるべき他のバリ条約締約国の法律に基づいて賠償を受けることができない次の場合においては、連邦が国家補償の限度額までを補償するものとする。 1. 原子力事故が、バリ条約の非締約国の領域内で発生した場合 2. 損害が、暴行行為、敵対行為、内乱、暴動又は異常かつ巨大な自然災害に直接起因する原子力事故によって引き起こされた場合 3. 原子力事故の発生時において適用されるべき法が、核物質輸送中に生じた原子力事故による損害に対する責任を規定していない場合 4. 適用される法が、原子力施設内の他の放射線源から放出される電離放射線により損害が生じた場合であって、運営者の責任を規定していない場合 5. 適用されるべき法が、本法より短い消滅有効又は除斥期間を規定している場合 6. 補償に用いられる資金が、国の補償限度額を下回っている場合 (2) 外国法又は国際協定の規定に基づき本法の適用地域に所在する被害者に対し損害が賠償される場合、 もし、その賠償の内容が、もし本法が適用されたとすれば被害者が得たであろう賠償と比較して、その性質、範囲及び金額からみて著しく不十分であるときは、

誤	正
p. 184 第23条文中の「21,000万円」	連邦が、国家補償の限度額まで被害者に対し補償するものとする。 (3) 第1項及び第2項の規定は、被害者が、連邦共和国基本法第116条第1項にいうドイツ人でなくかつ、本法の適用地域に居住している場合には適用されない。但し、事故時において被害者の国籍国の法律が、西独法と比較してその性質、範囲及び金額について同等の賠償を規定している場合にはこの限りではない。 (4) 第1項及び第2項に基づく請求は、連邦当局に提起しなければならない。この請求権は、外国法又は国際法に基づく損害賠償に関する当局の決定が確定した日から3年の経過により消滅する。 「7,000 万 (銀) 元」

以上のとおり訂正いたします。

研究活動記録

第1回研究会	昭和63年 6月21日 日本の原子力損害賠償制度の概要
第2回研究会	昭和63年 7月19日 原子力損害賠償制度の問題点
第3回研究会	昭和63年 9月20日 原子力損害賠償責任に関する国際条約の概要
第4回研究会	昭和63年10月26日 核燃料物質等の輸送に関する責任
第5回研究会	昭和63年11月25日 国境を越えた原子力損害
第6回研究会	昭和63年12月20日 原子力損害賠償制度専門部会報告の概要
第7回研究会	平成元年 1月17日 報告書の検討

なお、本稿の執筆は以下のように分担して行った。

第一章	原子炉施設を中心とした原子力 損害賠償制度の概要	鈴木 孝寛研究員
第二章	原子力損害賠償制度の問題点	胡谷 実 研究員
第三章	原子力損害賠償責任に関する 国際条約の概要	酒井 清志研究員
第四章	核燃料物質等の輸送に関する責任	今野 和寿研究員
第五章	国境を越えた原子力損害	丹羽 哲朗研究員
第六章	今回の原賠法改正の内容	恩村 裕之研究員

参考資料の編集は以下のように分担して行った。

参考資料1	ウィーン条約及びパリ条約の適用に 関する共同議定書 (JOINT PROTOCOL RELATING TO THE APPLICATION OF THE VIENNA CONVENTION AND THE PARIS CONVENTION)	酒井 清志研究員
参考資料2	韓国の原子力損害賠償法	丹羽 哲朗研究員
参考資料3	台湾の原子力損害賠償法	丹羽 哲朗研究員
参考資料4	原子力損害賠償制度専門部会報告書	恩村 裕之研究員

原 燃 サ イ ク ル 班 名 簿

主 査	谷 川 久 成	蹊 大 学 法 学 部 教 授
主任研究委員	植 村 栄 治	成 蹊 大 学 法 学 部 教 授
研 究 員	恩 村 裕 之	日 本 エ ネ ル ギ ー 法 研 究 所
"	今 野 和 寿	日 本 エ ネ ル ギ ー 法 研 究 所
"	鈴 木 孝 寛	日 本 エ ネ ル ギ ー 法 研 究 所 (昭和63年12月まで)
"	丹 羽 哲 朗	日 本 エ ネ ル ギ ー 法 研 究 所 (昭和63年 8月から)
"	酒 井 清 志	日 本 エ ネ ル ギ ー 法 研 究 所
"	胡 谷 実	日 本 エ ネ ル ギ ー 法 研 究 所

目 次

第一章 原子炉施設を中心とした原子力損害賠償制度の概要	1
Ⅰ はじめに	3
1 原子力損害賠償制度の目的・特徴	3
2 日本の原子力損害賠償制度の成立過程	3
Ⅱ 原子力損害賠償制度の仕組み	4
1 原子力損害	5
2 賠償責任を負う者	6
3 無過失責任(strict liability)主義・免責事由	7
4 無限責任	7
5 賠償責任の集中	8
6 損害賠償措置	8
(1) 損害賠償措置の強制	8
(2) 損害賠償措置一般	9
(3) 原子力船の場合の損害賠償措置	11
(4) 損害賠償の単位 — サイト主義	12
(5) 復元命令	13
7 国の援助等	14
(1) 損害が損害賠償措置額を越える場合	14
(2) 原子力事業者が免責される場合	15
Ⅲ 損害賠償措置を講じる期間	15
1 原子力施設の運転の定義	15
2 損害賠償措置の開始時期	17
3 損害賠償措置の終了時期	18
Ⅳ 損害賠償請求権の期間制限	19
1 3年の消滅時効	20
(1) 損害を知りたる時	20

(2) 加害者を知りたる時	2 0
2 20年の除斥期間	2 1
(1) 原子力損害の特殊性	2 1
(2) 期間の起算点	2 2
V 原子力損害賠償制度と他の制度との調整	2 2
1 原賠法の国への適用	2 3
2 原子力損害賠償制度と労働災害補償制度との調整	2 3
(1) 調整の方法	2 3
(2) 求償権	2 4
VI 原賠法の時限的性格	2 4
表一—1 損害賠償措置額	2 6
(注)	2 8
第二章 原子力損害賠償制度の問題点	3 1
I はじめに	3 3
II 個別の問題点	3 3
1 濃縮	3 3
(1) 法規制の現状	3 3
(2) 法の適用	3 4
(3) 検討を要する点 — 損害賠償措置の始期 —	3 4
2 原子炉施設の廃止措置（解体等）	3 6
(1) 原子炉の廃止措置に対する現行法の規制	3 6
(2) 原賠法の適用期間（原子炉の運転等）	3 7
(3) 原賠法の適用（原子力損害）	3 8
(4) 廃止措置における損害	3 8
3 低レベル放射性廃棄物埋設事業における原賠法の適用	3 9
(1) 廃棄物埋設事業の実施における事故の責任	3 9
(2) 低レベル放射性固体廃棄物の処分	4 0

(3) 廃棄物埋設事業における原子炉等規制法の規制の概略	4 2
(4) 原子炉の運転等の終了時期	4 3
4 高レベル放射性廃棄物処分における原賠法の適用	4 4
(1) 高レベル放射性廃棄物の処分	4 4
(2) 問題の所在	4 4
5 長期微量曝露	4 8
(1) 長期微量曝露の形態	4 8
(2) 問題の所在	4 9
6 避難費用・風評被害等「間接被害」の扱い	5 0
(1) 原賠法の一般原則	5 0
(2) 責任保険契約での取り扱い	5 1
(3) 避難費用	5 1
7 その他	5 3
(1) 免責規定に伴う問題点	5 3
(2) プルトニウム	5 4
(注)	5 6
第三章 原子力損害賠償責任に関する国際条約の概要	5 9
I 国際条約成立の背景	6 1
II 各国際条約の概要	6 2
1 パリ条約及びブラッセル補足条約	6 2
(1) パリ条約の成立	6 2
(2) パリ条約の主要な内容	6 3
(3) ブラッセル補足条約の成立	6 6
(4) ブラッセル補足条約の主要な内容	6 7
(5) 1982年パリ条約及びブラッセル補足条約修正議定書	6 8
2 ウィーン条約	6 9
(1) 条約の成立	6 9

(2) 主要な内容	7 0
3 原子力船条約	7 2
(1) 条約の成立	7 2
(2) 主要な内容	7 3
4 核物質海上運送条約	7 5
(1) 条約の成立	7 5
(2) 主要な内容	7 5
III パリ条約及びウィーン条約の適用上の問題点と課題	7 6
1 条約の適用範囲	7 6
2 条約加盟国の拡大	7 7
(注)	7 9
第四章 核燃料物質等の輸送に関する責任	8 1
I はじめに	8 3
II 原子燃料サイクルにおける輸送の現状	8 4
1 フロント・エンドにおける輸送	8 5
(1) 輸送の現状	8 5
(2) 契約	8 6
2 バック・エンドにおける輸送	8 8
(1) 輸送の現状	8 8
(2) 契約	8 9
III 輸送に関わる原子力損害賠償責任	9 2
1 責任の主体（無過失責任、責任の集中等）	9 2
2 責任集中と輸送人との関係	9 3
3 求償権	9 3
IV 輸送に関する損害賠償措置	9 4
1 損害賠償措置	9 4
2 損害賠償措置額	9 4

3 原子力損害賠償責任保険契約	9 4
(1) 国内輸送危険担保特約保険	9 5
(2) 原子力輸送賠償責任保険	9 5
4 原子力損害賠償補償契約	9 6
5 国際輸送と損害賠償措置	9 6
V 輸送と国際条約との関係	9 7
1 輸送と国際条約	9 7
2 原子力条約と海事法国際条約	9 9
(1) 船舶衝突に関する条約	1 0 0
(2) 船荷証券国際条約	1 0 0
(3) 船主責任制限条約	1 0 1
3 核物質海上運送条約	1 0 1
VI 今後の課題	1 0 3
1 第三者責任に関する原子力条約との関係	1 0 3
2 返還放射性廃棄物	1 0 4
3 返還プルトニウム	1 0 5
4 航空輸送	1 0 6
(注)	1 0 7
別紙 1	1 1 0
別紙 2	1 1 1
第五章 国境を越えた原子力損害	1 1 3
I はじめに	1 1 5
II 一般論	1 1 5
1 国家責任	1 1 5
(1) 私人の行為	1 1 6
(2) 故意又は過失	1 1 6
(3) 国家責任と国家承認	1 1 7

(4) 国内的救済の原則	1 1 7
2 私人間による解決	1 1 8
(1) 我が国の原子力施設の事故により外国（A国とする）に居る私人に損害を与えた場合	1 1 8
(2) A国の原子力施設の事故により我が国に居る私人が損害を受けた場合	1 2 1
(3) 外国の核燃料物質等の輸送船により我が国の私人が損害を受けた場合	1 2 4
Ⅲ 個別検討	1 2 5
1 我が国の原子力施設の事故により損害を与えた場合	1 2 7
(1) 我が国の原子力施設の事故により韓国に損害を与えたとき	1 2 7
(2) 我が国の原子力施設の事故により台湾に損害を与えたとき	1 2 8
(3) 我が国の原子力施設の事故により中華人民共和国に損害を与えたとき	1 2 9
2 他国の原子力事故により我が国で損害が生じた場合	1 3 0
(1) 韓国の原子力事故により我が国で損害が生じたとき	1 3 0
(2) 台湾の原子力事故により我が国で損害が生じたとき	1 3 1
(3) 中華人民共和国の原子力事故により我が国で損害が生じたとき	1 3 2
Ⅳ 今後の課題	1 3 3
1 条約による方法	1 3 3
(1) パリ条約、ウィーン条約	1 3 3
(2) 近隣諸国との原子力損害賠償に関する条約の締結	1 3 4
2 西ドイツ公共基金類似の制度による方法	1 3 5
(1) 西ドイツ公共基金による補償	1 3 5
(2) 西ドイツ公共基金類似の制度の必要性	1 3 5
3 相互主義の導入	1 3 6
(注)	1 3 9

第六章 今回の原賠法改正の概要	1 5 1
Ⅰ はじめに	1 5 3
Ⅱ 専門部会報告の概要	1 5 4
1 賠償措置額の引上げ	1 5 4
(1) 原賠法第 7 条第 1 項に規定される賠償措置額	1 5 4
(2) 原賠法施行令第 2 条に規定される賠償措置額	1 5 4
(3) プルトニウム	1 5 5
(4) 原子炉の廃止措置	1 5 5
2 原賠法第 20 条における適用期限の延長	1 5 6
3 その他	1 5 7
(1) 国境を越えた原子力損害	1 5 7
(2) 避難費用	1 5 8
Ⅲ 原賠法改正の概要	1 5 9
(注)	1 6 3
参考資料 1 ウィーン条約及びパリ条約の適用に関する共同議定書 (JOINT PROTOCOL RELATING TO THE APPLICATION OF THE VIENNA CONVENTION AND THE PARIS CONVENTION)	1 6 7
参考資料 2 韓国の原子力損害賠償法	1 7 3
参考資料 3 台湾の原子力損害賠償法	1 8 1
参考資料 4 原子力損害賠償制度専門部会報告書	1 8 7

< 主要参考文献 >

1. 科学技術庁原子力局監修「原子力損害賠償制度」(株)通商産業研究社 昭和55年
2. 星野 英一「日本の原子力損害賠償制度」金沢 良雄編「日独比較原子力法」
第一法規 昭和55年 88～98頁
3. 下山 俊次「IV 原子力」「未来社会と法」筑摩書房 現代法学全集54 昭和
51年 415～560頁

< 略語例 >

原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年 6月10日 法律第 166号）
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年 6月17日 法律第 147号）
責任保険契約	原子力損害賠償責任保険契約
損害賠償措置	責任保険契約及び補償契約の締結、供託等の原子力損害を賠償するための措置
長計	原子力開発利用長期計画
動燃事業団	動力炉・核燃料開発事業団
補償契約	原子力損害賠償補償契約
補償契約法	原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36年 6月17日 法律第 148号）
I A E A	国際原子力機関

第一章 原子炉施設を中心とした 原子力損害賠償制度の概要

第一章 原子炉施設を中心とした原子力損害賠償制度の概要

I はじめに

原子力損害賠償制度は、原子力の事業遂行に伴って生じる原子力損害の賠償処理に関する制度であり、一般法（民法）の不法行為法上の原則を修正する例外的な制度である。

本章においては、現行の原子力損害賠償制度の目的・特徴、成立過程について概略した後、原子炉施設を中心に原子力損害賠償制度一般について考察していく（細部の規制が定まっていない問題については第二章を参照、事業所外の運搬については第四章を参照）。

1 原子力損害賠償制度の目的・特徴

原子力損害賠償制度の目的は、原子力損害が生じた場合に「被害者の保護を図り」、「原子力事業の健全な発達に資すること」である（原賠法第1条）。

主として前者の目的から、

- a. 原子力事業者の無過失責任、及び免責事由の制限（原賠法第3条）
- b. 原子力事業者への損害賠償責任の集中（原賠法第4条）
- c. 損害賠償措置の強制（原賠法第6条）

等の原子力損害賠償制度の特色が生まれた。

一方、主として後者の目的から、

- d. 原子力事業者の求償権の制限（原賠法第5条）
 - e. 損害賠償措置額を越える賠償についての国の援助（原賠法第16条）
- 等の原子力損害賠償制度の特色が生まれた（dの特色は、原子力事業者だけではなく広く原子力関連産業全体の保護という意味合いがある。）。

2 日本の原子力損害賠償制度の成立過程

我が国の原子力損害賠償制度の体系は「原子力損害の賠償に関する法律」（原賠法）及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（補償契約法）から成り立っている。

日本において原子力損害賠償の問題が取り上げられるようになったのは、海外からの核燃料の受入れ等を契機としてであった。⁽¹⁾

昭和33年10月、原子力委員会は、原子力災害補償制度確立のための基本方針を決定し、原子力委員会内に原子力災害補償専門部会を設置して同問題の検討を開始した。原子力災害補償専門部会は昭和33年11月から同34年12月にかけて検討し、昭和34年12月12日に原子力委員会に対して現在の原子力損害賠償制度の原型ともいべき制度を内容とする答申を行った。

答申を受けた原子力委員会は内容を検討・修正した後、翌昭和35年 3月26日「原子力損害賠償制度の確立について」とする決定を行った。これを受けて、同月29日に閣議においてこれらを内容とする原子力損害賠償制度を早急に確立すべきことが了承された。

現行の原賠法及び補償契約法は、昭和36年 3月 1日に第38国会に提出され同年 5月18日衆議院で、同年 6月 8日参議院で可決されて成立し、同年 6月17日に法律第 147号及び第 148号として公布された。その後政令、施行規則の公布も行われ、日本の原子力損害賠償制度は昭和37年 3月15日をもって施行された。

その後、昭和46年には原子力船に係る制度の整備、核燃料物質等の運搬の責任、及び原子力事業者の求償権等について、昭和54年には労働災害補償制度との調整について改正が行われた。

これらの改正においては同時に、補償契約の締結及び国の援助の規定にある適用の期限（本章 VIを参照）、及び損害賠償措置額の見直しが行われている。

II 原子力損害賠償制度の仕組み

日本の原子力損害賠償制度は、

- a. 原子力事業者の賠償責任について無過失責任を始めとする特別の加重責任を負担させ、免責事由を制限すること
- b. この責任の履行を確保するために損害賠償措置を強制し、具体的な手段としてはまず民間保険による原子力保険制度を確立すること
- c. 民間保険の市場消化能力による填補金額の限度及び保険約款上の填補範囲

の制限を補完するために国が援助等を行うこと

から成り立っている。⁽²⁾

この制度は諸外国の原子力損害賠償制度と共通するものである（但し、責任制限をしていないこと、cの国の援助が国家の義務的補償ではないこと、及び時限的な措置であること等、諸外国の制度と異なる点もある。本章 II 7(1)を参照）。

以下、現行の日本の原子力損害賠償制度の仕組みについて述べていく。

1 原子力損害

原賠法が対象とする原子力損害とは、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質」若しくは核燃料物質によって汚染された物「の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害」とされている。但し、損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者の受けた損害は除かれる（原賠法第 2条第 2項）。

損害の範囲を直接損害、人体損害に限定する規定は原賠法にはないので、民法の不法行為法でいう相当因果関係のある損害はすべて含まれることになる。すなわち、原子力事故が起きた場合の避難費用等も相当因果関係があれば、原賠法で賠償されることになる。⁽³⁾

但し、事故が起きなかった場合は、前述の原賠法の定義からして、事故発生を予期して避難した場合及び避難させられた場合の費用については原賠法適用の対象となり得ないであろう（詳細は第二章 II 6(3)を参照）。このような問題が起きるのは、原賠法及び関係する法令において「原子炉の運転等」（原賠法第 2条）に関する定義が十分でないことが一因している（この問題は、原賠法第 2条第 2項にいう「放射線の作用若しくは毒性的作用」により生じた損害の範囲の問題である。）。

また、損害填補されるべき損害についての優先順位は現在のところ規定されていない。原子力事業者の賠償責任が無限であるにしても、損害の種類は様々であることを考えれば、優先順位の基準の設定が必要となる可能性が出

てくるものと思われる。⁽⁴⁾

2 賠償責任を負う者

原子力損害について賠償責任を負うのは原子力事業者である。この原子力事業者とは以下の者である（原賠法第 2 条第 3 項）。

- a. 原子炉の設置許可を受けた者（原子炉の譲受けの許可を得た者を含む。）
- b. 外国人が所有する原子力船（軍艦は除かれる。以下、「外国原子力船」と略す。）の運航者で、日本の水域に立ち入ることを認める運輸大臣の許可を受けて日本の水域にいる者
- c. 加工の事業の許可を受けた者
- d. 再処理の事業の指定を受けた者
- e. 廃棄の事業の許可を受けた者
- f. 核燃料物質の使用の許可を受けた者
- g. 日本原子力研究所
- h. 動燃事業団

国が a c d e f の規定に該当する場合には原子力事業者として扱われる（但し、本章 V 1 を参照）。

また、a b c d e f g h であった者も原子力事業者として扱われる。このことは責任の期間と関連して重要である（本章 IV 2 (1) 参照）。

これらの規定を見て原子力利用の一連の過程と比較すると、製錬事業者が原賠法上の原子力事業者になっていないことが分かる。これは、一つには製錬事業が現在の法解釈では、濃縮過程の前段階で放射能レベルが低いものを取り扱う事業と考えられているためである。また、もう一つには現実に現在の日本において動燃事業団以外の者が製錬事業を行っていないことが影響しているものと思われる。

なお、後述の原子力施設の運転の定義（本章 III 1 参照）からして、加工の事業の中で天然ウランの転換過程も原賠法適用の対象から除外されるが、これも製錬事業が除外されているのと同様な理由によるものと思われる。

3 無過失責任(strict liability)主義・免責事由

原子力という高度な科学技術を備えた施設の操業から生じる損害については、従来の過失責任主義を原則とする不法行為理論によっては、被害者の救済が著しく困難になり、その保護に欠けることになる。そのため、原子力施設の運転によって（原子力施設の運転の定義については本章 III 1 参照）、第三者に対して与えた原子力損害の賠償については、原子力事業者が無過失責任が課されている（原賠法第 3 条本文）。

但し、原子力損害が「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」によって生じたものであるときには、原子力事業者は免責される（原賠法第 3 条但書）。⁽⁵⁾

この「異常に巨大な天災地変」は有史上例のない規模のものと考えられている。また、「社会的動乱」についても「異常に巨大な天災地変」に相当する程度の規模が必要であると考えられている。したがって、局地的な暴動・蜂起は「社会的動乱」に当てはまらないとされる。⁽⁶⁾

近年、問題となってきたテロリズムは小規模なものが多く、この「社会的動乱」に当てはまらないとされている（詳細は第二章 II 7 (1)(b)を参照）。

4 無限責任

諸外国においては、原子力事業者に対して、将来の損害賠償負担金額についての予測可能性を与えて原子力事業の安定的な発展をはかるために、一定金額以上の損害については原子力事業者の責任の免除を定めていることがある。⁽⁷⁾

我が国においては、3 で述べた「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」の場合にのみ原子力事業者の賠償責任について免除することを規定し、責任額の制限をしていない。したがって、責任がある場合には、原子力損害について、原子力事業者は無限責任を負っている（但し、外国原子力船が日本の水域に立ち入る場合には原賠法第 7 条の 2 第 2 項によって、360 億円を下回らない範囲で政府と当該外国政府との間で合意した損害賠償措置額が免責額となる（本章 II 6 (3)(b) 参照）。）。

しかしながら、後述する損害賠償措置額以上の損害については、国が援助

することになっており（但し、義務的国家補償ではない。）、實際上、原子力事業者にとって重い責任を負わせているわけではない。⁽⁸⁾

5 賠償責任の集中

被害者救済の観点（被害者に損害賠償請求の相手を容易に認識させる）及び原子力関連産業のリスクの軽減の観点（原子力事業者との取引業者の地位を安定させる）から、損害賠償の責任を原子力事業者に集中させている（原賠法第4条）。

また、原子力事故を引き起こした者（原子力事業者の従業員も含まれる。）に対する原子力事業者の求償権について、その者が故意の場合にのみ行使し得るとして制限している（原賠法第5条第1項）。但し、求償権について特約をすることは自由である（原賠法第5条第2項）。

この故意の内容について原賠法は明文で規定していないが、論理上「原子力損害を発生させるという故意」と限定して解釈すべきである（しかし、未必の故意の問題は残っている。）。⁽⁹⁾

昭和46年の改正以前は、原子力損害が資材の供給又は役務の提供に起因して生じた場合には、供給者又はそれらの者の従業員に故意がある場合に限って求償権を認め、それ以外の第三者については、その者に故意又は過失がある場合に求償権を認めていた。しかし、この区別した取扱いについては疑問が当初よりもたれており、昭和46年の改正で、すべての第三者についてその者が故意に引き起こした場合に限って求償権を認めることにしている。⁽¹⁰⁾

この求償権について、原子力事業者は、責任保険契約において保険会社との間で求償権不行使特約を締結しており、保険会社も当該求償権を代位取得しないものとしているので、少なくとも保険金額の範囲内では現実には求償権を放棄している。⁽¹¹⁾

6 損害賠償措置

(1) 損害賠償措置の強制

損害賠償義務の確実な履行を担保するため（被害者を目的とした無過失責任主義を現実化するため）、及び原子力事業者について事故の際の偶発

的な賠償負担を経常的支出（保険料の支払等）に転化せしめるため、責任保険契約及び補償契約の締結、損害賠償措置を原子力事業者に義務付け、損害賠償措置を講じないで原子力施設を運転することを禁じている（原賠法第6条）。

この規定に違反したときには、1年以下の懲役若しくは30万円（新法では50万円）以下の罰金に処せられ、又はこれらを併せて課せられる（原賠法第24条）。

この他に原子炉等規制法上の制裁措置として、損害賠償措置を講じないで原子力施設を運転した場合、内閣総理大臣（若しくは主務大臣）は当該原子力施設に係る原子炉設置等の許可若しくは指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて事業等の停止を命ずることができる（原子炉等規制法第20条第2項、第33条第2項、第46条の7第2項、第51条の14第2項、第56条）。

また、違反を行った原子力事業者が補償契約を締結している者であるときは、政府は補償契約を解除することができる（補償契約法第15条第1項第1号）。

(2) 損害賠償措置一般

(a) 概要

損害賠償措置は、責任保険と補償契約のセット、又は供託によって講じられ、各々について科学技術庁長官の承認を受ける必要がある。この他、これらに相当する措置で科学技術庁長官の承認を受けたものによって、損害賠償措置を講じることもできる。

損害賠償措置が必要な金額については、表一-1のとおり100億円（新法では300億円）を上限として施設の種類ごとに定められている（原賠法第7条第1項、同法施行令第2条；なお、原子力船の場合については本章Ⅱ6(3)(b)を参照）。

この金額を越える賠償については、後述するように、必要に応じて国が原子力事業者に援助を与えることとなっている（原賠法第16条；本章

II 7(1)参照)。

通常、原子力事業者は、責任保険と補償契約のセットで損害賠償措置を講じている。これらの措置はセットで始めて有効となるもので、各々単独では損害賠償措置として認められない。

責任保険は民間保険の一種である。日本においては、この保険を引き受ける保険会社は日本原子力保険プールを結成し、同プールが保険会社の業務の代行をしている。締結された契約は、プール加盟の各社に対してその持分に応じて配分されている。

(b) 原子力損害賠償補償契約

原子力損害賠償補償契約は、前述の責任保険によって填補されない場合に備えて政府と締結するものである(この契約の実質的な手段としては、保険の技術を用いている)。

補償契約上の補償契約金額は、原則として当該施設の損害賠償措置額と同額である。損害賠償措置の一部又は全部が供託等によってなされている場合には、当該施設の損害賠償措置額からそれらの供託金額を控除した額が補償契約金額となる。

責任保険が填補しない損害で、政府との補償契約によって補償される損害は以下のとおりである(補償契約法第3条、同法施行令第2条;但し、原子力船の場合を除く。原子力船の場合については本章 II 6(3)(b)を参照)。

- a. 地震又は噴火によって生じた原子力損害(異常に巨大な場合は原子力事業者自体が免責され、国が必要な措置を行う;原賠法第17条)
- b. 正常運転の場合に生じた原子力損害(正常運転の定義については、補償契約法施行令第1条に規定されている。)⁽¹²⁾
- c. 発生原因に関する限りでは責任保険の賠償対象となる損害ではあるが、当該発生原因の起こった日より10年を過ぎて請求された原子力損害(但し、当該原子力損害が上記の10年の期間内に発生した場合には原則として責任保険の賠償の対象となる。この場合、やむをえない理

由があるものに限り補償契約の補償対象となる。やむをえない理由とは、加害者を知るのが遅れた場合、上記の10年の期限終了の直前に損害が発生した場合等が考えられる。なお、本章 IV 1(2)を参照)

- d. その他政令で定める損害(現在のところ、津波によって生じた原子力損害が定められている;補償契約法施行令第2条)

なお、原子力事業者が故意に事故を引き起こした場合には、政府との補償契約によっても補償されない。但し、原子力事業者が責任保険の保険料を未納した結果、責任保険による賠償が支払われなかった場合には、保険料の未納は原子力損害の発生原因ではないので、前述のcの規定により当該発生原因の起こった日より10年を過ぎて発生した原子力損害については補償契約の補償対象となる。⁽¹³⁾

以上が損害賠償措置の一般的な概要である。この他に原子力船の場合については次のような特別な措置がある。

(3) 原子力船の場合の損害賠償措置

原子力船が他の原子力施設と大きく異なるのは、それが日本の領域外に出る可能性、さらには他国の領域内に入る可能性があること、及び他国の原子力船が日本の領域内に入る可能性があることである。

日本の原子力船が日本の領域内にあるときには、前述の一般的な損害賠償措置を講じるだけで済むが、このような場合には、他国の関係法令との調整が必要になる。こうした原子力船の特殊な性質をかんがみて、原賠法は以下のような措置を特別に定めている。

- (a) 日本の原子力船を他国の水域内に立ち入らせる場合の損害賠償措置
(原賠法第7条の2 第1項)

このような場合の損害賠償措置について、原賠法は、責任保険及び補償契約その他の措置であって、「当該原子力船に係る原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずべきものとして政府が当該外国政府と合意した額の原子力損害を賠償するに足る措置として科学技術庁長官の承認を受けたもの」としている。

したがって、前述の一般的な損害賠償措置額（原賠法第7条第1項）がその合意額より小さいときには、不足分について上積みの補償契約等が講ぜられなければならない。

なお、この場合の補償契約上の補償契約金額は合意額を上限として、一般的な損害賠償措置による責任保険又は原賠法第7条の2第1項によって採られたその他の損害賠償措置が支払われる場合には、それらを控除して残った金額である（補償契約法第3条第1項第4号、第4条第2項）。

(b) 外国原子力船を日本の水域内に立ち入らせる場合の損害賠償措置
（原賠法第7条の2第2項）

このような場合の損害賠償措置について、原賠法は、「当該外国原子力船に係る原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずべきものとして政府が当該外国政府と合意した額」「の原子力損害を賠償するに足る措置として科学技術庁長官の承認を受けたもの」としている。この額は原子力損害を発生させる事実（事故以外に正常運転の場合を含む。）について360億円を下回らないものとされる。

また、この額を越える原子力損害が発生しても、当該外国の原子力船に係る原子力事業者が責任を有するのはこの額までであり、それを越える損害については免責される（原賠法第4条第2項）。

なお、この規定は、外国原子力船が漂流等により日本の水域内に入り事故を起こした場合には適用されない。なぜならば、当該外国原子力船の運航者は原賠法上の原子力事業者ではないからである。このような場合には、国際私法の原則に従い一般法令の体系の中で処理される（詳細は第五章参照）。⁽¹⁴⁾

(4) 損害賠償の単位 — サイト主義

損害賠償措置を講ずる単位は「一工場若しくは一事業所当たり若しくは一原子力船当たり」（原賠法第7条第1項）である。これをサイト主義という。

したがって、一事業所内に二以上の原子炉を設置する場合、又は原子炉の運転と加工の事業とを行う場合においても損害賠償措置は一つでよい。この場合の損害賠償措置額は、事業所内の個々の施設に関する損害賠償措置額の合計ではなく、それらの損害賠償措置額の中で最大のものが当該事業所の損害賠償措置額となる。

サイト主義を採用したのは、一事業所内に数個の原子力施設があり、そのサイトからの放射線の放出等により損害が発生した場合には、それがどの施設からのものであるか明確に区分し得ない事態に対処しようとするものと説明されている（但し、サイト外の核燃料物質等の運搬については、その性格上サイト主義は適用されない。）。⁽¹⁵⁾

原子炉等規制法上の規制も、平常運転時の公衆の被曝については事業所等を一単位として規制し、当該事業所全体として許可基準（年間被曝線量500ミリレム）⁽¹⁶⁾及びALAP指針による線量目標値（希ガスについて年間被曝線量5ミリレム等）を満足するように規制している（したがって、一事業所内の原子力施設が多くなればなるほど条件が厳しくなる。）。

なお、立地評価における重大事故及び仮想事故については、原子力施設ごとに考慮するが、これは、これらの施設相互間に共通した原因で事故が連鎖的に起こる可能性がないことを前提としているためである。

サイト主義を採用しているが、一つの原子力施設で事故があり損害賠償措置が使用され、損害賠償措置額が規定された額を下回った場合には、後述の復元命令が発せられる。

(5) 復元命令

一事業所内に二以上の原子力施設がある場合等では、一つの原子力施設で事故があり損害賠償措置が使用されれば、当該事業所の損害賠償措置額は規定された額を下回る。また、一つの原子力施設しかない場合でも事故等による損害について損害賠償措置が使用されていれば、当該原子力施設が運転を再開するときにはやはり損害賠償措置額は規定された額を下回っている。

このような「原子力損害を賠償したことにより原子力損害の賠償に充てべき金額が賠償措置額未満となつた場合」において、科学技術庁長官は原子力損害の賠償の履行を確保するため必要があると認めるときには（例えば、二以上の原子力施設がある場合で事故のなかった原子力施設について運転を継続する場合、事故部分について修復が行われ運転が再開される場合等）、期限を指定して損害賠償措置額を規定された額まで復元するよう命令することができる（原賠法第 7 条第 2 項）。

この場合、復元命令が発せられるまでの期間、及び命令により指定された期限までの期間においては、残存している損害賠償措置額をもって賠償を履行し得るように、原賠法第 6 条（損害賠償措置の強制）の適用を除外する。これは、原賠法第 6 条をそのまま適用すれば、政令で規定されている損害賠償措置額に満たない損害賠償措置は原賠法上の損害賠償措置ではなくなり、当該措置から原賠法による損害賠償を行うことが困難になるからである。

7 国の援助等

6 で述べた原子力事業者が講じた損害賠償措置によっては填補され得ない損害が生ずることがある。これには大別して二種類のものがある。一つは、当該損害について原子力事業者が賠償責任はあるが、損害が損害賠償措置額を超える場合である。他の一つは、原子力事業者が免責されている場合である（原賠法第 3 条第 1 項但書、第 4 条第 2 項、第 7 条の 2 第 2 項）。

以下、これらの概要について述べる。

(1) 損害が損害賠償措置額を超える場合

このような場合、国は原子力事業者に対して「損害を賠償するために必要な援助を行なうもの」とされている（原賠法第 16 条）。

「必要な援助」とは補助金の交付、低利融資、融資についての利子補給、金融の斡旋等が考えられる。しかし、その内容について定めた規定があるわけではない。

「必要な援助」とは、損害が損害賠償措置額を超え、かつ原賠法の目的

の達成のために必要と認められるときは、必ず援助を行うものとする趣旨である。⁽¹⁷⁾ しかし、国の法律上の義務ではない。⁽¹⁸⁾

「必要な援助」は、原則として損害が損害賠償措置額を越えた部分について行われる。しかし、一つの原子力事故が起こり損害賠償措置が取り崩され、未だ損害賠償措置の復元が行われていないうちに、別の原子力事故が発生した場合には、本来の損害賠償措置額未満で残存している賠償措置額を超える損害について、「必要な援助」が行われる。⁽¹⁹⁾

なお、外国原子力船が許可を得て日本の水域内に立ち入る場合については、前述したように当該外国政府と日本政府とが合意した額で責任が制限されるので、国の援助は行われぬ。合意した額以上の損害が発生した場合には後述の原賠法第 17 条の問題となる。

(2) 原子力事業者が免責される場合

原子力事業者が免責される場合は二つある。一つは異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって原子力損害が発生した場合である。他の一つは、外国原子力船が許可を得て日本の水域内に立ち入る際に、当該外国政府と日本政府とが合意した額以上の損害が発生した場合である。

このような場合、国は「被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする」とされている（原賠法第 17 条）。

こうした損害は、原子力損害というよりは国家的・社会的災害というべきものであり、そのような観点から国が救助に当たることとしている。

しかし、「必要な措置」の内容については未定である。

Ⅲ 損害賠償措置を講じる期間

1 原子力施設の運転の定義

原賠法第 6 条は、損害賠償措置を講じないで原子力施設を運転することを禁じている。この原子力施設の運転の定義については原賠法第 2 条が定めており、以下のようになる。

a. 原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用、核燃料物質又は核燃

料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下、「核燃料物質等」と略す。）の廃棄であって政令で定めるもの

b. aの行為に付随してする核燃料物質等の運搬、貯蔵又は廃棄であって政令で定めるもの

さらに、原賠法施行令第1条で詳細に規定される結果、原子力施設の運転とは、次のようなものになる。

a. 原子炉の運転

b. 次に掲げる核燃料物質の加工

α. ウラン235及びウラン238に対するウラン235の比率が天然の比率をこえ100分の5に達しないウラン及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であってウラン235の量が2000グラム以上のもの

β. ウラン235及びウラン238に対するウラン235の比率が100分の5以上のウラン及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であってウラン235の量が800グラム以上のもの

γ. プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であってプルトニウムの量が500グラム以上のもの

c. 再処理

d. bのαβγに掲げる核燃料物質の使用

e. 廃棄物埋設（原子炉等規制法第51条の2第1項第1号）及び廃棄物管理（同項第2号）

f. a b c d eに掲げる行為に付随してする次に掲げる物の運搬、貯蔵又は廃棄

α. bのαβγに掲げる核燃料物質

β. 原子炉等規制法第2条第7項に規定する使用済燃料

γ. 核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）

しかし、以上の規定は、これらの行為の開始時期及び終了時期を定めてはいない。したがって、損害賠償措置の開始時期及び終了時期をいつとするか

について問題が生じる。以下、開始時期、終了時期に分けて、主として原子炉の運転を中心に考察する。

2 損害賠償措置の開始時期

原賠法第6条により、前述のような原子力施設の運転を開始するときには損害賠償措置が講じられていなければならない。しかし、いつから講じなければならないかに原賠法及び関係法令に定義はない。

一般に、ある原子力施設について核燃料物質等が運搬されて来て、その施設の運転が開始されるまでには次のような過程を経る（但し、濃縮施設においては、原賠法の対象外である六フッ化ウランが施設へ搬入されるので、問題は更に複雑となる。詳細は第二章Ⅱ1を参照）。

a. 核燃料物質等の事業所内への搬入

b. 原子力施設内への核燃料物質等の据付け

c. 搬入された核燃料物質等を使用した当該原子力施設の試運転

d. 当該原子力施設の本格運転

a b c dの中で、cとdの潜在的危険性はほぼ同等と考えることはできる。特に原子力発電所の場合には、営業運転の何日か以前より100%の出力の運転をし、使用前検査を行い、同検査の合格をもって営業運転の開始としているので、その間の潜在的危険性は営業運転開始以降の潜在的危険性と同等であると考えられる。しかし、a bの潜在的危険性とc dの潜在的危険性とを同等と考えることはできない。したがって、潜在的危険性の観点から考えれば、a bとc dとの間で損害賠償措置額に差があってもいいように、すなわち、その間で原子力施設の原賠法上の運転が開始されると規定してもよいように思われる。

しかしながら、現行の原賠法の体系はそうになってはいない。施設ごとの損害賠償措置額の差はあるが、一つの施設の運転の開始までの各段階で損害賠償措置に差を設けてはいない。

一方、現行の原賠法の原則である責任の集中という観点から考えれば、発送入たる原子力事業者の責任が終了する時点（搬入された核燃料物質等の積

卸しの開始時点)から当該原子力施設の運転時点までの間において、原賠法上の責任について空白が生じるのは避けなければならない。

したがって、原子力施設の運転の開始時期とは、当該施設において使用、貯蔵又は廃棄等する核燃料物質等が当該施設において積卸しを開始された時点と考えるほかはない。潜在的危険性に差があり、本来ならば損害賠償措置額に差があるべきではあるが、現行の原賠法上は、少なくとも当該時点において当該原子力施設に関して規定されている額の損害賠償措置が講じられていなければならない。

3 損害賠償措置の終了時期

損害賠償措置の終了時期についても、開始時期と同様に原賠法及び関係法令に定義はない。但し、補償契約法第5条に「補償契約の期間は、その締結の時から当該補償契約に係る原子炉の運転等をやめる時までとする」との規定がある。この「原子炉の運転等をやめる時」が原賠法上の損害賠償措置の終了時期である。

原賠法は、前述のようにサイト主義を採用しているので、一事業所内で数個の原子力施設がある場合には、一つの原子力施設の運転等を終了しても、その施設よりも損害賠償措置額が大きい原子力施設があれば当該サイトの損害賠償措置は継続され問題は生じない。

問題となるのは、一事業所内のすべての原子力施設の運転等を終了する場合、又はそのサイトの損害賠償措置額の基礎となっている原子力施設の運転等を終了する結果、損害賠償措置額に変更がある場合である。

一般に、ある原子力施設について、その施設の営業運転が終了し、当該施設が解体されるまでには次のような過程を経る。

- a. 当該原子力施設の営業運転の停止（使用の停止；廃棄事業の場合には監視密度の段階的解消）
- b. 原子力施設内に残っている核燃料物質等の撤去（これに当たるものは廃棄事業の場合にはない。）
- c. 原子力施設自体の解体撤去（廃棄事業の場合には管理を要しない段階）

a b c各々の潜在的危険性は異質なものである。例えば、cの場合には運転時の原子力事故のような潜在的危険性はないが、その反面、解体に伴って生じる廃棄物による周辺環境への汚染発生等の潜在的危険性がある。発生確率をも考慮した上でどちらの潜在的危険性が高いかを決定することは難しい。したがって、a b cの間で損害賠償措置額に差を設けることも難しい。

一方、現行の原賠法の原則である責任の集中という観点から考えれば、原子力施設自体の解体撤去に伴って生じる放射性廃棄物を廃棄事業者に引き渡すまでは（廃棄事業者の施設において当該放射性廃棄物の積卸しを開始するまでは）、原則として、発送人として当該原子力事業者の責任は継続している。但し、運搬については、原子力施設の運転とは別の損害賠償措置額が原賠法に定まっている。

したがって、現行法上、原子力施設の運転の終了時期とは、廃棄事業者は別として（廃棄事業者については第二章 II 3を参照）、原子力施設自体の解体撤去に伴って生じる放射性廃棄物を廃棄事業者に引き渡すため輸送用具に積み込む作業がすべて終了した時点と考えることができる。現行の原賠法は、この時点まで当該原子力施設の運転等に係る損害賠償措置を講じていなければならないものとしていると思われる。

IV 損害賠償請求権の期間制限

原賠法は特別の規定を置いていないので、損害賠償請求権の期間制限については民法の一般原則（不法行為の時効の規定）が適用される。その結果、請求権は、被害者が損害及び加害者を知った時から3年、不法行為の時から20年で消滅する（民法第724条）。前者を時効期間、後者を除斥期間と解するのが通説である（但し、除斥期間となると裁判所の職権調査事項となるという問題がある。）。(20)

以下、公害訴訟における判例の動向を参考にして、時効の問題について述べる。

1 3年の消滅時効

(1) 損害を知りたる時

「損害及び加害者を知りたる時」とは、被害者の「加害者に対する賠償請求が、事実上可能な状況のもとに、その可能な程度にこれを知った時」を意味している（最高裁昭和48年11月16日判決；民集第27卷10号1374頁）。

損害を知るとは、損害発生的事实を知ることであり、損害の程度又はその額を知る必要はない（大審院大正9年3月10日判決；民録第26卷280頁）。

したがって、被害者が不法行為に基づく損害の発生を知った以上、その侵害が進行・拡大する場合においても、その損害と牽連一体をなす損害であって、損害発生当時においてその発生を予見することが可能であった損害については、すべて被害者において損害の発生時点にその認識があったものとして、消滅時効が進行を始めるものと解される（最高裁昭和42年7月18日判決；民集第21卷6号1559頁）。

当初の時点において予見できなかった損害については、当初の損害発生に関連して予見し得るようになった時点があればその時点から、予見し得るようになる時点がなければその予見できなかった損害が発生した時点から、時効が進行する。

以上は、加害者を知っているとの前提での考察である。以下に加害者を知りたる時について述べる。

(2) 加害者を知りたる時

加害者を知るとは、被害者がその損害賠償請求がなし得る程度に、その原因を与えた行為者（加害者）を認識することである。

原子力損害、特に晩発性障害についてはその発生を認識することは難しい。原子力事故に起因して損害が発生した場合には加害者を特定することは比較的簡単に行える。しかし、長期にわたる微量な被曝が蓄積されて損害が発生した場合には当該損害が原子力施設に起因するものであるとの推測がある程度なければ加害者を認識することは難しい（第二章Ⅱ5参照）。

しかしながら、加害者を認識するためには、加害者と当該原子力損害と

の因果関係について行政庁の見解等の具体的資料がなければならない（熊本水俣病判決等）というものではない。前述のように、賠償請求が可能な程度に加害者を認識していればよい。なぜならば、加害者を誤って認識したとしても、そのこと自体によって損害賠償請求権の行使が不可能になるものではないからである。すなわち、敗訴はするかもしれないが訴訟を提起することはできるからである。

2 20年の除斥期間

(1) 原子力損害の特殊性

放射線障害、特に晩発性障害は被曝後直ちに症状が表れるものではない。障害の種類によっては、被曝後数十年を経ってから発症することもあり得る。遺伝的障害は更に発症が遅れることがある。

したがって、事故後20年の経過により、当然に損害について賠償請求できなくなるとすれば、問題を残すように思われる。特に障害が事故後20年を経て発生した場合はそうである。

しかし、一方で、事故後20年を経て障害が発生した場合を考えると、当該障害と当該事故との因果関係を明らかにするのは非常に困難であると思われる。この因果関係の立証の困難さを考慮すれば、事故後20年を過ぎた後の損害賠償請求を排除するのもある程度合理性があるのかもしれない。

立法論としては、原子力損害の特殊性を考慮して、20年の除斥期間について何らかの例外を設けるのが望ましいように思われる（もっとも、除斥期間の起算点を事故発生時点ではなく、損害が発生した時点、すなわち、障害が発生した時点と考えれば、前述のような問題はなくなる。⁽²¹⁾）。

原賠法上は、一度原子力事業者であった者は、その者が存続する限り責任を負うことになっているのであるから（本章Ⅱ2参照）、不法行為の20年の除斥期間に例外を設けても過度に原子力事業者に負担を掛けるものではないものと思われる（なお、電気事業法第14条第3項により、公共の利益を阻害するおそれがないときでなければ、電気事業の休止・廃止はできないようになっている。）。

(2) 期間の起算点

民法第 724 条によれば 20 年の除斥期間の起算点は不法行為の時である。この不法行為の時がいつであるかが原子力損害の場合には問題となる。

爆発のような原子力事故の場合は比較的正確に不法行為の時を認識できる（但し、爆発の場合においても、爆発時点を起算点にするのか、爆発に伴う放射能及び放射線の放出が止んだ時点を起算点にするのかという問題は残る。また、前述のように、爆発に起因した損害発生の時点を起算点とする考えもあり得る。）。

認識するのが難しいのは、長期にわたる微量な被曝が蓄積されて損害が発生した場合である。この場合、a 被曝の原因となる放射能又は放射線の放出を引き起こした事故の時点を起算点にするのか、b 損害を発生させるのに十分な被曝をもたらす程度に放射能又は放射線の放出量が累積した時点を起算点にするのか、c 放射能又は放射線の放出が継続している限りは被害が進行するのであるから放射能又は放射線の放出が止んだ時点を起算点にするのかという大別して三つの考え方がある（c の考え方は、公害訴訟において被害者側が用いることが多い考え方である。）。

前述の 3 年の消滅時効の考え方（本章 IV 1 (1) 参照）と同様に考えれば、b の起算点の考え方が適当のように思われるが、精確な観測データがなければ時点を特定することが不可能である。また、一方で損害を発生させるのに十分な被曝をもたらす程度の放射能又は放射線の放出量がどれくらいかという問題もある。

以上のように、期間の起算点を一義的に特定することは困難であり、ケースごとに対応を考えざるを得ないように思われる。

V 原子力損害賠償制度と他の制度との調整

原子力損害賠償制度は、原子力損害の取扱いについて例外的な制度を設けた制度であることから、一般的な制度との調整が必要になってくる。以下、主な調整の規定について述べる。

1 原賠法の国への適用

国が、原子炉等規制法に基づく承認を受けて、原子炉設置者等の原子力事業者となり原子炉の運転等を行う場合には、原賠法が適用され、無過失賠償責任を負わされる。その限りにおいて原賠法は国家賠償法の特例を定めているといえる。

但し、原賠法の賠償措置の規定（原賠法第三章）、及び原子力事業者に対する国の援助の規定（原賠法第 16 条）は国に対して適用されない（原賠法第 23 条）。これは、国の賠償義務の履行を一般的な財政支出の原則によって処理する方針だからである。⁽²²⁾

2 原子力損害賠償制度と労働災害補償制度との調整⁽²³⁾

昭和 54 年の原賠法改正によって、従来原賠法の対象となっていなかった原子力事業者の従業員（下請従業員の受けた被害は、この改正以前から一般の被害者として原賠法の適用の対象となっていた。）の業務上受けた損害が原賠法の適用対象になった。その結果、労働災害補償保険等に基づく給付と原賠法の適用対象になった。その結果、労働災害補償保険等に基づく給付と原賠法に基づく損害賠償との間で、損害の二重填補というような事態が起こらないように調整する必要が生じた。こうした調整は、本来ならば民事損害賠償制度と社会保険制度全般で行うことが必要である。しかし、原賠法という限られた分野において先行して調整が行われたため、原賠法の附則という形式で調整規定が置かれている。

以下、調整の主要点について述べる。

(1) 調整の方法

原子力損害賠償制度と労働災害補償制度との調整は、原賠法上の賠償責任の履行猶予という構成で行われた。

すなわち、原子力事業者はその従業員の受けた全損害について賠償責任を負うが、将来において労災給付等により填補が予定される部分に関しては、当該部分を損害発生時点における一時金に換算して（換算は法定利率による。）、この換算額の限度で、原賠法上の賠償責任の履行が猶予される。原子力事業者は、当該被害者が労災給付等を受ける権利が存続する間は、

全損害から将来における労災給付等の相当額を控除した額を賠償すれば足りる（附則第 4 条第 1 項第 1 号）。

現実に労災給付等が支給されれば、その都度、原子力事業者はその分の賠償責任を免ぜられる（附則第 4 条第 1 項第 2 号）。

なお、慰謝料、物的損害は労災給付等の対象ではないので、附則第 4 条の調整を受けることなく、原賠法によって支払われる。

(2) 求償権

労働災害補償保険法等においては、労災給付の支給の対象となる損害が第三者の行為によって生じた場合には、給付を支給した者（政府）はその支給した価額の限度で被害者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得することとしている（労働者災害補償保険法第 12 条の 4 等）。

原賠法制度に原子力事業者の従業員を取り込むと、原賠法の責任集中の法理が働いて従業員は使用者である原子力事業者に対してのみ損害賠償請求権を有することになる（本章 II 5 参照）。その結果、第三者の故意によって原子力損害が生じた場合、原子力事業者が賠償した分（労災給付によって填補されない損害部分）については、原子力事業者が当該第三者に対して求償権を得るが、労災給付を支給した者（政府）は被害者の賠償請求権を代位取得して当該第三者に対して求償を求めることができなくなってしまう。こうした事態を避けるために、労災給付を支給した者（政府）が故意に原子力損害を引き起こした第三者に対して求償する権利を創設する規定を置いた（附則第 4 条第 2 項）。

VI 原賠法の時限的性格

旧法の原賠法第 20 条は、補償契約の締結（原賠法第 10 条第 1 項）及び国の援助（原賠法第 16 条第 1 項）の規定は、昭和 64 年 12 月 31 日までに原賠法第 2 条第 1 項に掲げる行為を開始した原子力施設の運転に起因する原子力損害に適用するとしている（新法では、平成 11 年 12 月 31 日となっている。）。

前述した原子力施設の運転（本章 III 1 参照）を行うとする原子力事業者は、

原賠法第 6 条により責任保険と補償契約とのセットの損害賠償措置を講じる義務がある（但し、供託等の他の手段によることも可能である。）。したがって、昭和 64 年 12 月 31 日までに原子力施設の運転を開始しなければ補償契約の適用を受けられないということは、すなわち、実際上は、損害賠償措置を講じることができないことを意味する。このことは、経済的負担を考えれば、実質的に原子力施設の運転を新たに開始することができないことを意味する。

この原賠法第 20 条は、以上のように原賠法全体に時限法的性格を与えているのである。

なお、原賠法第 20 条に規定されている行為の開始とは、前述した損害賠償措置の開始時期とは異なり（本章 III 2 参照）、実際の原子力施設の運転を始めることを、少なくとも当該原子力施設の試運転を始めることを意味し、単に核燃料物質等が原子力施設内に置かれた状態は行為の開始に当たらないと考えられる。⁽²⁴⁾

表一 - 1 損害賠償措置額 (金額は平成元年 3月31日現在)

1	熱出力が 1万kWを超える原子炉の運転 (当該原子炉の運転に付随してする核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物 (以下、「核燃料物質等」と略す。)の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬, 貯蔵又は廃棄を含む。次号及び第 3 号において同じ。)	100億円
2	熱出力が 100kWを超え 1万kW以下の原子炉の運転	20億円
3	熱出力が 100kW以下の原子炉の運転	2億円
4	加工 (当該加工に付随してする核燃料物質等の当該加工が行われる工場又は事業所における運搬, 貯蔵又は廃棄を含む。)	2億円
5	再処理 (当該再処理に付随してする核燃料物質等の当該再処理が行われる工場又は事業所における運搬, 貯蔵又は廃棄を含む。)	100億円
6	核燃料物質の使用 (当該使用に付随してする核燃料物質等の当該使用が行われる工場又は事業所における運搬, 貯蔵又は廃棄を含む。)	2億円
7	廃棄物埋設 (前各号のいずれかに該当するものを除くものとし, 当該廃棄物埋設に付随してする核燃料物質等の当該廃棄物埋設が行われる事業所における運搬又は廃棄を含む。)	2億円
8	使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより固形化した物に係る廃棄物管理 (第 5号に該当するものを除くものとし, 当該廃棄物管理に付随してする核燃料物質等の当該廃棄物管理が行われる事業所における運搬又は廃棄を含む。)	20億円

9	前号以外の廃棄物管理 (第 1号から第 7号までのいずれかに該当するものを除くものとし, 当該廃棄物管理に付随してする核燃料物質等の当該廃棄物管理が行われる事業所における運搬又は廃棄を含む。)	2億円
10	原子炉の運転, 加工, 再処理, 核燃料物質の使用又は廃棄物埋設若しくは廃棄物管理に付随してする核燃料物質等の運搬 (他の号に該当するものを除く。)	2億円
11	原子炉の運転, 再処理又は廃棄物管理に付随してする使用済燃料又は使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより固形化した物の運搬 (第 1号から第 3号まで, 第 5号及び第 8号のいずれかに該当するものを除く。)	20億円
12	原子炉の運転, 加工, 再処理, 核燃料物質の使用又は廃棄物埋設若しくは廃棄物管理に付随してする核燃料物質等の廃棄 (第 1号から第 9号までのいずれかに該当するものを除くものとし, 当該廃棄に係る核燃料物質等の運搬を含む。)	2億円

第一章 原子炉施設を中心とした原子力損害賠償制度の概要 (注)

- (1) 科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』饗通商産業研究社 昭和55年 21~27頁
- (2) 下山 俊次「IV 原子力」『未来社会と法』筑摩書房 現代法学全集54 昭和51年 538頁
- (3) 前掲『原子力損害賠償制度』43~44頁
原子力発電所に関するいわゆる風評被害が争われた事件として、敦賀原子力発電所事故に起因して売上げ減少したとして魚の仲買業者が損害賠償を求めた例がある。裁判所は損害の前提となる売上げの減少の立証がないとして請求を棄却した(福井地裁 昭和61年12月19日判決)。
- (4) 前掲「IV 原子力」541~542頁
- (5) 西ドイツの原子力法においては、このような自然災害又は戦争等の社会的動乱に起因する原子力事故の場合においても、原子力事業者の賠償責任を免責していない。Julia A. Schwartz, Guy H. Cunningham「原子力事故により生じた損害に関する原子力施設運転者の責任についての特別な抗弁」『第8回国際原子力法学会報告』日本エネルギー法研究所 J E L I ・ R ・ No.39 昭和63年 73頁
- (6) 前掲『原子力損害賠償制度』52頁
- (7) 先進諸国の内で、日本、韓国、西ドイツ、スイスの各国が責任限度額を設定していない。したがって、これらの諸国においては、一定の免責事由に当たる場合を除いて原子力事故について無限責任を負う。一定の免責事由についても、前述のように西ドイツでは他国より厳しく制限している。
- (8) 星野・英一「日本の原子力損害賠償制度」金沢 良雄編『日独比較原子力法』第一法規 昭和55年 91頁
- (9) 前掲『原子力損害賠償制度』64頁
- (10) 前掲「日本の原子力損害賠償制度」92頁
- (11) 前掲『原子力損害賠償制度』63~64頁
- (12) 正常運転の定義は、補償契約法施行令によれば、原子炉等規制法の規定による保安規定、保安のために講じべき措置等に対する違反がない状態である(補償契約法施行令第1条第1号)
- (13) 前掲『原子力損害賠償制度』139頁
- (14) 前掲『原子力損害賠償制度』46頁
- (15) 前掲『原子力損害賠償制度』71~72頁

- (16) ICRP勧告(Pub. 26)に従って改正された放射線防護基準が平成元年4月1日より施行された。新基準では、許可基準を1ミリシーベルト(従来の100ミリレムに相等する。)としている。
- (17) 前掲『原子力損害賠償制度』99~100頁
- (18) 前掲「日本の原子力損害賠償制度」94~95頁
- (19) 前掲『原子力損害賠償制度』99頁
- (20) 前掲「日本の原子力損害賠償制度」91~92頁
- (21) 鉱業法第115条が「損害の発生時から二十年を経過したとき」と規定してあることと比較すると、民法第724条の「不法行為ノ時ヨリ二十年ヲ経過シタルトキ」との規定は、事故発生時点より20年の経過を意味するものと考えられるのではないか。
- (22) 前掲『原子力損害賠償制度』112頁
- (23) 前掲『原子力損害賠償制度』115~126頁
- (24) 前掲『原子力損害賠償制度』109~110頁

第二章 原子力損害賠償制度の 問題点

第二章 原子力損害賠償制度の問題点

I はじめに

我が国の原子力損害賠償制度は昭和37年に原子力損害賠償法が施行されて以来、原子力利用の健全な発展に大きな役割を果たしてきた。しかし、我が国の原子力施設においては、一度も、第三者に損害を与える事故は発生していない。

また、我が国の原子力施設には、万全の事故防止対策が講じられているので、そのような事故は、今後も発生するとは、考えられない。

しかし、外国においては、アメリカのスリーマイル島の事故、ソ連のチェルノブイル事故が発生しているので、本章においては、原子力損害賠償制度の問題点について、今後確立されるであろう核燃料サイクルとの関連を中心として検討することとする。

II 個別の問題点

1 濃縮

(1) 法規制の現状

ウラン濃縮については原子炉等規制法や原子炉等規制法施行令には明文規定がなく、動燃事業団が研究開発用に行っている濃縮業務は、動燃開発事業団法第23条第1項第4号の「生産」及び原子炉等規制法第6章の「使用」に当たるとされていたようである。また、宮崎県延岡で旭化成が化学法で行っているウラン濃縮についても、原子炉等規制法第6章の使用許可が用いられている。

その後、事業としての濃縮の実施が予定されるようになり、昭和59年6月18日総理府令である「核燃料物質の加工の事業に関する規則」が改正され、加工施設の中に「濃縮施設」が追加された。

これによって、今後事業として行う「濃縮」は原子炉等規制法第3章の加工に該当すると解釈されることとなる。

この解釈に基づき昭和59年7月20日動燃事業団はウラン濃縮原型プラントの設置について、加工の事業の許可申請をなし、昭和60年10月18日内閣

総理大臣の許可を得ている。

(2) 法の適用

原賠法は、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。」（原賠法第3条第1項）と定めており、濃縮事業者は、原賠法第2条第3項第2号により、原子炉等規制法第13条第1項の許可を受けた者（加工事業者）として、原子力損害の責めを負う原子力事業者となる。

(3) 検討を要する点 — 損害賠償措置の始期 —

原賠法施行令第1条は、原子炉の運転等について次のように定めている。

「原賠法第2条第1項に規定する政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 原子炉の運転

二 次に掲げる核燃料物質の加工

イ. ウラン 235及びウラン 238に対するウラン 235の比率が天然の比率をこえ 100分の 5に達しないウラン及びその化合物並びにこれらの物質の 1又は 2以上を含む物質であってウラン 235の量が 2,000グラム以上のもの

ロ. ウラン 235及びウラン 238に対するウラン 235の比率が 100分の 5以上のウラン及びその化合物並びにこれらの物質の 1又は 2以上を含む物質であってウラン 235の量が 800グラム以上のもの

ハ. プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の 1又は 2以上を含む物質であってプルトニウムの量が 500グラム以上のもの（以下略）」

つまり、核燃料物質の加工及び使用に関して原賠法上の責任を負う者は、原賠法施行令第1条第2号イからハまでに掲げる一定数量以上のウラン、プルトニウムを扱う者が対象である。

原賠法施行令第1条第2号イ及びロは、ウランについては濃縮ウランのみを適用の対象とすることを明らかにしたもので、低濃縮ウラン(5%未満)

はウラン 235の量が 2,000グラム以上、高濃縮ウラン(5%以上)は同 800グラム以上を扱う場合を適用の対象としている。同号ハにおいては、500グラム以上のプルトニウムを扱う場合が適用の対象となることを明らかにしている。⁽¹⁾

濃縮を行うため搬入された六フッ化ウランについては、ウラン 238に対するウラン 235の比率が天然の比率を越えていないので上記の原賠法施行令第1条第2号の適用対象外である。したがって、濃縮を開始する時点では、未だ原子炉の運転等に該当しないということになる（第一章 II 2 参照）。

この六フッ化ウランが濃縮過程のいかなる時点で原賠法施行令第1条第2号の規定に該当するようになるのかは正確に把握することができない。

このため、次のような問題点が考えられる。

a. 原賠法は、損害賠償措置を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならないと定めている（原賠法第6条）。

損害賠償措置としては、一般に責任保険契約及び補償契約が締結されている（原賠法第7条、第一章 II 6 参照）。その期間としては、責任保険契約では、「初日の午前 0時に始まり、末日の午後12時に終わる。」とされ（責任保険契約約款第5条）、補償契約では、「その締結の時から当該補償契約に係る原子炉の運転等をやめる時までとする。」とされている（補償契約法第5条）。なお、「締結の時」とは、具体的には、契約証書に政府（科学技術庁長官）及び原子力事業者が記名捺印した時である。⁽²⁾

この二つの措置を講じた上でなければ、事業者は原子炉の運転等を行うことができないとしても、法理論的には、この措置は、ウランの数量が原賠法施行令第1条第2号の規定に該当することとなる直前までに講じていればよいということになる。

b. 損害賠償措置を講じた後、濃縮の過程で事故により損害が発生しても、ウランが原賠法施行令第1条第2号の規定の数量に該当していなかった

場合、責任保険契約においては、その約款第 1 条及び第 4 条により⁽³⁾ 原子力損害以外の損害（約款では「一般災害」という。）をも、その填補範囲としているため、原子力事業者が損害賠償責任を負担することによって当該損害については填補されるものと思われる。一方、補償契約においては、この段階ではまだ原子炉の運転等に該当しないこととなり、填補されないということも理論上考えられる。

したがって、このような場合、補償契約が適用されるとき、すなわち、責任保険契約約款第 7 条から第 9 条の免責事由に該当し責任保険契約が履行されないときが問題となる。

2 原子炉施設の廃止措置（解体等）

原子炉が廃止された後に当該原子炉を解体すべきか否かについては原子炉等規制法その他の法令にも規定がない。現在のところ具体的な原子炉の廃止措置としては、日本原子力研究所において、同研究所の動力試験炉（J P D R）について解体撤去のための技術開発が進められている段階である。

原子炉の廃止措置については、原子力委員会においても検討を進めており、1987 年長計において「原子炉の廃止措置の進め方については、原子炉の運転終了後できるだけ早い時期に解体撤去することを原則とし、個別には合理的な密閉管理の期間を経る等諸状況を総合的に判断して定めるものとする。」という方針を打ち出している。原子炉の廃止措置として、原子炉の運転停止後密閉管理又は遮蔽隔離を行い、放射能の減衰を待って解体に着手することは十分に考えられるところである。

このように原子炉の運転廃止後、密閉管理、解体撤去というプロセスにより原子炉の廃止措置が採られるものとするれば、現行原賠法上、この密閉管理又は解体撤去の期間に係る損害賠償措置が問題となろう。

以下、現状の法規制を前提に、この間の損害賠償措置について検討する。

(1) 原子炉の廃止措置に対する現行法の規制

電気事業者が、将来にわたり運転を行わないという意志をもって商業用原子炉の運転を終結させるときは、電気事業法第 8 条に基づく許可（電気

事業の用に供する電気工作物の変更に係る事項）を受けることになる。これによって、第一段階として、原子炉が電気事業の用に供する工作物から除外される。

原子炉等規制法においては、原子炉の廃止に当たって、原子炉等規制法第 23 条による設置許可に対し、同法第 26 条に基づいて、その変更許可の申請が必要と思われる。⁽⁴⁾

個別の炉を廃止した段階では、密閉管理という状態が将来の解体撤去に至るまで続けられるものと思われる。この段階では、原子炉設置者は、保安規定を変更し、引き続き原子炉主任技術者を選任して管理を行うこととなろう（原子炉等規制法第 37 条、第 40 条）。

原子炉設置者が当該許可に係る原子炉のすべての運転を廃止する場合には、その旨を届け出なければならない（原子炉等規制法第 65 条）。⁽⁵⁾

解体に着手する前段階として、原子炉設置者は、原子炉の解体についてあらかじめ通産大臣に届け出なければならない（原子炉等規制法第 38 条第 1 項）。

この届出があった場合、主務大臣は、必要があると認めるときは、当該原子炉設置者に対し、原子炉の解体の方法の指定、核燃料物質による汚染の除去、その他核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる（原子炉等規制法第 38 条第 2 項）。

具体的な手続は、この条項に基づく措置命令により、法の不備を補いつ行われるものと思われる。⁽⁶⁾

以上の過程を経て、原子炉設置者は、当該原子炉の解体に着手できる。

(2) 原賠法の適用期間（原子炉の運転等）

原賠法第 3 条に規定する原子炉の運転等とは、原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下、「核燃料物質等」と略す。）の廃棄、及びこれらに附随してする核燃料物質等の運搬、貯蔵又は廃棄であるとされている（原賠法第 2 条）。

「附随してする」とは、原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用、核燃料物質等の廃棄のために行うものを指し、各行為の開始前又は終了後に行うものをも含むとされている。⁽⁷⁾

したがって、原子炉の運転を廃止した後であっても、原子炉の運転に附随して行っていた核燃料物質等の貯蔵が存続している場合には、当該貯蔵の継続期間中は、原子炉の運転等に該当して原賠法が適用され、その間に発生した原子力損害については、すべて原賠法上の責任を負うことになる。⁽⁸⁾このような状態が、当該原子炉の解体撤去作業終了時まで継続していると考えられる（なお、損害賠償措置の終了時期については第一章 Ⅲ 3を参照）。

現実的には、原子炉の運転を廃止した初期的段階において核燃料は撤去されていると考えられるが、密閉管理の状態は、原子炉の運転に付随して発生した核燃料物質等によって汚染された物が貯蔵されている状態に該当するものと考えられる。したがって、当該廃止された原子炉施設は、その意味において、原子炉の運転等の状態に該当すると考えられる。

(3) 原賠法の適用（原子力損害）

原賠法は、「原子力損害」とは「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害」と規定している（原賠法第 2条第 2項）。⁽⁹⁾

したがって、核燃料物質等が運転を廃止した原子力施設に存在している限りは、損害発生の可能性があり、原賠法の適用対象となる。

(4) 廃止措置における損害

原子炉の運転を廃止した後には、以下の理由によりサイト外における大規模な損害発生危険は減るものと考えられる。⁽¹⁰⁾

a. 解体撤去を行うまでは、原子炉設置許可にいう意味での放射性廃棄物の排出はない。一方、廃止措置に伴う排出量は運転上排出される量に比べてはるかに少ない。

b. 漏洩や汚染の危険を伴う炉心の冷却を行う必要はない。

c. それに加えて、非常にまれではあるが場合によっては事故による放射能汚染の影響を受ける可能性のあるような温排水の放出はない。

このため、第三者の進入ということを除けば、運転廃止後の密閉管理状態での原子力事故による損害賠償責任問題は、主として廃止施設のサイトで進められる作業に関連するものとなると考えられる。

これに対し、密閉管理期間終了後、解体撤去作業を開始してからは、作業者の被曝という危険に加えて、付着した放射性物質の飛散等による周辺環境の汚染という潜在的危険も考えられ、密閉管理期間中に比べ相対的に危険は増すものと考えられる。

原賠法は、熱出力が 1万kWを超える原子炉の運転については、100億円の損害賠償措置額を定めている。この損害賠償措置は、前述のように、解体撤去作業終了まで継続する必要がある（第一章 Ⅲ 3、本章 Ⅱ 2(2)参照）。

しかしながら、密閉管理から解体撤去作業終了に至るまでは、損害が発生した場合の損害の規模という点で、原子炉の運転期間中と同額の損害賠償措置額が必要かどうかには疑問のあるところである。但し、第一章で述べたサイト主義の結果、複数基の原子炉があるサイトで、そのうちの一つべたサイトを廃止する場合は、他に原子炉が残っている限り損害賠償措置額は変わらないため、このような問題は生じない（第一章 Ⅲ 3参照）。

なお、廃止した原子炉施設のサイトにおける放射能レベルが安全な数値にまで低減した後の、同地が再利用可能な状態において発生する原子力損害については、長期微量曝露による損害発生形態を取るものと考えられる（本章 Ⅱ 5参照）。

3 低レベル放射性廃棄物埋設事業における原賠法の適用

(1) 廃棄物埋設事業の実施における事故の責任

核燃料物質等の廃棄は、原賠法のカバーする原子炉の運転等に含まれる（原賠法第 2条第 3項第 2号の 3）。したがって、廃棄物埋設事業の実施

における事故によって発生した損害賠償責任は、廃棄物埋設事業者が一元的に負うことになる。

(2) 低レベル放射性固体廃棄物の処分

低レベル放射性固体廃棄物の処分については、「低レベル放射性固体廃棄物の陸地処分の安全規制に関する基本的考え方について」（昭和60年10月11日）原子力安全委員会により基本的方針が示されており、その概要は以下のとおりである。

低レベル放射性固体廃棄物の処分については、海洋処分と陸地処分を併せ行う方針としているが、低レベル放射性固体廃棄物の陸地処分方策については、その一つとして原子力発電所等の敷地外において所要の安全評価を経てそのままいわゆる処分へ移行することを前提に最終貯蔵すること（単に敷地外施設貯蔵又は最終貯蔵といわれている。）が現実的な対応と考えられている。

その具体的方法としては、時間の経過に伴って放射能の消失が有意に期待できる低レベル放射性固体廃棄物を陸地において処分し、放射能が十分に減衰するまでの間、放射能レベルに応じた段階的管理に依存して放射能の影響を防止する浅地層処分が代表的である。浅地層処分においては、廃棄体をピット等に収納した後は、静的な状態に置かれるが、その安全確保の考え方は、放射性廃棄物に含まれる放射能が時間の経過に伴って減衰し、放射能レベルが安全上支障のないレベル以下になるまでの間、廃棄体、場合によってはピット等の構築物（以下、「人工バリア」と略す。）と周辺土壌等（以下、「天然バリア」と略す。）を組み合わせ、放射能レベルに応じた管理（以下、「段階的管理」と略す。）を行うことによって、放射性廃棄物を安全に生活環境から隔離するというものである。

段階的管理は、以下のような四つの段階が考えられるが、これらの各段階に応じて適切な安全規制が行われる。

(a) 第1段階

人工バリアによって放射性核種の人工バリア外への漏出を防止し、所

要の監視（巡視・点検、人工バリアの放射線モニタリング等）によって漏出のないことを確認している段階

構築物の設置、放射線モニタリング、巡視点検、修復措置、立入制限措置、特定行為の禁止あるいは制約、従事者の放射線被曝管理等、保安のために必要な措置については安全上支障のないものであることを確認する。

(b) 第2段階

人工バリア及び天然バリアによって放射性核種の生活環境への影響を防止し、所要の監視（環境放射線モニタリング等）によって安全であることを確認している段階

処分場の環境放射線モニタリング、巡視点検、立入制限措置、特定行為の禁止あるいは制約、従事者の放射線被曝管理等、保安のために必要な措置について安全上支障のないものであることを確認する。

(c) 第3段階

主に天然バリアによって放射性核種の生活環境への影響を防止するが、廃棄体等の放射能濃度が相当に低減しているため、主として廃棄体を掘り出す等の人間の特定行為を禁止又は制約する措置で対処する段階

この段階においては、禁止措置等が適切な第三者によって担保される場合、管理の責任を移管し、処分場を公園等として利用することが可能となる。

(d) 第4段階

処分された廃棄体は、もはや放射性物質として拘束することを考慮しない。したがって、バリアによる放射性核種の閉じ込めは前提とせず、かつ、特定行為の禁止等の措置を必要としない無拘束段階

この段階では、特定行為の禁止等を前提とせず、かつ、処分された廃棄体を放射性物質として拘束することを考慮しない。したがって、廃棄体と直接接触すること等を考慮に入れても十分安全であることが前提となるので、廃棄体及び処分場の土壌等の放射能濃度が基本となって安全

性が判断される。

このような濃度は、処分場において想定され得る種々の状況に対応した線量評価モデルを設定し、織り込まれるパラメータの値を適切に選択した上で、想定される一般公衆の受けるおそれのある被曝線量が被曝管理の観点からは公衆を拘束することを考慮する必要のない線量以下となることを条件に設定される。その際、自然界に定常的に存在する放射性核種の濃度も参考にすることが考えられる。この濃度を基準値（以下、

「無拘束限界値」と略す。）として定め、処分された放射性廃棄物等の放射能濃度が無拘束限界値以下であることを確認する。

(3) 廃棄物埋設事業における原子炉等規制法の規制の概略

(a) 廃棄物埋設事業許可の申請

政令で定める核燃料物質等の埋設の方法による最終的な処分の事業を行おうとする者は、埋設する核燃料物質等の性状及び量、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備、廃棄の方法、放射能の減衰に応じた廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の変更又は廃止の時期等を申請書に記載の上、事業許可の申請をすることとなる（原子炉等規制法第51条の2第1項第1号、埋設規則第2条第1項）。また、その事業の開始前に、放射能の減衰に応じた措置等を規定した保安規定を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない（原子炉等規制法第51条の18第1項）。内閣総理大臣は災害の防止のため必要があると認めるときは、廃棄事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる（原子炉等規制法第51条の18第4項）。

(b) 保安規定の変更の認可

低レベル放射性廃棄物は、時間の経過とともにその放射能が減衰するので、廃棄物埋設事業者の管理もそれに依りて軽減することが可能である。廃棄物埋設事業者は、各段階に依りて管理を軽減することに保安規定の変更について、内閣総理大臣の認可を得なければならない（原子炉等規制法第51条の18第1項）。

(c) 事業の廃止

廃棄事業者がその事業を廃止したときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。この届出によって事業許可は効力を失う（原子炉等規制法第65条第1項、第2項）。

(4) 原子炉の運転等の終了時期

低レベル放射性固体廃棄物の処分については、その放射性物質の半減期が比較的短いという特性から、放射能が安全なレベルに低下するまでは人間環境と接触しないよう管理することとされている。

それ以後、すなわち第4段階移行後は、廃棄体と直接接触すること等を考慮に入れても十分安全であることが前提であり、したがって、処分された廃棄体を放射性物質として拘束することを考慮せず、土壌等のバリアによる閉じ込めさえも必要とされないとされているのである（この第4段階においては、事故による損害の発生はないものと考えられる。）。

第4段階移行後は処分場は閉鎖され、又は他の用途に再利用することも考えられるが、廃棄物埋設事業者としては、原子炉等規制法上、当該事業をこの時点で廃止することも可能である。以上のことからして、第4段階移行後も、原子炉の運転等を含め、引き続き損害賠償措置を無期限に継続させることは合理的でないものと考えられる。

すなわち、廃棄物埋設事業における原子炉の運転等の終了時期は、放射能の減衰に応じて第4段階へ移行する時期（第3段階の終了時期）として、内閣総理大臣の許可を得た時期とするのが妥当であると考えられる。但し、内閣総理大臣の許可を得た時期に発生した損害についても、当該原子力賠償法は、原子炉の運転等の終了後に発生した損害についても、当該原子力事業者であった廃棄物埋設事業者が損害賠償責任を負う（原賠法第2条第3項）というシステムを採っており、原子炉の運転等の終了した（第4段階へ移行した）からといって損害賠償責任がなくなるわけではない。

しかし、当該事業を行った事業者自体が存在しなくなれば、損害賠償責任を追求できないという問題が残る。

なお、第4段階移行後の状態における原子力損害については、長期微量

曝露による損害発生形態を取るものと考えられる（本章Ⅱ5参照）。

4 高レベル放射性廃棄物処分における原賠法の適用

(1) 高レベル放射性廃棄物の処分

高レベル放射性廃棄物については、放射能レベルが高い長寿命の核種を含むために、低レベル放射性廃棄物の場合のような浅地層処分ではなく深部(300~2,000m)の安定な地層に隔離処分することが必要となる。また、半減期が非常に長い核種も含むため、長期にわたる閉じ込め隔離が必要とされる。

長期の閉じ込め隔離のためには、安定な廃棄物形態としてのガラス固化体、腐食に強い金属容器（キャニスタ）、地中深部の安定な地層と各種充填材その他人工構造物によるその補強等があり、人工及び天然の多重障壁により放射能の人間環境への到達を防ぎ遅らせることとしている。

技術的には放射性廃棄物をホウケイ酸ガラス固化体にして、特殊合金製の二重キャニスタ（間には鉛系の低融点金属を封入）に収納密閉することによって、千年間の放射能閉じ込めが可能であり、これを地下の安定な地層に設置された貯蔵施設に収納し、埋め戻して密封することにより放射能が減衰しきるまで半永久的に隔離しておくことが考えられている。⁽¹¹⁾

原子力委員会は、1987年長計の中で「再処理施設において使用済燃料から分離される高レベル放射性廃棄物は、安定な形態に固化した後、30年間から50年間程度冷却のための貯蔵を行い、その後、地下数百メートルより深い地層中に処分する」という基本的な方針を示している。

処分方法としては、高レベル放射性廃棄物を地層処分に適合するように安定な形態に固化処理して容器（キャニスター）に充填し、必要な場合その外側にオーバーバックを設けたものを、岩体中に、掘削した空間（処分場）に埋設した後、閉鎖する方式が考えられている。⁽¹²⁾

(2) 問題の所在

高レベル放射性廃棄物の最終処分を行う場合、現行原賠法上、次のような問題点が考えられる。

(a) 損害賠償責任の主体

原子力事業者の事業活動に伴って発生する放射性廃棄物の処理処分が適切に行われることに関しては、原則的には発生者の責任であるというのが基本的考え方であり、⁽¹³⁾ 高レベル放射性廃棄物については、その処分が適切かつ確実に行われることに関しては国が責任を負うこととされ、国は処分事業の実施主体を適切な時期に具体的に決定することとされている。また、処分事業に係る費用は、原子力発電を行う者が負担するものとされている。⁽¹⁴⁾

原子炉等規制法における廃棄事業者は、原子力損害を賠償すべき原子力事業者である（原賠法第2条第3項第2号の3；なお、この廃棄事業者に対する現行原子炉等規制法の規定は、高レベル放射性廃棄物の最終的な処分を行う実施主体に対する規定ではないとされている。⁽¹⁵⁾）。

したがって、原賠法上の原子力事業者に対する責任集中主義の原則から、国が決定する高レベル放射性廃棄物の最終処分の実施主体が原子炉規制法上の原子力事業者とされなければ、高レベル放射性廃棄物に関する損害賠償責任について問題が生じる。すなわち、そのような場合、別の制度が講じられない限り、最終処分される前に放射性廃棄物が最後にあった施設の運転者（原子力事業者）が、当該高レベル放射性廃棄物の発生者として損害についての責任を負うことになってしまう。つまり、高レベル放射性廃棄物を発生させた施設の運転者たる再処理事業者、又は高レベル放射性廃棄物を引き渡した後も原賠法上の責任を負うことになる。この意味で、これらの事業者は自己の施設の閉鎖後も原賠法上の責任が継続することになり、長期にわたり原賠法に基づく損害賠償措置を講じなければならなくなるということになる。

(b) 最終処分施設閉鎖後の損害賠償責任

原賠法によれば、原子力事業者は原子炉の運転等による損害に対し、賠償の責に任ずるのであるから、高レベル放射性廃棄物の最終処分につ

いても原子炉の運転等に該当するのはいつまでかという問題が存在する。

前述のように、再処理施設において使用済燃料から分離される高レベル放射性廃棄物は、深い地層中への処分に先立って安定な形態に固化した後、30年間から50年間程度冷却のため貯蔵されることになる。この貯蔵については、原子炉等規制法に定める廃棄物管理事業に該当すると考えられる（原子炉等規制法第51条の2）。この貯蔵期間を経過後、深地層中の最終処分施設への搬入が開始され、最終的には当該処分施設は閉鎖されることとなっている。

この閉鎖後、高レベル放射性廃棄物は、長期にわたり人間環境から隔離されることが考えられるが、この処分施設の閉鎖が原子炉の運転等をやめる時に該当しないとすれば、閉鎖後も原賠法の規定が適用されることとなり、長期にわたり同法に規定する損害賠償措置を講じ続けなければならないということになる。

また、前述のように、強固なキャニスターと安定な地層とにより放射性物質の閉じ込めが可能と考えられており、仮に漏出があったとしても、深地層から人間環境に到達するまでには長い年月を要することが期待できることから考えると、高レベル放射性廃棄物の最終処分に伴う事故の危険は、処分施設閉鎖後かなりの長時間を経た後のものであると想定される。以上のことからして、当該最終処分施設を閉鎖した後も、当該実施主体を、単に損害賠償措置を継続するだけのために、長期間存続させ続けることは、合理的でないように思われる。但し、原賠法は、最終処分事業の実施主体が、事業終了後も損害賠償責任を負う（原賠法第2条第3項）というシステムを採っており、当該最終処分をなした実施主体自体が存在しなくなれば、処分施設閉鎖後に発生した損害について、損害賠償責任を追求できないという問題が残る。

(c) 因果関係の問題

高レベル放射性廃棄物の処分に伴う原子力損害としては、大規模な地殻変動等により、高レベル放射性廃棄物が人間環境中に一気に放出され

るという事態を別にすれば、

- a. 自然力によるもの（長期間にわたる地下水による侵食等）
- b. 人間の行為によるもの（処分場と知らずに掘削する等）
- c. 高レベル放射性廃棄物の封じ込め手段の不適切（処分場立地としてふさわしくない地殻への立地、キャニスターの不良等）

等の事故により放射性物質が人間環境に到達し、その放射線の被曝により損害が発生するという形態を取ると考えられる。

いずれも到達までに、水や空気、土壌、動植物を通じて、又はそれらを摂取するという経路を経て被曝するという形態が典型的であると考えられる。

高レベル放射性廃棄物による損害の発生については、因果関係の点において、大気汚染や水質汚濁が原因となって発生する公害被害の問題と類似していると考えられる（このことは後述の長期微量曝露の問題についても同様であると考えられる。なお、本章Ⅱ5を参照）。すなわち、大気汚染や水質汚濁が原因となって発生する公害被害においては、汚染物質による被害発生のメカニズムをめぐる因果関係の解明が困難であること、特に健康被害の場合に、他の原因の介在する可能性が大きく、被害者の体質等の特別な事由の存在の可能性があることが大きな問題となっている⁽¹⁶⁾（但し、到達の経路については、放射性物質による被害の場合には、放射性物質の核種の特殊性から比較的つかみやすいものと考えられる。）。

高レベル放射性廃棄物による損害の発生の因果関係の面における問題点としては、上記のような問題点と共に、特に注意しなければならないのは、次のような後発性障害の問題である。

放射線による後発性障害と考えられている諸症状には次のようなものがある。

- a 癌, b 白血病, c 再生不良性貧血, d 放射性白内障, e てんかん, 神経的障害, 運動障害等の障害

これらの放射線障害の特色としては、以下のものが挙げられる。

- a. 直接的に症状が発現しない場合でも老化現象の促進とか体力の損耗といった現象を通じ寿命の短縮が起こり得る。
- b. 生殖細胞が被曝した場合は、障害が遺伝的障害として後世代に引き継がれていくおそれがある。
- c. これらの諸障害とその原因との関係は、現在のところ確率でしか表現することができない。

これらの障害のうち、特に遺伝的障害について、放射線の被曝を受けた被害者の子孫に遺伝的障害が発現した場合、その障害は遺伝によるものか、天然のバックグラウンドによるものか、又は他の要因によるものか究明することは非常に困難である⁽¹⁾とされている。

さらに、損害の範囲について、例えば寿命の短縮や老化の促進等が損害としてどのように評価認識できるのかといった問題も生ずるのではないかと考えられる。

5 長期微量曝露

放射線の被曝による損害の問題は、何らかの事故により一時に多量の放射線を浴びることにより発生する場合に必ずしも限られない。すなわち、環境中に放出される放射性物質等の長期にわたる微量の被曝による損害の発生という問題が存在する。

この問題は、原子力施設における大規模な事故の発生を伴わない放射性物質の漏出によっても原子力損害が発生するおそれがあるという点に特色がある。

(1) 長期微量曝露の形態

長期微量曝露の形態としては以下のものが考えられる。

(a) 低レベル放射性廃棄物の埋設の場合

(i) 移行概念

放射性核種の人間環境への移行であり、次の各形態を通じた移行が考えられる。

地下水・地表水・井戸・食物連鎖・空気・家畜の飼育

(ii) 人間の行為に基づく概念

人間の能動的行為に基づいて起こり得る概念である。これは例えば処分場跡地が無管理状態になった後における次のような行為が考えられる。

道路工事に伴う掘削・家屋や工作物の建設に伴う掘削・居住・農耕・果実の樹を植えその実を食べる等

(b) 高レベル放射性廃棄物の埋設の場合

(i) 移行概念

地下水・地表水・食物連鎖

但し、処分方法の安全基準上、少なくとも1,000年間は移行の問題は起こり得ないと考えられており、しかも実際に人間環境に到達するのは、数万年後と考えられている（但し、処分場跡地への隕石の落下による放射性廃棄物の地表への出現等、ごく確率の低い想定を除く。）。

(ii) 人間の行為に基づく概念

処分場付近の鉱物資源の採取・考古学的興味に基づく発掘

(2) 問題の所在

長期微量曝露による損害についても、因果関係の問題として公害被害におけると類似の問題が存在するが、特に、損害発生の原因が長期にわたるものであることから、複数の施設からの放射性物質の到達の可能性が拡大し、被害を発生させた原因物質として特定できる放射性物質が、特定の原子力施設に特有なものとして特定できるものを除き、その経路の証明が非常に困難であろうということが挙げられるであろう。

さらに、この場合どのくらいの量の放射線をどのくらいの期間被曝すればどのような放射線障害が発生するのかという科学的なメカニズムが確定していないという点が問題を更に困難にしている。前述のように、後発的に放射線による健康被害が発生した場合に、その健康被害の形態の非特異性から、原因物質の発病に対する因果関係、後発症特に遺伝に対する影響

への損害の範囲の認定等に困難な問題が存在する（本章 II 4(2)(c)参照）。

また、原賠法は、原子力事業者であった者が、事業終了後も損害賠償責任を負う（原賠法第 2 条第 3 項）というシステムを採っているが、損害発生の原因となった放射性物質を漏出した事業者自体が存在しなくなれば、損害賠償責任を追求できないという問題もある。

なお、長期微量曝露については、この他に不法行為の発生時期と時効（除斥期間）の問題がある（第一章 IV を参照）。

6 避難費用・風評被害等「間接被害」の扱い

(1) 原賠法の一般原則

原賠法は、原子力事業者が、原子炉の運転等に起因して発生した「原子力損害」について、その損害を賠償する責めに任ずると定めている（原賠法第 3 条）。

この「原子力損害」とは、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう。」（原賠法第 2 条第 2 項）。

原子力施設が設置されているサイトからもたらされる損害には単なる機械的損害もあり得る（例えば、境界フェンスが倒壊し、通行人が傷害を受けた等）。しかし、これらは、一般の工場災害による損害と差異はないので原子力損害には当たらない。

原賠法上は、原子炉の運転等と相当因果関係のある原子力損害はすべて含まれ、いわゆる直接損害、間接損害の区別はないとされている。⁽¹⁸⁾ つまり、およそ原子炉の運転等と相当因果関係のある損害はすべて原賠法によって賠償の請求をなし得る原子力損害とされており、原子炉の運転等に起因する原子力損害には、その運転等と相当因果関係があると認められる限り、間接的損害、すなわち休業利益の喪失、退避命令による退避における損失等もすべて含まれるとされている。⁽¹⁹⁾

(2) 責任保険契約での取り扱い

この保険で填補される損害とは、被保険者（すなわち原子力事業者）が、保険証券記載の施設において保険期間中に発生した事故により、人の身体に障害（死亡を含む）を与え又は物を滅失・き損・汚損したことを理由とする法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害である（責任保険契約約款第 1 条）。被保険者が負担した損害賠償責任がこの保険で填補されるためには、それが当該施設で発生した何らかの「事故」に起因していなくてはならない。

何らかの意味で異常な瑕疵ある状態（例えば損壊・故障・操作の過誤等）が当該施設に発生し、それが原因で第三者損害が発生した場合に、この責任保険が発動するのである。したがって、施設自体には何の異常もなく、運転も所定の基準に従って終始正常な状態で行われていたにもかかわらず時と共に周辺の住民が被害を訴えるようになったという場合は、いわゆる正常運転による損害として、この保険の填補の対象外となる。⁽²⁰⁾ これについては、補償契約で填補されることとなっている（補償契約については第一章 II 6(2)(b)参照）。

被保険者が負う損害賠償責任は、この保険の対象である施設において生じた事故により第三者が実際に身体障害又は物の滅失・き損・汚損を被ったことを理由とする責任でなければならない。換言すれば、事故の結果、実際に放射能汚染を受けぬ近接市町村の地価が下落した場合、その近隣の観光収入が減少した場合等の損害はこの保険による填補の範囲外である。⁽²¹⁾

なお、これについては、補償契約によっても填補されるかどうか疑問である。

(3) 避難費用

原子力施設周辺住民の危険を避けるための避難費用については、相当因果関係がどの程度まで認められるかという点が問題となるが、次のようにケースを分けて考える必要がある。

(a) 大規模な事故は発生していないが、何らかの理由で（大事故が発生し

たというようなデマ・風評等により) 周辺住民が避難したというような場合

a. デマ等で避難した後に、実際に何らかの原子力損害が発生し、当該第三者が避難しなければその損害を受けていたときには、当初の避難費用について原子炉の運転等と相当因果関係の範囲内にあるものとして、当該費用は賠償され、責任保険契約によって填補されるものと考えられる。実際に起こった原子力損害の性質が、責任保険契約で填補されない性質のものであったときには、補償契約による填補対象となるものと考えられる。

b. デマ等で避難した後に、実際に何らかの原子力損害が発生したが、当該第三者については、避難しなくても当該損害を受けていなかったときには、事故が発生し、その被害を避けようとして避難したとき(次の(b) bのとき)とは異なり、当該原子力損害の発生を予見する可能性は通常の場合低いものと考えられ、そのような状態で当該原子力損害と当初の避難費用との間に相当因果関係が認められ、当該費用について賠償されるかどうか疑問である。

c. デマ等で避難した後に、実際に何らの原子力損害も発生しなかったのならば、損害賠償の対象外となり、損害賠償措置による填補の問題外である。

(b). 原子力施設において、何らかの事故が発生し、その被害を避けようとして避難した場合

a. 当該第三者が避難しなければ原子力損害を受けていたときには、当初の避難費用と当該原子力事故とは相当因果関係の範囲内にあるものとして、当該費用は賠償され、責任保険契約によって填補されるものと考えられる。

b. 当該第三者については避難しなくても原子力損害を受けていなかったときには、当初の避難費用と当該原子力事故との間に相当因果関係が認められるかどうか問題である。このとき、どこまでの範囲まで相

当因果関係が認められるのか(その損害について賠償がなされ得るのかどうか)は、原子力事故が発生した際の被害範囲の予見可能性の困難さから問題となるものと考えられる。

なお、避難費用は本来的に相当因果関係の範囲外として、損害賠償の対象とはならないという見解もある⁽²²⁾。

7 その他

(1) 免責規定に伴う問題点

原子力事業者の賠償責任は、無過失責任であって、損害額について制限はない。しかし、損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときには、原子力事業者は損害賠償責任を負わないとされている(原賠法第3条)。事業者が免責される場合については、被害の拡大防止と被害者の救助を行う旨の規定があるのみである(原賠法第17条)。

この免責規定から次の問題が考えられる。

(a) 国の措置

原子力災害補償専門部会の答申においては、次のような考え方が基本であった。すなわち、原子力事業から生ずる損害について、被害者に対する関係では、すべて国が責任を負う。被害者の一人でも泣き寝入りはさせない。ただ、その原因の種別に従って、適当な範囲で事業者に最終的責任を負わせる(国からの求償の問題となる)という前提を採るべきであるという考え方であった。

これに対して、原子力二法思想は、原子力事業といえども私企業であり、私企業が第三者に損害を及ぼした場合に、被害者に対して国が補償する義務を負うということは、当時の法律制度では、他に例もなく、理論としても許されないというものである。⁽²³⁾

以上のようなことを考慮すれば、少なくとも法制定当時の考え方としては、事業者には責任がないところについて国が責任をもって被害者の補償までを行う趣旨ではなく、むしろ災害救助に近い考え方ではないかと考えられる。

(b) テロリズム

事業者を免責とする「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」に局地的なテロリズムが含まれるかどうかの一つの問題である。

「異常に巨大な」という包括的・弾力的な表現が、具体的にはどの程度の「天災地変又は社会的動乱」を意味するか。天災地変の場合には、原子力災害が発生した際のカタストロフィックな事態を考えれば、例えば、地震や風水害でも関東大震災や伊勢湾台風のように、およそ経験的に考えられるような程度のものに対しては万全の防護措置がなされるべきことは当然である。このことは「社会的動乱」についても同様と考えられる。したがって、ここで免責される「天災地変又は社会的動乱」とは、現在の技術をもってしては、防止措置を採りえないような、極めて限られた「異常かつ巨大な」場合を意味するものと思われる。⁽²⁴⁾ また、立法当時の経緯を見ると「社会的動乱」という言葉は、戦争と内乱だけが考えられていたようである。⁽²⁵⁾

以上のことからして、局地的テロリズムについては「異常に巨大な」「社会的動乱」に該当しないとするのが妥当と考えられ、局地的テロリズムによって起こった損害については、原子力業者は免責されないと考えられる。

(2) プルトニウム

ウラン資源の全量を海外に依存する我が国にとって、再処理によって得られるプルトニウム及び回収ウランを有効に利用することは、エネルギー政策上の重要な課題である。

現在、プルトニウムの利用として、プルトニウム-ウラン混合酸化物(MOX)燃料加工の研究開発が、動燃事業団の東海事業所等において実施されてきている。

プルトニウムの毒性に鑑みると、原賠法における現在の損害賠償措置額2億円(加工の場合、原賠法施行令第2条第4号)が妥当かどうか今後の検討も必要とされよう。また、その運搬(損害賠償措置額2億円、原賠法

施行令第2条第10号)についても、高レベル放射性廃棄物のガラス固化体運搬の場合(損害賠償措置額20億円、原賠法施行令第2条第11号)に比較して妥当かどうか検討が必要であろう(なお、この措置額については、原賠法の改正に伴い、現在、増額の方で検討されている。第六章 Ⅲ参照)。

第二章 原子力損害賠償制度の問題点 (注)

(1) 科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』通商産業研究社 昭和55年 42頁

(2) 前掲『原子力損害賠償制度』145頁

(3) 原子力施設賠償責任保険普通約款

「第1条 当社は、この約款に従い、被保険者が、保険証券記載の施設（以下「施設」という。）において保険期間中に発生した事故（以下「事故」という。）により、人の身体に傷害（傷害及び死亡を含む。以下「身体の傷害」という。）を与え、物を滅失・き損・汚損（以下「物の損壊」という。）したことを理由とする法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補する責めに任ずる。

第2条 この約款において

(1) 「原子力災害」とは核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生ずる身体の傷害または物の損壊をいう。

(2) 「一般災害」とは、前号以外の事由による身体の傷害または物の損壊をいう。（以下略）

第4条 当社のてん補責任限度額は、原子力災害と一般災害につき次のとおりとする。（中略）

(2) 一般災害については、保険証券記載の一般災害に対する保険金額をもって一災害（中略）に対する当社のてん補責任限度額とする。

(4) 原子炉の営業運転を廃止した段階でこの変更許可を得た場合には、当該原子炉施設は、原子炉等規制法でいう原子炉施設でなくなるため、当該原子炉について以後の安全規制を行い得なくなるのではないかという問題がある。

また、この変更許可の申請を行う場合の規則等に原子炉の廃止措置に適用すべき規定がないため、実際にはサイト内の原子炉の基数変更のみの申請とならざるを得ない。

千葉 俊甫「原子炉の廃止措置に関する法制」『日本の原子力法制』日本エネルギー法研究所 JELI・R・No.37 昭和63年 121～122頁

(5) この「当該許可」については、a 原子力事業者たることを定めたものか、b 当該原子炉施設に係る許可と読むべきか、二つの解釈がある。前者の考えによれば、当該原子炉の設置者が有するすべての原子炉を廃止した場合にのみ廃止の届出を要するということになる。後者の考えによれば、サイト単位で、当該サイト内の原子炉施設をすべて廃止する場合にのみ廃止の届出を要するという

ことになる。すなわち、原子炉施設が一つしか設置されていないサイトで当該原子炉施設を廃止しようとするときにはこの届出を要するが、複数炉が設置されているサイトで一炉を廃止しようとするときにはこの届出は不要である（設置許可は初号炉に対してのみ申請され、増設炉は変更許可によることが理由である。）。

サイト主義の原則（原子炉等規制法施行令第6条）からして、後者の考え方が妥当ではないかと思われる。

以下の文献を参照

前掲「原子炉の廃止措置に関する法制」124頁

小柳 健他「原子炉の設置及び廃止措置に係る許認可」日本エネルギー法研究所 JELI・R・No.23 昭和60年 22頁

(6) 前掲「原子炉の廃止措置に関する法制」125～126頁

(7) 前掲「原子力損害賠償制度」38頁

(8) 前掲「原子力損害賠償制度」50頁

(9) このような損害の形態の詳細については前掲「原子力損害賠償制度」43頁

参照

(10) J. Virole「原子力分野の民事責任に関するパリ条約にいう原子力施設の廃止と責任・保険問題」『諸外国の原子力第三者責任保険制度』日本エネルギー法研究所 JELI・R・No.22 昭和60年 135頁

(11) 「放射性廃棄物の陸地処分—その現状と課題—」『原子力工業』日刊工業新聞社 第29巻第10号昭和58年 24頁

(12) 原子力安全委員会「高レベル放射性廃棄物等安全研究について」昭和62年 8月27日

(13) 原子力委員会放射性廃棄物対策専門部会「放射性廃棄物処理処分方策について」昭和60年10月 8日

(14) 原子力委員会「原子力開発利用長期計画」昭和62年 6月22日

(15) 第104回国会参議院科学技術特別委員会（昭和61年 5月16日）における伏見康治委員の質問に答えて、政府委員辻栄一科学技術庁原子力安全局長は「高レベルの廃棄物の本格処分につきましては（中略）この点についての法律改正は

手当してないわけでございます。」と述べている。

参議院事務局「第104回国会参議院科学技術特別委員会会議録第10号」昭和61年 6月 9日 28頁

(16) 浅野 直人「因果関係」『公害における因果関係と受忍限度』人間環境問題研究会編 環境法研究 5号 有斐閣 昭和51年 46頁、55～56頁

(17) 一柳 勝昭「残された諸問題 — 原子力産業労働者の放射線障害について — 」
ジュリスト 236号 昭和36年 61～62頁

(18) 前掲『原子力損害賠償制度』43頁

(19) 竹内 照二「原子力二法の概要」ジュリスト 236号 昭和36年 31頁

(20) 吉田 照雄「原子力保険」ジュリスト 236号 昭和36年 54頁

(21) 前掲「原子力保険」54頁

(22) 前掲「原子力保険」54頁

(23) 我妻 榮「原子力保険二法の構想と問題点」ジュリスト 236号 昭和36年 8頁

但し、現在では、公害による健康被害者を救済するため、昭和49年創設された公害健康被害補償制度において、制度の実施に要する費用の一部（公害保険福祉事業費・給付関係事務費・徴収関係事務費）を国が負担しているという例がある。

(24) 前掲「原子力二法の概要」31～32頁

(25) 我妻 榮他「原子力災害補償をめぐって」ジュリスト 236号 昭和36年 11頁

第三章 原子力損害賠償責任に 関する国際条約の概要

第三章 原子力損害賠償責任に関する国際条約の概要

I 国際条約成立の背景

原子力産業活動は、その性格上、従来の産業活動と比較にならない程の潜在的危険性を有しており、万一原子力施設に関わる重大な事故が発生したとすれば、1986年に発生したチェルノブイル事故にみられるように、その影響は地域的に広範囲にわたり、国境を越えて拡がる可能性が多分にあるといえる。したがって、原子力施設の事故は、自国だけではなく他国の被害者保護という重要な問題を生じさせ得るものである。原子力産業活動のこうした特殊性から、原子力施設の事故に伴い発生するおそれのある災害に対処するため、損害賠償責任に関する国際的合意あるいは国内法の統一の必要性が早くから認識されていた。

特に、ヨーロッパにおいては、ほとんどの国家が互いに国境を陸上で接していることから、原子力産業活動に伴う対第三者責任について、原子力開発の当初から各国とも強い認識を持っており、1957年のヨーロッパ原子力共同体（以下「ユーラトム」と略す。）設立のための当時のEEC加盟6か国間で締結されたローマ条約や、OEEC（ヨーロッパ経済協力機構、現在の「OECD：経済協力開発機構」）の下部機関であるヨーロッパ原子力機関（ENEA、現在の「OECD-NEA：OECD原子力機関」）設立のための条約には、そのための制度を各国が確立することの合意がなされていた。1959年にイギリス、西ドイツ、スイス、1960年にスウェーデンの各国で立法が行われたが、無過失責任主義の導入を除き、その他の民事責任の性質には相違があり、特に国の果たすべき役割について統一されたものではなかった。⁽¹⁾

こうした状況の下で、OEEC加盟16か国により、1960年7月29日、パリにおいて「原子力分野における第三者責任に関する条約」（以下、「パリ条約」と略す。）が採択された。同条約は、石油・石炭に代わるエネルギー供給源としての原子力発電に対する大きな期待から、原子力産業と公衆の保護による原子力開発の推進という各国の国内的要請を背景に成立したものといえるが、これに加えて、原子力技術と濃縮ウラン等の核物質供給者であったアメリカ合衆国

の強い意向によって拍車がかけられたといわれている。⁽²⁾ すなわち、世界で最も早く原子力損害賠償制度たるプライス・アンダーソン法を成立させたアメリカ合衆国は、原子力技術を重要な輸出産業とする意図を有し、国内だけではなく輸出先各国においても同様の制度 — 特に、原子力施設設置者への責任集中と責任制限、及び国家補償 — の確立を必要とし、そのため輸出先であるヨーロッパ諸国や日本に対して、この種の原子力損害賠償制度の確立を直接、間接に要求していたのである。⁽³⁾

また、パリ条約成立の後、1963年 1月31日、ブラッセルにおいて、パリ条約の最高賠償責任額等の変更を内容とする、同条約を補足する条約（以下、「ブラッセル補足条約」と略す。）が採択されている。

一方、こうしたOEECにおける条約制定の動きと併行して、IAEA（国際原子力機関）を中心に、原子力損害賠償責任に関する世界的な条約作成作業が進められ、1963年 5月21日、ウィーンにおいて「原子力損害の民事責任に関するウィーン条約」（以下、「ウィーン条約」と略す。）が採択された。

さらに、これらの条約とならんで、原子力損害に対する民事責任を定めた条約としては、1962年 5月25日ブラッセルにおいて採択された「原子力船の運航者の責任に関する条約」と、1971年12月 2日同じくブラッセルにおいて採択された「核物質の海上運送における民事責任に関する条約」がある。

II 各国際条約の概要

1 パリ条約及びブラッセル補足条約

(1) パリ条約の成立

パリ条約は、前述のとおりOEEC傘下の専門機関であるヨーロッパ原子力機関（ENEA）が中心となって国際的レベルの検討が行われ、OEEC加盟国16か国により、1960年 7月29日に採択され、1968年 4月 1日に発効した。パリ条約は、OEECの枠内で成立した点で、地域的性格を有するものといえる。締約国は、現在14か国である。⁽⁴⁾

パリ条約は、原子力産業活動に伴う被害者保護のための各国家の責任を

明示したのみならず、必要な法的原則・措置・手続を、従来のこの分野における条約には例をみない程明確に定めたといわれる。⁽⁵⁾

パリ条約成立後、イギリスは国内法を同条約に適合させるべく改正し、また、新たに制定されたイタリア、スペイン、オランダ、フランス等の各国内法も、同条約の内容を基準としている。⁽⁶⁾

(2) パリ条約の主要な内容

(a) 対象施設（原子力施設；第 1条関連）

条約の対象となる原子力施設は、原子炉（運送手段の一部をなすものを除く。）、核物質（核燃料並びに放射性生成物又は放射性廃棄物）の生産又は加工のための工場、放射性同位元素の分離のための工場、使用済核燃料の処理のための工場、核物質の貯蔵のための施設（運送に伴う一時的貯蔵は除く。）、及びその他核物質が存在する施設で、ヨーロッパ原子力機関（ENEA）の運営委員会（現在のOECD-NEA運営委員会）が随時決定するものをいう。

(b) 原子力損害の範囲（第 3条関連）

原子力損害についての定義規定はない。

原子力施設に存在する核物質又は原子力施設から発出される核物質に基づく原子力事故によって引き起こされた、生命又は健康に関わる損害、財産（原子力施設そのもの及びサイト内にある関連して使用されているか使用されるべき財産を除く。）に関わる損害または滅失をいう。

損害が、原子力事故と原子力以外の事故との双方により生じた場合は、両者を十分に区分できない範囲では、原子力以外の事故による損害は原子力事故による損害とみなされる。

(c) 原子力施設の運転者の無過失責任と責任集中（第 3条～第 6条関連）

原子力施設の運転者（以下、「原子力事業者」と略す。）は、原子力損害が当該原子力施設に存在する核物質による原子力事故、又は当該原子力施設から発出される核物質による原子力事故によって引き起こされたことが証明される限り、無過失責任を負う。

こうした原子力事故によって生ずる損害に対する責任は、原子力事業者のみが負う。但し、既存の運送の分野における国際協定の適用を妨げない。

二以上の原子力事業者が責任を負う場合は、連帯責任となる。

(d) 求償権の制限 (第 6条関連)

原子力事業者は、故意による作為又は不作為によって原子力事故による損害を引き起こした者に対する場合、又は契約によって責任負担が合意されている場合にのみ求償権を有する。

(e) 免責事由 (第 9条関連)

原子力事業者の責任は、戦闘行為、侵略行為、内乱、暴動、又は国内法で別段の定めがある場合を除いて異常かつ巨大な自然災害による原子力事故に伴う損害に対しては免責される。

(f) 責任限度額の設定 (第 7条関連)

原子力事業者の最高賠償責任額は、一原子力事故当たり 1,500万ヨーロッパ通貨協定計算単位 (以下、「計算単位」と略す。)を原則とし、国内法によってこの額の増減を行うことはできるが、500万計算単位より少なくすることはできない。

なお、締約国は、その領域を他国の核物質が通過する場合、当該他国の原子力事業者の最高責任額が十分でないと考えるとき、その最高責任額を増加することを通過の条件とすることができる (但し、領域内の原子力事業者の最高責任額を越えてはならない。)。

(g) 損害賠償措置の強制 (第10条関連)

原子力事業者はその責任を填補するため、上記(f)の金額の保険又はその他の資金的保証 (以下、「損害賠償措置」と略す。)を講じ、これを維持しなければならない。

この損害賠償措置によって準備される金額は、原子力事故による損害の賠償のためにだけ使用することができる。

(h) 核物質の運送中の責任 (第 4条関連、なお、第四章 V 1を参照)

核物質の運送途中の原子力事故に関しては、原子力事業者への責任集中から、運送者に代わって荷主たる原子力事業者が責任を負うこととなるが、国内法により原子力事業者に代わって運送者に責任を負わせることができる。この場合、条約の適用上、運送者は原子力事業者とみなされる。

締約国の原子力事業者間の輸送の場合は、当事者間の文書による契約の明文の規定によって定まるが、これがない場合は、核物質を輸送した原子力事業者が、他の原子力事業者が核物質の引き渡しを受ける前まで責任を負うこととされる。

非締約国の原子力事業者へ輸送する場合は、核物質が非締約国の領域に到着した運送手段から積み卸される前まで、非締約国の原子力事業者から輸送される場合は、非締約国の領域から運送手段に積み込まれた後は、締約国の原子力事業者が責任を負う。

(i) 賠償請求権の消滅 (第 8条関連)

原子力事故の日から10年以内に訴えが提起されない場合は、賠償請求権は消滅する。しかし、国内法により、10年を超える期間を定めることができるが、この場合は、原子力事業者の責任を填補する措置を講じなければならない。

盗取・紛失等の核物質に関わる事故の場合は、上記期間は事故の日から起算されるが、盗取・紛失等の日から20年を超えないものとする。

上記の期間を越えない範囲で、国内法により賠償請求権の消滅時効又は出訴期間として、被害者が損害及び責任を負う原子力事業者を知った日又は知り得べきであった日から2年以上の期間を定めることができる。

(j) 裁判管轄権と準拠法 (第11条、第13条、第14条関連)

原則として、原子力事故の発生した領域の締約国の裁判所が管轄権を有するが、原子力事故が締約国の領域外で発生した場合又は事故の場所が明確に決定できない場合は、責任を負うべき原子力事業者の原子力施

設が領域内に設置されている締約国の裁判所が管轄権を有することとなる。

二以上の締約国の裁判所に管轄権が属する場合は、関係のある一締約国の申し立てによりヨーロッパ共同体司法裁判所によって決定される。

また、準拠法は管轄権を有する裁判所の国内法とされる。

(k) 国籍等に関する無差別適用 (第14条関連)

条約は、国籍、住所又は居所を考慮することなく適用され、締約国の国内法においても同様とされる。

(l) 条約適用の領域範囲 (第2条関連)

責任を負う原子力事業者の原子力施設が存在する締約国の国内法に別段の定めがない限り、非締約国の領域内で生じた原子力事故又はその領域で受けた損害には適用されない。

なお、1968年4月にヨーロッパ原子力機関 (E N E A) の運営委員会は、公海上の原子力事故及び損害、非締約国で発生した原子力事故により締約国で受けた損害にはパリ条約を適用すべきである、との勧告を行っている。

(3) ブラッセル補足条約の成立

ブラッセル補足条約は、パリ条約における原子力事業者の最高賠償責任額である1,500万計算単位を引き上げることが主要目的として、1963年1月31日に採択され、1974年12月4日に発効した。締約国は、現在11か国である。(7)

パリ条約は賠償責任額の引き上げを予期して、同条約第15条において、締約国は賠償額を増加するために必要な措置を講ずることができる旨の規定をしている。ブラッセル補足条約は、このパリ条約第15条に基づくものといえるが、これは、ユーラトム加盟国が、1958年にアメリカ合衆国との間に総合的な原子力協定を締結した際、その第9条において、アメリカ合衆国の要求により第三者責任のための賠償措置をできる限り早い機会に、保険、補償、国内法、国際条約、これらの組み合わせによって確立する旨

を約したことに起因する。すなわち、パリ条約の賠償責任額がアメリカ合衆国の要求を満たすものではなかったため、ユーラトム加盟国は第15条の挿入と補足条約を作成することとしてパリ条約に参加したものといわれている。(8)

(4) ブラッセル補足条約の主要内容

(a) 賠償額の拡大 (第3条関連)

パリ条約における最高賠償責任額を、一原子力事故当たり1億2,000万計算単位まで引き上げ、次の三段階によって賠償資力を確保する。

a 最低額を500万計算単位とする額で、締約国の国内法によって確定された額までは、保険又はその他の資金的保証に基づく資金

..... (原子力事業者の損害賠償措置額)

b 上記の額から7,000万計算単位までは、締約国の公的資金

..... (国家補償)

c 7,000万計算単位と1億2,000万計算単位との間の額は、一定の分担方式に従い締約国によって拠出される公的資金

..... (共同基金)

上記c (第三段階) の分担方式は、必要とする資金の50%については、原子力事故発生の前年の各締約国のGNPと全締約国のGNP合計との比率により計算し、残りの50%については、各締約国の領域にある原子炉の熱出力と全締約国の領域にある原子炉の熱出力合計との比率により計算される (第12条)。

(b) 原子力事業者の責任限度額 (第3条関連)

締約国は、国内法によって500万計算単位から1億2,000万計算単位までの範囲内で、上記(a)aの額を下回らない額をもって原子力事業者の責任限度額とすることができる。原子力事業者の責任限度額から、1億2,000万計算単位までの間の額については、国が条約上及び国内法上の義務として補償を行うということになる。

(c) 条約適用の領域範囲 (第 2条関連)

非締約国の領域でのみ発生したもの以外の原子力事故による損害であって、当該損害が締約国の領域で発生した場合、公海上又は公海上空にある締約国で登録された船舶・航空機内部で発生した場合、又は当該損害を締約国の国民が公海上又は公海上空で受けた場合 (船舶・航空機における損害の場合は、それらが締約国で登録されているものに限る。)に適用される。

但し、締約国の裁判所がパリ条約により管轄権を有することを条件とする。

(5) 1982年パリ条約及びブラッセル補足条約修正議定書

パリ条約及びブラッセル補足条約は、1964年と1982年に採択された追加議定書によって改正されている。1964年の追加議定書は、後述する1963年5月に IAEA を中心に採択されたウィーン条約との調整を図ったものであり、パリ条約発効前の1964年 1月28日に採択されパリ条約及びブラッセル補足条約を構成する不可欠な一部となっている。⁽⁹⁾

一方、1982年の追加議定書が起草された背景は、a 1972年以降の国際通貨秩序の混乱と変動 (1974年の国際通貨基金: IMF の規則改正, その結果の特別引出権: SDR の価額基準としての金本位制の廃止及び金の公定価格の廃止, 1978年の IMF 規約修正等) が、条約で採用してきたヨーロッパ計算単位に価値変動をもたらしたこと、b インフレの累積効果によって、責任限度額と保険金額に目減りが生じはじめたこと、c OECD-NEA (ヨーロッパ原子力機関は、1972年 4月、OECD-NEA: OECD 原子力機関と改称している。)の政府専門家グループによる調査の結果、条約には一定の技術的改善を行う必要性のあることが判明したこと、である。

このような状況の下で、パリ条約及びブラッセル補足条約の改正に関する追加議定書が1982年11月16日に採択されたものであるが、批准手続きの遅延等のため、まだ発効していない。

以下、その主要な改正点について述べることにする。

(a) パリ条約修正議定書

a. 原子力事故について、種類を問わず原子力施設内にある放射線源から発する電離放射線に由来し又は起因する事象及び損害を含むこととした。
(議定条項 C)

b. 同一の原子力事業者の下にあって同一サイト内にある複数の原子力施設を、単一原子力施設とみなす自由を条約加盟国に認めた。
(議定条項 C)

c. 最高賠償責任額の計算単位を IMF 特別引出権 (以下、「SDR」と略す。)に変更した。
(議定条項 I 及び J)

d. 核物質を積載した輸送手段自体が受けた損害にも適用することとした。

最高賠償責任額の計算単位を SDR に変更したが、1,500万という数値の変更はなされなかった。この点については、当時の OECD (OECD は、1961年 9月、OECD: 経済協力開発機構に改組されている。) EC は、1961年 9月、OECD: 経済協力開発機構に改組されている。) 諸国全体の平均インフレ率が 2.5倍に達していたことから、1,500万に 2.5という係数を掛けるべきであったといわれるが、イタリアの反対などで意見が分かれ、結局1,500万という数値が維持されることとなった。⁽¹⁰⁾ (後述のとおり、ブラッセル補足条約修正議定書では、2.5の係数を掛けることにより金額を引き上げている。)

(b) ブラッセル補足条約修正議定書

第 3条の各区分限度額の計算単位を SDR に変更するとともに、2.5の係数を掛けた金額に引き上げた。

その結果、最高賠償責任額は、3億 SDR となった。

2 ウィーン条約

(1) 条約の成立

ウィーン条約は、IAEA を中心に作成され、1963年 5月21日に採択され、1977年11月12日に発効した。締約国は、現在10か国である。⁽¹¹⁾

ウィーン条約は、OECDの枠内で成立したパリ条約のように地域的なものではなく、全世界的な性格を有する条約であるといえる。しかし、参加国数が多いことが様々な問題点を増幅し、かつ複雑化することとなり、パリ条約と比較していくつかの重要事項について曖昧さと不十分さを残し、低額な損害賠償措置とその額での責任制限、裁判管轄と条約適用範囲の不明確さ等が、アメリカ合衆国及びヨーロッパ諸国の条約参加のインセンティブを失わせ、その結果、長い期間にわたり条約発効の要件である5番目の批准国が現れず、発効が遅れた原因となっていた。⁽¹²⁾

(2) 主要な内容

ウィーン条約は、原子力事業者の無過失責任及び責任の集中、責任限度額の設定、損害賠償措置の強制等、基本的な原則・制度等についてはパリ条約とほぼ同様の内容となっている。したがって、以下、パリ条約と相違する主要な内容について概観する。

(a) 原子力損害の範囲（第I条関連）

原則としてはパリ条約と同じく、原子力施設に存在する核物質等に起因する生命、身体の傷害又は財産の滅失若しくは損害であるが、国内法によりその他の滅失又は損害（精神損害、得べかりし利益等）を含めることができるとしている。

(b) 原子力事業者の責任限度額（第V条関連）

原子力事業者の責任は、一原子力事故当たり500万合衆国ドルを下らない額まで、締約国において限定することができる。

これは、原子力事業者の最低責任限度額であり、現在まで何ら修正されていない。責任限度額は、500万合衆国ドル以上で、各締約国において決定されることとなるが、パリ条約に比較して低額なものとなっている。

(c) 損害賠償措置額（第VII条関連）

原子力事業者の講ずる損害賠償措置額については、各締約国にゆだね、上記(b)の責任限度額より損害賠償措置額のほうが低い場合は、国がその

差額の支払いを確保すべきものとしている。

パリ条約においては、原子力事業者はその責任限度額まで損害賠償措置を講じなければならない（ブラッセル補足条約は、若干異なる。）。

(d) 賠償請求権の消滅（第VI条関連）

国内法により、損害及び責任を負うべき原子力事業者を知った日又は知り得べきであった日から3年を下らない期間、但し、事故の日から10年（国内法により10年以上とすることもできる。）、盗取・喪失等の核物質に関わる事故の場合は盗取・喪失等の日から20年、を限度とする。

パリ条約においては、2年以上の期間となっている（但書は同じ。）。

(e) 過失相殺（第IV条関連）

原子力事故による損害の全部又は一部が、損害を受けた者の重大な過失又は故意によって生じたことを原子力事業者が証明する場合は、管轄裁判所は、国内法に定めがあるとき、原子力事業者の賠償支払義務の全部又は一部を免除することができる。

パリ条約には、このような条項はない。

(f) 裁判管轄（第XI条関連）

原則的にはパリ条約と同じく、領域内で原子力事故が発生した締約国の裁判所が管轄権を有し、締約国の領域外で事故が発生した場合又は事故の場所が明確に決定できない場合は、責任を負うべき原子力事業者の原子力施設が領域内に設置されている締約国の裁判所が管轄権を有する。

但し、二以上の締約国の裁判所が管轄権を有することとなる場合は、締約国間の合意により決定される締約国の裁判所が管轄権を有することとなる。

パリ条約では、このような場合ヨーロッパ共同体司法裁判所によって決定されることとなっている。

(g) 核物質の輸送関連

パリ条約では、締約国は他国の核物質がその領域を通過する場合、当該他国の原子力事業者の最高責任額が十分でないと考えるとき、その最

高責任額を増加することを通過の条件とすることができるという規定があるが(パリ条約第7条(e)), ウィーン条約にはこのような規定はない。

(h) 条約適用の領域範囲

前述したパリ条約第2条のような領域範囲の規定はない。

しかし、1964年4月のIAEA常設委員会において、原子力事故が公海上又は非締約国領域内で発生したとしても、締約国の領域内又は公海上で受けた損害には条約が適用される、との見解が採られている。

(i) パリ条約との関係(第XVI条, XVII条関連)

ウィーン条約は、パリ条約との関係を考慮して、「いかなる者も、原子力の分野における民事責任に関する他の国際条約に基づき同一の原子力損害に関して賠償を受けた範囲において、この条約に基づく賠償を受ける権利は有しない。」、また、「この条約が署名のため開放される日に効力を有し、又は署名、批准若しくは加入のため開放されている原子力の分野における民事責任に関する国際協定又は国際条約の適用について、これらの協定又は条約の当事国間についてと同じく影響を及ぼすものではない。」との規定を設けている。

パリ条約は、前述のとおり、1964年の追加議定書によってウィーン条約との調整を図っている。

3 原子力船条約

(1) 条約の成立

原子力船条約は、我が国を含む約50か国の参加のもとに開催された、1961年4月及び1962年5月の二回にわたる海事法外交会議において検討され、1962年5月25日にブラッセルにおいて「原子力船の運航者の責任に関する条約」として採択された。

前述したパリ条約及びウィーン条約においては、原子力船が対象とされておらず、原子力船に関して別途条約が制定されたのは、原子力船が陸上原子力施設との比較において、危険の源泉自身が移動することから生ずる特殊性に対処するという方法論的な理由のほか、永い伝統を有し様々な国

際的取決めの錯綜する海事法との関係を考慮する必要性のあったことが無視できないといわれる。⁽¹³⁾

(2) 主要な内容

(a) 原子力船(第I条関連)

同条約の対象となるのは、言うまでもなく原子力船であり、原子力船とは、原子炉が船舶の駆動又はその他の目的の動力源として利用される動力設備を備えた船舶をいう。

原子炉を備える全ての船舶であり、軍艦も含まれる。

(b) 原子力損害の範囲(第I条, 第IV条関連)

原子力船の核物質に起因する原子力事故によって引き起こされた、生命または身体の障害及び財産の滅失又はき損をいう。但し、国内法によりその他の損害を含めることができる。

また、損害が、原子力事故と原子力以外の事故との双方により生じ、原子力損害と非原子力損害を合理的に分離できない場合は、全損害が原子力事故によって生じた原子力損害とみなされる。

(c) 原子力船運航者の無過失責任と責任の集中(第II条, 第VII条関連)

原子力船運航者(以下、「運航者」と略す。)は、原子力損害が当該原子力船の核物質に起因する原子力事故によって引き起こされたことが証明される限り、無過失責任を負う。しかし、原子力船自体、その装備、燃料又は貯蔵物の損害に対しては、責任を負わない。

二以上の運航者が責任を負い、各運航者に帰すべき損害が合理的に分離できない場合には、関係する運航者の責任は連帯責任となる。

このような原子力損害に対しては、運航者以外のものは責任を負わない。

(d) 求償権の制限(第II条関連)

運航者は、原子力事故が、故意による作為又は不作為によって生じた場合、難船の無断引き揚げ作業の結果生じた場合、及び契約により明文をもって取り決められている場合に、求償権を有する。

(e) 免責事由（第Ⅷ条関連）

運航者は、戦争、敵対行為、内乱又は暴動に直接基づく原子力事故のため生じた原子力損害については、責任を負わない。

(f) 責任限度額の設定（第Ⅲ条関連）

運航者の責任は、原子力事故が当該運航者の故意又は過失により生じたときも、一事故当たり15億フラン（このフランは、純度900/1000の金65½mgにより構成される計算単位である。）に限定される。

(g) 損害賠償措置の強制（第Ⅲ条関連）

運航者は、その責任を填補するため、締約国の国内法で定める金額、条件等により保険その他の資金的保証を講じ、これを維持しなければならない。

締約国は、運航者の上記措置額と前記(f)の責任限度額との差額の支払いを確保しなければならない。

(h) 賠償請求権の消滅（第V条関連）

原子力事故の日から10年以内に訴えが提起されない場合は、賠償請求権は消滅する。しかし、締約国は、10年を超える期間を定めることができるが、この場合は、国内法により運航者の損害賠償措置又は国家補償により填補措置を講じなければならない。

盗取・紛失等の核物質に関わる事故の場合は、上記期間は事故の日から起算されるが、盗取・紛失等の日から20年を超えないものとする。

上記期間を超えない範囲で、国内法により、損害及び責任を負うべき運航者を知った日又は知り得べき日から3年を下らない消滅時効の期間を定めることができる。

(i) 過失相殺 (第 II 条関連)

原子力事故の全部又は一部が、被害者である個人の故意により引き起こされたことを運航者が証明する場合には、管轄裁判所は運航者の責任の全部又は一部を免除することができる。

(j) 裁判管轄 (第X条関連)

原告の選択により、当該原子力船の許可国の裁判所又は領域内で損害の発生した一若しくは二以上の締約国の裁判所が管轄権を有する。

(k) 国籍等に関する無差別適用（第XII条関連）

国籍、住所又は居所による差別を付することなく適用される。

(1) 条約適用の領域範囲（第XⅢ条関連）

世界のすべての部分で発生し、かつ、締約国の国旗を掲げている原子力船の核物質に関係する原子力事故による原子力損害に適用される。

(m) 既存条約に対する優先適用 (第XIV条関連)

同条約は、既存の国際的取決めと抵触する限りにおいて、優先して適用される。しかし、このような国際的取決めに基づく締約国の非締約国に対する義務とは無関係である。

4 核物質海上運送条約 (第四章 V 3を参照)

(1) 条約の成立

1) 条約の成立
核物質海上運送条約は、1971年11月から、ブラッセルで開催された核物質海上運送国際法律会議において、1971年12月2日、「核物質の海上運送における民事責任に関する条約」として採択され、1975年7月15日に発効した。

した。

同条約は、パリ条約及びウィーン条約が、核物質の輸送の場合荷送人である原子力事業者⁽¹⁾に責任を集中させながら、「ただし、この規定は、この条約の日付の日⁽²⁾に施行され、または署名、批准もしくは加入のために公開されている運送の分野における国際協定の適用を妨げない。」（パリ条約第6条(b)：ウィーン条約第Ⅱ条5も同旨）として、既存の運送関係条約の適用関係に影響を及ぼさないものとしたことから、核物質の海上輸送引受の困難性という問題が提起され、これに対処するために、パリ・ウィーン両条約との調整を図ったものである。⁽¹⁴⁾

(2) 主要な内容

(2) 主要な内容

(a) 海上運送に対する国際的取決め又はこれに対応する国内法に基づいて、

原子力事故のために生じた損害の責任を負わせられる者は、次の場合には免責される（第1条）。

- a 原子力事業者が、パリ条約又はウィーン条約に基づいて、この損害の責任を負うとき。
- b 原子力事業者が、このような損害の責任に関する国内法に基づいて、責任を負うとき（国内法が、損害を受ける者にとってパリ条約又はウィーン条約と同じように有利な場合に限る。）。
- (b) 上記の免責は、原子力事業者がパリ条約、ウィーン条約又は国内法の対応する規定によって責任を負わないとされる、原子力施設自体、同一サイト内にある関連して使用されている、若しくは使用されるべき財産又は原子力事故の時点で当該核物質が存在した運送手段に対しても適用される（故意に損害を生じさせた者の責任は除く。）（第2条）。
- (c) 同条約は、原子力船の運航者の責任とは無関係である（第3条）。
- (d) 同条約は、既存の国際的取決めと矛盾している場合には、優先して適用される。しかし、このような国際的取決めに基づく締約国の非締約国に対する義務とは無関係である（第4条）。

Ⅲ パリ条約及びウィーン条約の適用上の問題点と課題

1 条約の適用範囲

パリ条約とウィーン条約は、前述したとおり、本質的な基本原則においては類似しているが、細目においては相違点が存在する。また、現在、パリ条約及びウィーン条約双方の締約国となっている国はない。したがって、それぞれの締約国を巻き込む原子力事故が発生した場合には、特に条約適用の領域範囲の関係から問題が生じてくる。

パリ条約及びウィーン条約における、その適用の領域範囲を、OECD-NEA又はIAEAの勧告をも踏まえると、基本的には、両条約とも、締約国、公海上又は非締約国で発生した原子力事故により、締約国又は公海上で受けた損害に対して適用されることとなる。すなわち、非締約国で受けた損

害には両条約とも適用されないものである。

パリ条約締約国にとってはウィーン条約締約国は非締約国であり、ウィーン条約締約国にとってはパリ条約締約国は非締約国である。したがって、パリ条約締約国又は公海上で発生した原子力事故により、ウィーン条約締約国で受けた損害にはパリ条約は適用されず、逆の場合にはウィーン条約は適用されないこととなる。さらに、パリ条約締約国の原子力事業者とウィーン条約締約国の原子力事業者との間の核物質の輸送途上に事故が発生した場合等、両条約の適用・不適用をも含めて複雑な問題を生ずるケースがあると思われる。

このような、パリ条約とウィーン条約の適用上の問題点はかなり以前から指摘され、検討が行われてきたが、1986年に発生したチェルノブイル事故を契機として、国境を越える損害に対する認識が大きく高まり、両条約の調整・連結が急務の課題となった。このため、IAEA及びOECD-NEAが合同して、a 両条約の各規定に関し存在する相違点を取り除き、連携をとること、b 一方の条約において、他方の条約締約国を非締約国として扱わないこと、c パリ条約又はウィーン条約のいずれか一方を適用条約とすること、等の基本的考え方のもとに、共同議定書という方法によって対処すべく検討を行ってきた。このパリ条約とウィーン条約の相互適用に関する共同議定書は、1988年9月21日、ウィーンにおいて両条約加盟国により採択され、署名された（参考資料1参照）。

2 条約加盟国の拡大

チェルノブイル事故の影響が、国境を越え極めて広域に及んだことから、こうした重大事故による損害へ対処するため、条約加盟国の拡大が重要な課題となっている。チェルノブイル事故の場合、ソ連はウィーン条約の策定に参加しているが締約国とはなっておらず、また、原子力損害賠償責任に関する国内法も有していないため、損害を受けたヨーロッパ各国の損害賠償請求に困難を来しているといわれる。

このような国境を越える損害に対処するために、まず、パリ条約、ウィー

ン条約への原子力施設保有国の加盟拡大があげられる。カナダ、アメリカ、日本等の多数の原子力施設を保有する国々が、いずれの条約にも加盟していない。

我が国は、ウィーン条約の成立に賛成票を投じたが署名、批准とも行っていない。当時の理由としては、責任制限条項等が国内法である原子力損害賠償法と抵触するという問題もあったが、陸上原子炉施設については地理的環境から国際的ニーズのないことが最大の原因であったといわれる。⁽¹⁵⁾

また、パリ条約を成立させた当時のOECEは、1961年9月にOECDとして改組・発足し、我が国は1964年4月に正式加盟しているが、パリ条約には加盟していない。我が国のパリ条約非加盟についても、ウィーン条約と同様の理由が考えられる。我が国の場合、責任制限等の、国内法と抵触するという問題もあるが、近隣諸国（韓国、台湾、中華人民共和国）における原子力開発の進展や核物質の輸送中の事故、重大な原子力事故の及ぼす影響等を考えると、今後、近隣諸国の動向等をも考慮して、将来的には条約加盟を検討していく必要があると思われる。

前記1で述べた、IAEAとOECD-NEAの共同による、パリ条約とウィーン条約の調整・連結のための、相互適用に関する共同議定書の成立が、条約加盟国拡大への促進剤となることが、現在、期待されている。

第三章 原子力損害賠償責任に関する国際条約の概要 (注)

- (1) 下山 俊次「IV 原子力」『未来社会と法』筑摩書房 現代法学全集54 昭和51年 486頁
- (2) 下山 俊次「各国原子力損害賠償法制の動向と問題点」ジュリスト 409号 昭和43年 40頁
- (3) 前掲「IV 原子力」461頁
- (4) ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、西ドイツ、ギリシャ、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、トルコ、イギリスの14か国である。
- (5) 前掲「IV 原子力」486頁
- (6) 前掲「IV 原子力」486頁
なお、前掲「各国原子力損害賠償法制の動向と問題点」42頁、43頁に詳細に論じられている。
- (7) ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、イギリスの11か国である。
ラング、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、イギリスの11か国である。
- (8) 前掲「各国原子力損害賠償法制の動向と問題点」42頁
- (9) M. Lagorce「1982年議定書後のパリ条約及びブラッセル補足条約の総括と批判的分析」『諸外国の原子力第三者責任保険制度』日本エネルギー法研究所 JELI・R・No.22 昭和60年 3頁
- (10) 詳しい事情に関しては、前掲「1982年議定書後のパリ条約及びブラッセル補足条約の総括と批判的分析」13～14頁が参考となる。
- (11) アルゼンチン、ボリビア、カメルーン、キューバ、エジプト、ニジュール、ペルー、フィリピン、トリニダードトバゴ、ユーゴスラビアの10か国である。
- (12) 前掲「IV 原子力」487頁
- (13) 前掲「IV 原子力」488頁
- (14) 条約成立に至る背景、経緯等に関して、谷川 久「核物質海上運送民事責任条約の成立」ジュリスト 499号 昭和47年 105頁以下が詳しく参考となる。
- (15) 前掲「IV 原子力」488頁

第四章 核燃料物質等の輸送 に関する責任

第四章 核燃料物質等の輸送に関する責任

I はじめに

我が国における原子力発電の規模の拡大とともに、ここ数年の核燃料物質等の国内および国際間の移動量は、年によって多少の変化はあるものの、着実に増加してきており、昭和62年における対昭和57年実績比は新燃料が約1.2倍、使用済燃料が約1.5倍となっている（表四-1参照）。

表四-1 原子力発電用核燃料物質の輸送物確認実績（単位：tU）

		昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年
		合 計 量	合 計 量	合 計 量	合 計 量	合 計 量	合 計 量
新 燃 料	UF ₆	525	526	730	601	599	556
	UO ₂	533	683	689	697	547	629
	集合体	619	792	1,094	745	1,047	861
使用済燃料		363	385	396	488	485	527
		回 数	回 数	回 数	回 数	回 数	回 数
新 燃 料	UF ₆	29	29	39	34	36	35
	UO ₂	84	95	111	83	91	76
	集合体	42	50	67	48	59	55
使用済燃料		27	31	27	36	44	51

* UF₆ とは六フッ化ウラン、UO₂ とは二酸化ウラン、集合体とはUO₂ による新燃料集合体をそれぞれ示す。

* 海外への使用済燃料の輸送実績は、昭和62年で460tUである。

出典：原子力委員会編『昭和63年版原子力白書』大蔵省印刷局 平成元年

102頁

このような輸送実績の中、我が国においては、過去一度も核燃料物質等の輸送（法令上は、用語として「運搬」、「運送」、「輸送」等を使用しているが、本章では、条約名を除いては「輸送」として統一した。）に係る原子力事故（以下、原子力事故以外との区別をする時を除いては「事故」と略す。）は起こってはいないが、⁽¹⁾ 核燃料物質等の輸送規模の拡大に伴う固有の潜在的な危険性、つまり核燃料物質等が移動することによる国境を越える事故への防止対策は無

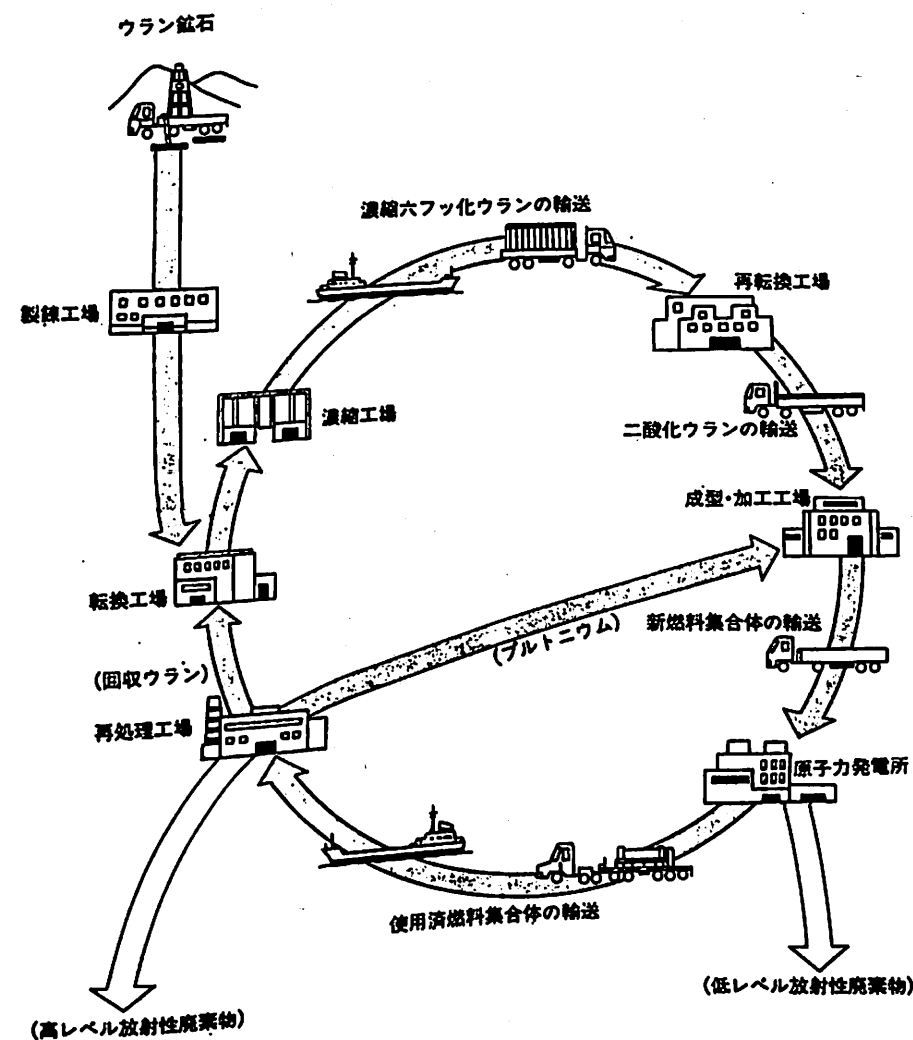
視できないものとなっている。核燃料物質等の輸送による危険として濃縮核燃料物質、使用済燃料及び返還プルトニウムからの事故が考えられているが、⁽²⁾ 現在の輸送技術から見て事故の発生率は低いものであり、更に将来に向けて輸送技術の開発・研究がなされている。しかし当然のことではあるが、このことと原子力損害賠償責任制度の充実とは別問題である。

新日米原子力協定上の懸案の一つとされたのが、返還プルトニウムの輸送方法であった。これは核物質防護（いわゆるPP）、一般公衆の理解（いわゆるPA）及び輸送技術等の問題であったが、日米両国政府間の協議により、新日米原子力協定の付属書の改定という形で新たに空輸の他に海上輸送のオプションが盛り込まれることとなった。⁽³⁾ 輸送に係る核物質の防護、PA及び技術開発等は解決していかなければならない重要な課題であるが、これと同様に核燃料物質等の輸送については、その形態上自国内に留まらないことから、輸送に係る第三者責任の問題については国際的な解決が求められている。

II 原子燃料サイクルにおける輸送の現状

ウラン鉱山の山元からの精鉱購入に始まり、これの製錬、転換、濃縮、再転換、成型加工、原子力発電所への搬入及び発電後の使用済燃料の再処理等の一連の原子燃料サイクルにおける各工程は「輸送」によって結びつけられる（図四-1参照）。

図四-1 原子燃料サイクルと輸送



出典：電気事業講座編集委員会編「原子燃料サイクル」電力新報社 電気
事業講座12 昭和62年 251頁

ここで原子燃料サイクルにおける輸送の現状について、フロント・エンドとバック・エンドごとに概観する。

1 フロント・エンドにおける輸送

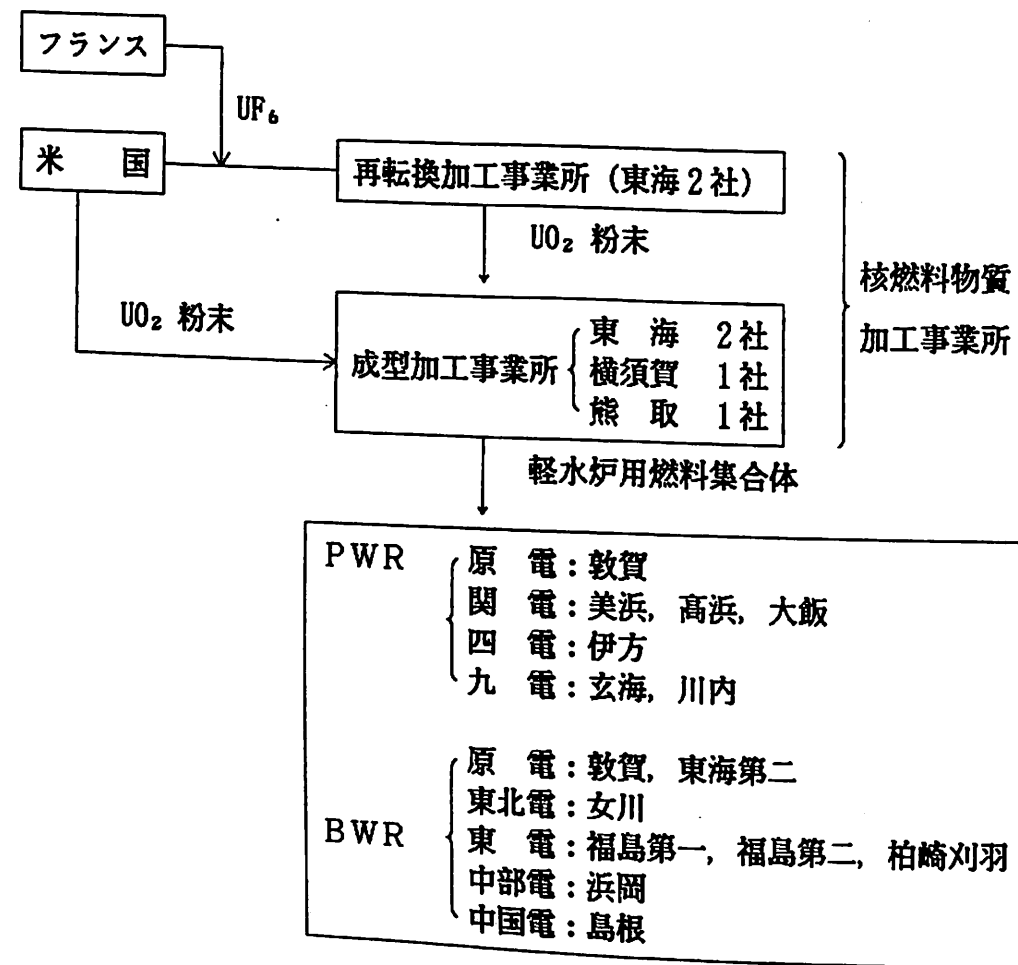
(1) 輸送の現状

我が国は濃縮ウランを海外からの輸入に頼っているが、濃縮六フッ化ウラン (UF₆) 及び濃縮二酸化ウラン (UO₂) 粉末は海上輸送された後、国内の港から濃縮UF₆ は再転換工場まで、濃縮UO₂ 粉末は成型加工工

場まで各々専用トレラーにより陸上輸送される。なお、再転換加工のうち、加圧水型軽水炉（PWR）燃料用はすべて国内で行われているが、沸騰水型軽水炉（BWR）燃料用のものについては、一部を海外に委託している。

成型加工工場で製造された新燃料集合体は主に陸上輸送⁽⁴⁾により、原子力発電所（以下、「発電所」と略す。）に搬入される（図四 - 2 参照）。⁽⁵⁾

図四 - 2 フロント・エンドにおける主な輸送の現状

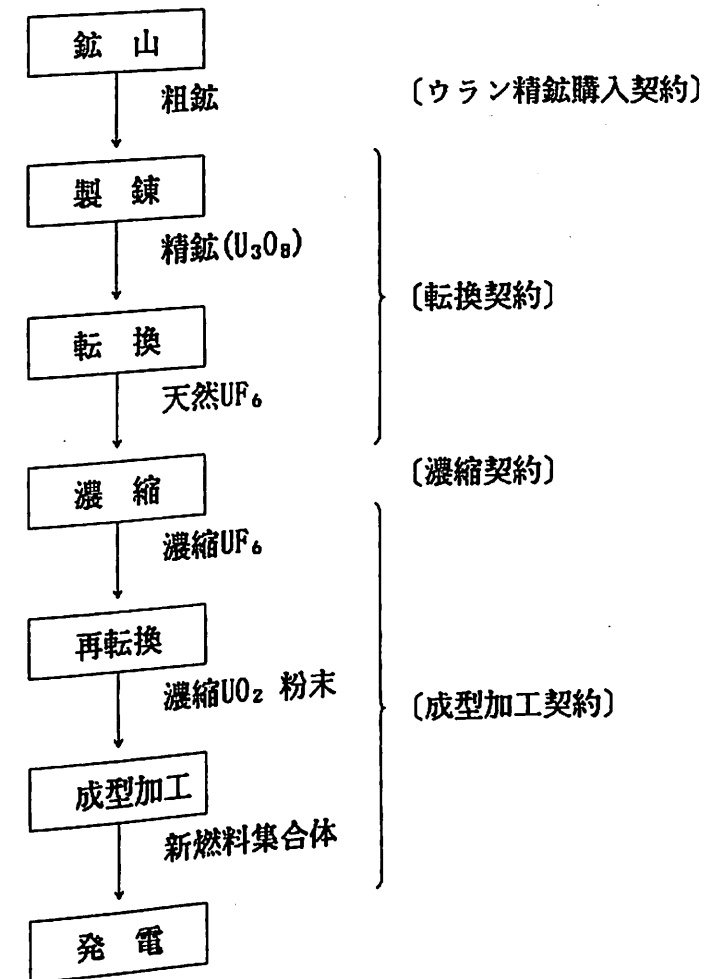


〔出典：原子力安全委員会編『昭和62年版原子力安全白書』大蔵省印刷局
昭和63年 131頁〕

(2) 契約

輸送は各工程に係る契約に基づき実施されており、各工程と契約との対応関係については、次の図のとおりとなっている。

図四 - 3 フロント・エンドの各工程と契約



国際輸送の場合には、海外の事業者は、原賠法上の原子力事業者に該当しないため、海外の事業者間にわたる輸送については契約によって責任の所在を決めている。我が国の電気事業者と海外の転換業者との転換契約において、精鉍輸送の途上で発生する全責任は、当該転換業者が持つとしている例がある。

国内における核燃料物質等の輸送に関する責任については、一般的には国内における核燃料物質等の輸送に関しては、輸送業者が責任を持ち、搬入成型加工契約により、発電所への搬入までは輸送業者が責任を持つとしている。また原賠法以後は発電所を所有する電気事業者が責任を持つとしている。また原賠法以上の第三者責任については、核燃料物質等の発電所への搬入までは日本ニユークリアフュエル（JNF）等の加工事業者が原子力事業者としての

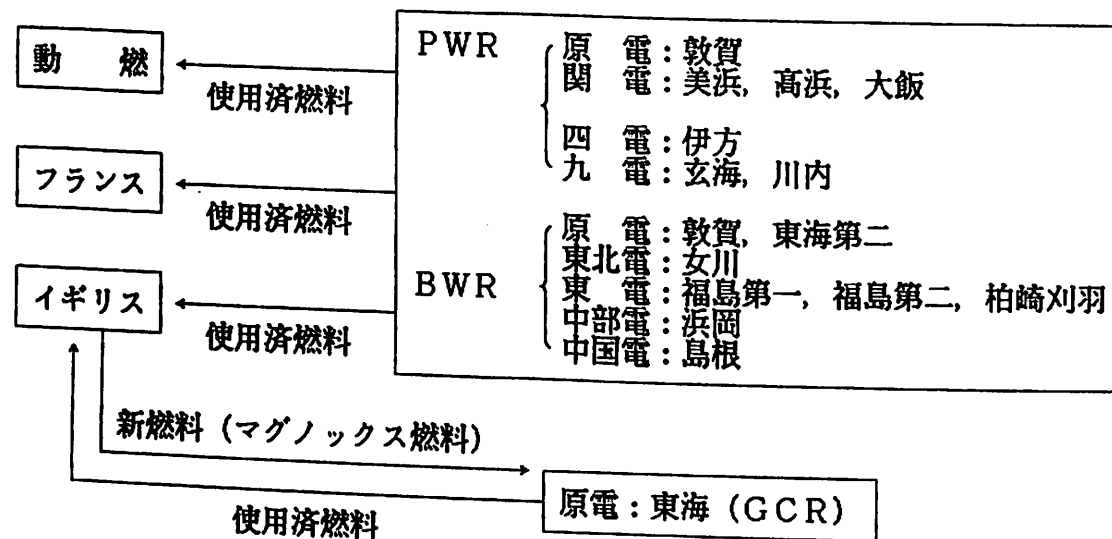
責任を負っている。⁽⁶⁾

2 バック・エンドにおける輸送

(1) 輸送の現状

使用済燃料については動燃事業団東海再処理工場で再処理を行い、また一部を英国原子燃料会社（以下、「BNFL」と略す。）と仏国原子燃料公社（以下、「COGEMA」と略す。）に再処理の委託を行っており、各々専用輸送船により海上輸送している（図四 - 4 参照）。

図四 - 4 バック・エンドにおける主な輸送の現状



（出典：原子力安全委員会編『昭和62年版原子力安全白書』大蔵省印刷局
昭和63年 131頁）

(a) 国内における輸送経路

各発電所建屋から発電所専用港までは陸上輸送、それから原燃輸送船が日本領海を日本海運輸の専用輸送船「日の浦丸」により海上輸送し、日本原子力発電所の東海港に至る。その後、構内を専用トレラーで輸送し、動燃事業団・東海再処理工場に輸送される。この使用済燃料の輸送実績は昭和61年で67t⁽⁷⁾である。

(b) 国外への輸送経路

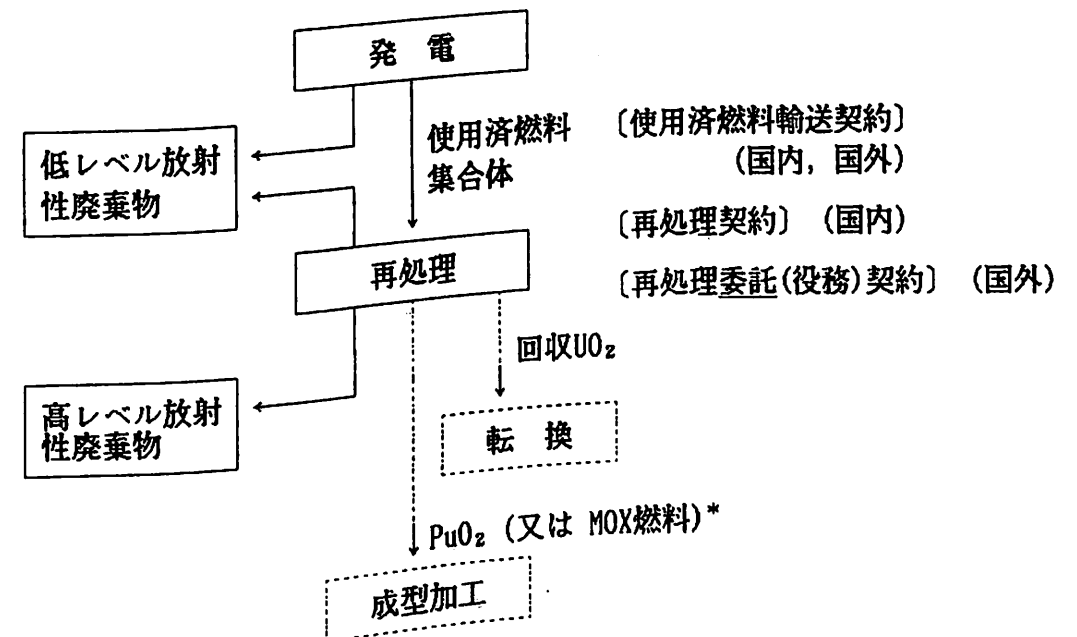
国内と同様に発電所建屋から発電所専用港までの至近距離の陸上輸送に始まる。それから専用輸送船パシフィック・スワン号等⁽⁸⁾により日

本領海から公海を通り、パナマ運河経由⁽⁹⁾でイギリス及びフランスに輸送される。イギリスの場合は、バロー港へ、そこから直接、鉄道でセラフィールドの再処理工場へ運ばれる。フランスの場合は、シェルブール港から鉄道でバローニュ積替施設まで運び、そこからラ・アーク再処理工場までは専用トレラーによる陸上輸送が行われる。これら海外再処理工場への使用済燃料の輸送実績は、昭和61年で418t⁽¹⁰⁾である。

(2) 契約

発電後の各工程と契約との対応関係については、次のとおりとなっている。なお、イギリス及びフランスから返還されてくる放射性廃棄物及びプルトニウム等の輸送契約については、今後締結される予定であるので、現状としての使用済燃料の輸送だけを述べる。

図四 - 5 バック・エンドの各工程と契約



* MOX燃料を発電所へ直接輸送することも検討されている。

(a) 国内における輸送契約

(i) 契約の実態

① 事業所内（発電所建屋から発電所専用港における輸送船積込まで）

電気事業者と商社間で輸送契約を締結し、さらに商社は輸送会社と輸送契約を締結する。

② 発電所専用港以降

a. 海上部分

電気事業者と原燃輸送機関間で輸送契約を締結し、更に原燃輸送機関は日本海運機関と輸送契約を締結する。

b. 陸上部分

電気事業者と原燃輸送機関間で輸送契約が締結し、更に原燃輸送機関は関係する輸送会社と輸送契約を締結する。

(ii) 責任の区分

第三者責任については、内部的には契約上次のとおりとなっている。

① 原子力事故の第三者責任

電気事業者にある。

② 原子力事故以外の第三者責任

引渡時（船積み終了時）より、原燃輸送機関が責任を負う。引渡前は電気事業者が責任を負う。

但し、これらは内部的な契約当事者間の取決めであって、いわば求償権に関するものである。事故が発生し、被害を受けた第三者までも当該契約によって拘束するものではない（国外との契約でも同解釈が成り得よう）。

(b) 国外との輸送契約

(i) 契約の実態

① 事業所内（発電所建屋から発電所専用港における輸送船積込まで）

電気事業者と商社間で輸送契約を締結し、さらに商社は輸送会社と輸送契約を締結する（また、直接輸送業者と契約することもある）。

② 発電所専用港以降

電気事業者とBNFL⁽¹⁾間で締結

(ii) 責任の区分

第三者責任については、内部的には使用済燃料輸送契約及び輸送実務取決事項上、次のとおりとなっている。

① 原子力事故の第三者責任

使用済燃料の輸送中の事故に関しては、日本の領土（領海を含む。）内の損害については事故の原因者がBNFLであっても日本の電気事業者が原賠法により責任を負い、それ以外の輸送中の事故についてはBNFLが責任を負う。

事故発生地と負担限度額の関係については、次のとおりとなっている。

a. 事故の原因者が電気事業者の場合

日本領土（領海を含む）	-----	20億円
公海	-----	500万ポンド
パリ条約非締結国	-----	500万ポンド
パリ条約加盟国	-----	2,000万ポンド
英国領土（領海を含む）	-----	2,000万ポンド

b. 事故の原因者がBNFLの場合

日本領土（領海を含む）	-----	20億円
公海	-----	2,000万ポンド
パリ条約非締結国	-----	2,000万ポンド
パリ条約加盟国	-----	2,000万ポンド
英国領土（領海を含む）	-----	2,000万ポンド

なお、BNFLの負担分に対する英国政府賠償限度額は3億SDRとなっている。

また、使用済燃料輸送後に返還される空フラスコに起因する原子力損害については、そのフラスコの占有管理者が賠償責任を負う。但し、BNFLが電気事業者に与える免責保障は一事故当たり、500万ポンド又は5,000万フランス・フランに限定される。

② 原子力事故以外の第三者責任

フラスコ又は燃料を占有管理する当事者が、それらに起因して第三者に生じた損害を賠償する責を負う。これにより引渡（船積み終了時）時より、第三者責任が電気事業者からBNFLに移転する。前述のとおり、これらは内部的な契約当事者間の取決めであって、事故が発生し、被害を受けた第三者までも当該契約によって拘束するものではない。

Ⅲ 輸送に関する原子力損害賠償責任

1 責任の主体（無過失責任、責任の集中等）

原賠法第3条は、原子力損害についての原子力事業者への無過失責任主義、責任の集中を規定しているが、同条第1項の「原子炉の運転等」には同法第2条第1項の各号の行為だけでなく、それに付随する核燃料物質等の輸送も当然適用があると解されている。⁽¹²⁾

また、輸送による責任の所在については、同法第3条第2項に示されており、原子力事業者間に特約がない限りは、核燃料物質の発送人である原子力事業者が損害を賠償する責任がある。

原則として核燃料物質の発送人としたのは、事実梱包は発送人が行うのだから輸送中の事故について責任を負うのが自然であること、損害賠償措置は核燃料物質等を発送するときまでに講じなければならないが、受取人である原子力事業者が責任を負い損害賠償措置を講じなければならないのは実務上も不都合であること⁽¹³⁾、また、これを契約にゆだねても被害者にとって特に不便でないこと⁽¹⁴⁾等を理由として昭和46年の改正⁽¹⁵⁾により、特約を認め、特約なき限りは発送人の責任としている。

なお、原子力事業者間の核燃料物質等の輸送とは、発送人の工場又は事業所における輸送用具への積込作業終了後から、受取人の工場又は事業所における輸送用具からの積卸作業開始の前までをいう。

責任集中の原則において、発送人や受取人でなく、輸送人に責任集中でき

ないのかという点については、輸送人に責任集中するとすれば輸送人に責任保険を付保しなければならないが、それは困難であり、仮にこのような保険が可能としても運送賃負担が増すであろうし、それが不可能な場合には輸送人は輸送を拒むことになる危険性がある。また保険の点を除いても、梱包やその内容について過失のない輸送人に責任を負わせるのは酷である⁽¹⁶⁾との判断がなされたことによるものと思われる。

2 責任集中と輸送人との関係

原賠法上、原子力事業者に責任が集中されている（原賠法第3条第1項、同法第4条第1項）が、責任を制限する他の法律との関係、特に船主との責任制限との関係は原賠法第4条第3項に記載されている。

船舶所有者等の責任の制限に関する法律の規定を適用しないということは、核燃料物質等を輸送中の船主は無限責任を負うということになるのかという点については、核燃料物質等を輸送する船舶の船主は、事故が生じ本法が準拠となる場合には発送人又は受取人たる原子力事業者が責任が集中されているので、核燃料物質等を輸送する船主がこの条文により責任を負うことは生じ得ないことになる。

3 求償権

核燃料物質等の輸送中に一般の第三者が過失により衝突してきた場合が想定されるが、このような場合には求償権は発生せず、原賠法はその損害が第三者の故意により生じたものという場合に限定している（原賠法第5条第1項）。

この場合の故意は原子力損害の発生についての故意であり、単に第三者に衝突しようとする故意だけでは求償権は発生しないとされている。

立法当初は第三者に過失がある場合も含めて求償できる（資材の供給又は役務の提供をした者については、故意のみに限定）とされていたが、諸条約や諸外国の例から問題視されたこと⁽¹⁷⁾、核燃料物質の輸送の頻度が増加することによる一般の第三者の保護を図る必要があること等から現行の条文に改正されている。

IV 輸送に関わる損害賠償措置

1 損害賠償措置

原賠法第6条を輸送の立場から考察すると、原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置を講じていなければ核燃料物質等の輸送をしてはならないということになる。

原子力損害を賠償するための措置とは、原子力損害賠償責任保険と原子力損害賠償補償契約のセット、又は供託である。

輸送の場合、陸上の原子力施設と異なる点は一工場若しくは一事業所当たり（若しくは一原子力船当たり）一損害賠償措置とするいわゆるサイト主義がその形態上適用されない点である。輸送については原賠法施行令第2条で「政令で定める原子炉の運転等」の中で規定されている。

2 損害賠償措置額

輸送に関し原賠法施行令第2条は、工場又は事業所内輸送、工場又は事業所外輸送及び廃棄物の埋設とその管理に付随する輸送について規定している（輸送に関する賠償措置額の内容については、第一章表一—1を参照）。

工場又は事業所内の輸送については、各号において講じられる損害賠償措置額に含まれる。これは工場又は事業所内の貯蔵、廃棄とともに同条の各号の行為と一体として考えようという趣旨である。

工場又は事業所外の輸送については、同施行令第2条第10号及び第11号に規定されている。この損害賠償措置は、原賠法第3条第2項の規定に従うことになるから、特約なき限りは、発送人である原子力事業者のみが賠償措置を講じれば足りる⁽¹⁸⁾ことになる。

また、昭和61年の原賠法施行令の改正の際に、廃棄物埋設・管理と高レベル放射性廃棄物に関する輸送条項が付加された。

3 原子力損害賠償責任保険契約

損害賠償措置として最も典型である責任保険契約の形式的要件は原賠法第8条に規定されている。

原子力損害賠償責任保険契約は、原子力施設賠償責任保険、国内輸送危険

担保特約保険、原子力輸送賠償責任保険及び原子力船運航者賠償責任保険契約が代表的であるが、この中で輸送に関する国内輸送危険担保特約保険及び原子力輸送賠償責任保険について概観する。

(1) 国内輸送危険担保特約保険

原子力施設賠償責任保険では、核燃料物質等の輸送の際に生じた賠償責任については免責しているため、国内輸送危険担保特約保険（施設に対する基本の賠償責任契約の特約）に加入する必要がある。

また、実務的には、求償権放棄と代位求償権放棄の特約条項が添付される。これは、原子力損害に関する保険の支払の条件として、被保険者は理由のいかんにかかわらず求償権を行使せず、そして保険会社はこれを代位取得しないことを約束する趣旨の特約である。

填補期間は、輸送用具への積み込み作業終了後から積卸し作業の開始前までとなっている。⁽¹⁹⁾

(2) 原子力輸送賠償責任保険

核燃料物質等及び使用済燃料の輸送の国際間の輸送を対象に、輸送中に生じた原子力損害に対し、法律上又は証券記載の契約上の賠償責任を担保する。なお、使用済燃料の国内海上輸送についても、その輸送の性格にかんがみて当保険で扱われている。

保険の始期及び終期は日本から外国に向けての場合は、輸送用具への積み込み作業終了時から積卸作業終了時までとなっている。一方、外国から日本に向けての場合は、引渡を受けた時から積卸作業の開始時までとなっている。

実務的には、使用済燃料の国外輸送を対象に、原子力損害賠償責任不担保区域特約条項を添付し、日本領海外は不担保としている例が見られる。このような不担保特約条項を付した場合、その区域については輸送用具及び輸送用具内の人の身体又は財物について生じた原子力損害は填補されなくなるので「輸送用具等原子力損害賠償責任拡張担保特約条項」を付すのが一般的である。⁽²⁰⁾

また、原子力輸送賠償責任保険がある場合において、それぞれの保険契約に係る別個の核燃料物質等が積合わせ、保管又はその他の輸送の過程において共通の事故による原子力損害が生じた場合に、それぞれの保険契約が定める保険金額の合計額に一定の基準を設け、その基準を限度として共通の総てん補責任限度を定める内容の「積合わせ（共積）等における共通の総てん補責任限度額に関する特約条項」を添付する例がある。

4 原子力損害賠償補償契約

通常、民間の原子力損害賠償責任保険契約と原子力損害賠償補償契約は両者合わせて原賠法上の賠償措置となっているため、政府との間にこの補償契約を締結しなければならない。

輸送については、一輸送ごとの輸送期間に対して行う短期契約と一年ごとに全輸送を対象とする包括方式がある。⁽²¹⁾ 特に使用済燃料については一輸送ごとに個別の補償契約を締結しているのが一般的である。

なお、民間の賠償責任保険契約は、1年ごとに行われる包括方式をとっている例が多い。

5 国際輸送と損害賠償措置

原賠法の適用範囲については、原則として日本領域内と解されているが⁽²²⁾ 国際輸送の際の事故に対する損害賠償措置はどうなるのだろうか。

現在、原子力損害賠償責任に関する一般的な国際条約として、1960年 7月 29日にパリにおいて採択された「原子力分野における第三者責任に関する条約」（以下、「パリ条約」と略す。）、1963年 1月31日にブラッセル条約において採択されたパリ条約を補足する条約（以下、「ブラッセル条約」と略す。）、及び1963年 5月21日にウィーンにおいて採択された「原子力損害の民事責任に関するウィーン条約」（以下、「ウィーン条約」と略す。）がある。

後述するように、第三者責任に関するこれらの国際原子力条約の適用について統一化の動きがあるが、我が国は、これら国際原子力条約を批准していない。核燃料物質等の輸送中において事故が発生した場合に、裁判管轄権、準拠法の適用等第三者責任を定める上で複雑な問題が発生することが予想さ

れる。

例えば、契約締結外の第三国との間で起こる公海上の事故の場合である。パリ条約及びウィーン条約においては、公海上での事故についても条約を適用すべきであるとの見解が関連する国際機関により採られているが、我が国は非締約国であるため当解釈は解決の手段にはならない。

公海については、1958年の公海条約により、船舶に対する旗国の排他的管轄権の原則が採られているが、これは国家は公海において自国の船舶に対する管轄権を行使できることであり、また、一方で国家は他国の船舶については管轄権を行使できないということの意味する。この排他的管轄権の原則には管轄権を行使できないということの意味する。この排他的管轄権の原則による作用として、船舶内においては旗国の法令が適用される⁽²³⁾ 結果、日本船籍の船で核燃料物質等を輸送している途中の事故により被害を受けた乗組員に対しては、原賠法が適用されることになる。船内の事件については旗国の民事、刑事の裁判権が及ぶことになるのだが、複数国にわたる事故に巻き込まれた場合には、裁判管轄権及び準拠法の適用の問題は、基本的には国際私法の一般原則によって解決されることになろう（第五章参照）。

したがって、国際的な輸送においては、電気事業者とBNFLとの使用済燃料輸送契約にも示されているように、契約により責任の主体、責任移転時期及び賠償措置を明らかにするのが一般的である。

V 輸送と国際条約との関係

第三章では、原子力損害賠償責任に関する国際条約の概要についてみてきたが、ここでは、特に輸送の面からこれらの国際条約について概観する。

1 輸送と国際条約⁽²⁴⁾

パリ条約及びウィーン条約における輸送関連規定の内容は、以下のとおりである（第三章 II 1, 2を参照）。

- a. 原子力施設の運転者(operator: 以下、「原子力事業者」と略す.)は、
輸送手段に対して有責である。

(パリ条約第 3条(a))

(ウィーン条約第 II 条1)

(ウィーン条約にはない)

b. 原子力事業者間の輸送では、当事者間の契約の明文の規定によって他の原子力事業者が引き受ける地点と時期まで有責であり、そのような明文の規定を欠くときは、他の原子力事業者が引き渡しを受ける時を責任移転時期としている（引き渡し前であれば発送人が有責である。）。

また、非締結国の領域内の者へ送られた場合、当該非締約国の領域に到着した運送手段から積降ろされる以前のときは、締約国の原子力事業者が責任を負う。一方、非締約国の領域内の者から送られた場合、当該核物質が非締約国の領域から運送されるべき輸送手段に積み込まれた後のときも同様に締約国の原子力事業者が責任を負う。 (パリ条約第 4条(a), (b))

(ウィーン条約第Ⅱ条1)

c. 輸送者が原子力事業者とみなされ責任を負う場合がある。

(パリ条約第 4 条(d))

(ウィーン条約第Ⅱ条2)

d. 同一の輸送手段に複数の原子力事業者からの核燃料物質を共積みしていた場合には、これらの原子力事業者は共同して責任を負うが、責任限度額は、パリ条約第 7 条による最高責任額である。 (パリ条約第 5 条(d))

(ウィーン条約第Ⅱ条3)

e. この条約は署名、批准又は加入のために公開されている輸送の分野における国際協定の効果に影響を与えない。

(パリ条約第 6 条(b))

(ウィーン条約第Ⅱ条5)

f. 締約国は国内法により輸送手段に対する損害を対象として含めてよいが、いかなる場合にも最低強制賠償措置額である 500 万計算単位より少ない額に減額することはできない。

(パリ条約第 7 条(c))

(ウィーン条約の場合、第V条が責任制限の条項であるが、パリ条約のよう
(パリ条約第7条(c))
に輸送手段までに言及していない。)

g. 締約国は他国の核物質がその領域を通過する場合、当該他国の原子力事業者の最高責任額を増加することを通過の条件とすることができる。

(パリ条約第 7 条(e))

輸送中の責任の帰属及び責任の移転時期の規定における我が国の原賠法とこれら条約との異なっている点は、原賠法では発送人たる原子力事業者が責任を負う（特約がある場合は特約による）が、パリ条約及びウィーン条約では基本的には契約によってこれらが定まり、契約がない場合は引き渡しの時期となっている。また、輸送者が原子力事業者に代わって責任を負うことができるとしている。

これら条約における核燃料物質の輸送に関しては、原子力事業者への責任集中は条約国における陸上の施設に比べ絶対的ではない。また、このことに対して求償規定が問題となるが、この点についても条約は規定している。⁽²⁵⁾

以上のことから考えれば、我が国の原賠法は条約との比較においても、原子力事業者への責任集中が強くなされているといえよう。

2 原子力条約と海事法国際条約

1で述べたパリ条約第6条(b)及びウィーン条約第2条5では、原子力事業者に責任集中を規定しながら、「ただし、この規定はこの条約の日付の日¹に施行され²効力を有し³」、または署名、批准もしくは加入のために公開⁴開放⁵されている運送の分野における国際協定⁶条約⁷の適用を妨げない⁸適用⁹に影響を及ぼすものではない¹⁰。」（¹¹内はウィーン条約の表現）とされている。

すなわち、核物質の海上輸送に關してみれば、既存の海事法關係の國際條約で第三者責任に關係のある國際條約が適用される場合には、海事條約が優先的に適用されることもあり、その場合には原子力事業者へ責任が集中されないこととなる。また、船主の第三者に対する責任をカバーすべき船主相互保險では、原子力損害については填補しないこととされていることもある。

その結果、核物質の海上輸送に
事業者が責任を負う場合には海事条約を適用しない旨の新条約が求められて
いた⁽²⁶⁾。

以下、海事法関係の国際条約及び核物質の海上輸送に関する条約について

概観する。

(1) 船舶衝突に関する条約〔1910年船舶衝突に付いて規定の統一に関する条約〕

船舶衝突の場合の損害賠償に関する統一条約で、内外船舶相互間又は外国船舶相互間の衝突についてのみ適用される。

この条約は、責任の分配の原則が主たる目的であり、これによって両船主間の責任限度が決まるわけではない。⁽²⁷⁾

なお、我が国は大正 3 年に同条約を批准している（大正 3 年条約第 1 号）。

(2) 船荷証券国際条約〔1924年船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約（いわゆるヘーグ・ルール）〕

この条約は、海上運送人の免責約款の禁止、受取船荷証券の取り扱い、船荷証券上の記載の証拠力等を定めており、我が国では「国際海上物品運送法（昭和32年法律第 172号）」の中に導入されている。

この条約は、核物質の輸送に伴う第三者責任の問題には殆ど関係しない。仮に関係したとしても、責任限度までは責任を負わなければならないのが原則となっているが、例外として運送品が特殊であれば免責特約が可能となっている。核物質の輸送は、特殊品の輸送とみなされるであろう。⁽²⁸⁾

なお、我が国は昭和32年に批准している（昭和32年条約第21号）。

このヘーグ・ルールの後には、1968年の改正議定書（いわゆるウィスビー・ルール）及び1979年の改正議定書が採択されている他、ヘーグ・ルールに対する新条約として1978年に国際連合海上物品運送条約が採択されている。

また、1968年のウィスビー・ルールでは、原子力損害についての責任が除外されており、現在、我が国は、このウィスビー・ルールを国内法に取入れるよう準備している段階である。

(3) 船主責任制限条約〔1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約等〕

いわゆる船主責任制限条約は、船主も事故の企業上の債務につき原則と

して無限責任を負うが、海運業の保護の理由から一定の債務については責任を限定する特典が認められている。船主責任制限条約は、船価責任主義、金額責任主義及び航海主義を内容とする1924年の船主責任の制限に関する統一条約に始まるが、この改正条約として1957年に責任限度額の大幅引き上げ、事故主義を盛り込んだ航海船の所有者の責任の制限に関する国際条約が成立した。1976年条約は、この1957年条約を全面改正したものであり、SDRの採用、船舶不使用の救助者にも責任制限を認めることを内容としたものである。⁽²⁹⁾ 1957年条約は当時核物質の海上輸送とパリ、ウィーン両条約との調整が必要とされる関連条約としてとりあげられた。

また、この分野の国内法としては「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）」があり、昭和57年法律第54号でこの法律の一部が改正されている（いわゆる船主責任制限法）。1976年条約では、原子力損害についての責任の制限を規律し又は禁止する国際条約又は国内法の適用を受ける債権については、責任制限の対象から除外している（船主責任制限法第 3 条）。

なお、我が国は同条約を昭和61年に批准している（昭和61年条約第 9 号）。

3 核物質海上運送条約（第三章 II 4 を参照）

1968年10月モナコにおいて、IAEAとOECD-NEAの共催により核物質の国際海上輸送に関する第三者責任についての会議が開催され、各国でも問題視されていた技術的・法律的・保険的な課題が討議された。これにより核物質の海上輸送とパリ、ウィーン両条約との調整の問題に対する早期解決が求められた。

1971年11月ブラッセルにおいて、核物質海上運送国際法律会議が開催され、1971年12月 2 日に「核物質の海上運送における民事責任に関する条約」（以下、『核物質海上運送条約』と略す。）が採択され、同年12月17日に調印式を下、1975年 7 月15日に発効した。但し、我が国は審議通過した条約案に賛成票を投じているが、批准はしていない。

海事法関係の国際条約との関係で第三者責任に関する事項のパリ条約及び

ウィーン条約における課題は、同条約により解決されている。

同条約は12か条から成るが、前文で、パリ条約及びウィーン条約が原子力事業者への責任集中を原則とし、若干の国で同様の規定を有する国内法が存在することを考慮し、一方、「従来の海上運送に国際条約がすべて今後とも適用されることを考慮し、核物質の海上輸送の間に原子力事故によって生ずる損害に対しては原子力設備の所持者が専ら責任を負うことを希望し」としており、核物質の海上輸送に関する責任と既存の海事法国際条約との調整結果が表れているといえる。

以下に示すように、条文の主な内容は第1条から第4条に規定されている。

第1条は免責条項であり、パリ条約若しくはウィーン条約に基づいて責任を負うとき又は国内法によって責任を負うとき（但し、国内法が損害を被る者にとってすべての点でパリ条約又はウィーン条約と同程度に有利であることが前提となっている。）には原子力事業者は、このブラッセル核物質海上運送条約上の責任を免れる。

第2条は第1条の免責の対象を規定したものである。これによると第1条に定められた免責は、事故によって以下のものに生じた損害に対して適用される。

- a. 原子力施設自体、又は、当該施設と関連して使用されているか若しくは使用されるべき当該施設の敷地にあるもの
- b. 事故の時点に当該核物質が存在した運送手段

但し、損害を与える故意又は不作為の結果による損害に対する自然人の責任は上記免責とは関係無いとしている。

第3条は原子力船の事故の場合の原子力船運航者の責任は本条約は一切関係ないことを規定している。

第4条は海事法関係の国際条約とパリ条約及びウィーン条約との調整規定であって、本条約は抵触する既存の海事国際条約に優先して適用されることを明示している。但し、このことは非加盟国に対しても拘束するものではなく、非加盟国が既存の海事国際条約を適用する義務には影響しないとしてい

る。

第5条は調印の場所、国際連合その他機関等が条約の締約国になる場合の条件及び方法が示されている。

（以下の条文は省略）

VI 今後の課題

1 第三者責任に関する原子力条約との関係

パリ条約及びウィーン条約の適用に係る問題は、核燃料物質等の輸送についてみると、次の点が挙げられている。

ウィーン条約締約国であるアルゼンチンの原子力事業者からウィーン条約締約国であるエジプトの原子力事業者に核物質が輸送された場合、パリ条約締約国であるポルトガルの領海で事故が発生し、同じくパリ条約締約国であるスペインに損害が発生したときを仮定すると、ウィーン条約は、非締約国で発生した事故であり損害であるから適用されなくなる。また、パリ条約締約国においては、当該核物質の発送人でも受取人でもないことから条約による責任を負うべき立場にはない。したがって、どちらの条約も適用されないことになる。

パリ条約とウィーン条約は原子力第三者責任に関する国際条約として、それぞれ意義を有しているが、上記の例のように両条約の適用範囲の限界からくるパリ条約（ブラッセル補足条約を含む。）とウィーン条約との抵触の問題は早くから問題視されており、これを調整するための方策が求められていた。

さらに、核物質の取引及び原子力の平和利用と開発が更に盛んになってきたこと、加えて、チェルノブイル事故のような国際間にわたる事故責任に対処する原則の統一が求められたことから、IAEA及びOECD-NEA合同による検討が行われ、共同議定書が作成された。この共同議定書によると、核物質の輸送の場合における責任ある事業者、管轄裁判所、適用される責任額の決定を容易にする方策がなされているとのことである（なお、1988年9月21日、パリ条約とウィーン条約加盟国によって共同議定書の署名がなされ

ている。)。今後予想される核燃料物質等の輸送頻度及び量を考えると輸送の問題は以前にもまして国際的にも重要視されてくると思われる。

以上のような輸送の問題を考えれば、我が国はパリ条約（ブラッセル補足条約を含む。）、ウィーン条約及びブラッセル核物質海上運送条約のいずれも批准していないが、パリ条約（ブラッセル補足条約を含む。）及びウィーン条約と国内法である原賠法との責任制限条項に関する抵触問題、（現時点では理由とはならないと思われるが）地理的環境の問題等を解決し、国際的な協調の場に参加する必要がある。

また、核物質海上運送条約についても、原賠法の原則の一つである原子力事業者への責任集中がより明確化されることにおいて意義があることと思われる。⁽³⁰⁾ 同条約への加盟の検討が必要であろう。

2 返還放射性廃棄物

現在、我が国においては、使用済燃料の再処理の一部をBNFL及びCOGEMAに委託しているが、この再処理によって発生した高レベル放射性廃棄物等が、1993年以降返還されてくることになっている。

再処理委託（役務）契約によれば、BNFL及びCOGEMAへの使用済燃料の輸送に係る第三者責任に関しては、再処理サイトで物理的に引き渡しがなされたときに、BNFL及びCOGEMAに移転することになっているが、返還放射性廃棄物については、新たな契約の中で第三者責任について明確化される必要がある。責任の移転時期等、使用済燃料の輸送と関連した対応が求められる。

また、返還放射性廃棄物が日本領海内に入ってからの問題として次のことが挙げられる。

日本領海内は海外の再処理事業者が原賠法でいう原子力事業者にあたらないため、日本の原子力事業者が第三者責任を負うことになるが、この責任を、返還放射性廃棄物の所有者である電気事業者が負うのか、又は青森県六ヶ所村で返還廃棄物を集中管理する廃棄物管理事業者が負うのかと問題である。これについては、返還放射性廃棄物の受取人が誰になるのか、及び当該輸送

が原子炉の運転に付随するのか、又は廃棄事業に付随するのかという点を明確にした上で、契約を締結していく必要がある。

3 返還プルトニウム

新日米原子力協定（昭和63年7月発効）によれば、海外再処理委託で生ずるプルトニウムの輸送は、航空機輸送のみが包括同意の対象であり、船舶による海上輸送は個別の協議事項となっていた。我が国は輸送手段の多様化によりプルトニウム輸送の安定化を図るとの観点から包括同意の対象について両国政府で協議を重ねていたが、我が国政府は昭和63年10月18日の閣議において新日米原子力協定実施取決付属書の修正を決定し、同日付けで発効した。⁽³¹⁾ これにより、プルトニウムの海上輸送が実施される可能性が強くなったと言われている。⁽³²⁾

また、輸送の際のプルトニウムの形態については、英国及び仏国でMOX燃料体に加工して輸送する構想や使用済燃料の再処理工程で発生する放射性廃棄物と共に輸送する方法等が考えられており、その可能性について検討している段階にある。MOX燃料体に加工して輸送するとしても、加工業者をどう選ぶか、また、技術的な信頼度をどう高めるか、及び海外再処理を委託しているBNFL及びCOGEMAとの輸送契約をどのようにするかが、一般的及び技術的な検討課題となっている。

返還プルトニウムに関する第三者責任について、当事者間では、再処理委託（役務）契約により定められており、同契約によれば、返還プルトニウム（回収ウランを含む。）については、輸送後、物理的に引き渡しがなされた時点において電気事業者が第三者責任が移転することになっており、引き渡し地点は別途協議によって決定することとしている（返還放射性廃棄物についても引き渡し地点は、両者が合意したある地点とされている。）。この引き渡し地点が我が国の原子力港であれば、BNFLが日本領域外の海上を含め第三者責任は日本側が負うことになる。

この引き渡し地点が我が国の原子力港であれば、BNFLが日本領域外の海上を含め第三者責任は日本側が負うことになる。今のところ、我が国の原子力港において引き渡しを受けることが考えられ

ているが、当事者間において使用済燃料の輸送契約と同様に第三者に対する責任を明確にする必要がある。

4 航空輸送

以上、現在輸送手段として一般的である海上及び陸上に関する輸送実態及びその第三者責任の問題についてみてきたが、今後は新日米原子力協定でもクローズアップされた航空輸送における第三者責任の問題が現実のものとなってくる可能性がある。

航空輸送に関する私法的部分のうち運送人の責任については、昭和4年に採択された「国際航空輸送についてのある規則の統一に関する条約（いわゆるワルソー条約）」がある。我が国の航空輸送に関しては、国際的にも及び国内的にもこのワルソー条約による影響が大きいと言われている（我が国は同条約を昭和28年に批准）。この条約は航空運送人の責任について過失責任主義を基本としながら、举证責任を航空運送人に転嫁し、それとのバランスにおいて運送人の責任に限度額を設けている。⁽³³⁾

ワルソー条約の中で示されている運送人の責任については、航空による核燃料物質等の輸送が船舶に比して頻度が低いこともあって、海事法関係の船主責任制限条約にみられるような原子力損害責任に関する国際条約又は国内法の適用を受けるものを除外する旨の規定はない。

ワルソー条約後、ワルソー条約を改正するヘーグ議定書（我が国は昭和42年に加入）、グアテマラ議定書、及び運送人の無過失責任を認めたモントリオール議定書等にみられるように航空分野に関する責任体制も徐々に形成されてきている。核燃料物質等の航空輸送に係る第三者責任についても、将来の核燃料物質等の航空輸送計画及び航空業の保護を踏まえた上で整備が求められる時期が来るものと思われる。

第四章 核燃料物質等の輸送に関わる責任（注）

(1) 青木 成文「核燃料物質の輸送について」『核物質管理センターニュース』

核物質管理センター Vol.17 No. 7 昭和63年 5頁

なお、我が国以外の事故の例としては、1975年にイギリスにおいて日本から運んできた使用済燃料集合体を積んだ貨車が脱線する事故、また1984年にフランスの貨物船が西ドイツ船籍の大型カーフェリーと衝突し、六フッ化ウランを積んだまま、ドーバー海峡に沈没した事故がある（モンルイ号の沈没事件として有名である）。

(2) 下山 俊次、谷川 久、真崎 勝、牟田口 道夫「放射性廃棄物の国際海上輸送に関する第三者責任——モナコ会議をめぐって——」ジュリスト 419号 昭和

44年 89頁で、濃縮核燃料と使用済燃料による危険を想定している。

プルトニウムの毒性による危険については、次の文献を参照。

電力政策研究会編『原子力の「不安」に答える』電力政策研究会 昭和63年

38頁

(3) 電気新聞 昭和63年10月19日記事「返還プルトニウム海上輸送も対象」

(4) 北海道電力網泊原子力発電所（古宇群泊村）1号機には、日立港から専用輸

送船「能登丸」で核燃料が海上輸送されている（昭和63年7月に実施）。

(5) 日本領域内に入ってから輸送については、別紙1の地図のとおりである。

(6) 電気事業者と輸送業者との成型加工契約の中で、輸送業者に対して関係者で

ある加工業者を責任保険に加入させる旨の条項を入れている例が見られる。

なお、政府との原子力損害賠償補償契約においても同様である。

原子力安全委員会編『昭和62年版原子力安全白書』大蔵省印刷局 昭和63年

(7) 原子力安全委員会編『昭和62年版原子力安全白書』大蔵省印刷局 昭和63年

130頁

(8) H. E. スピンク (BNFL) 「使用済み燃料輸送船の設計」『原子力資料8』

日本原子力産業会議 昭和63年 18頁

使用済燃料輸送船は英国籍であって、所有者はパシフィック・ニュークリア・

トランスポート (PNTL) 社である。

現在、以下の5隻の船舶を運航している。

船 名	就航開始	造 船 所
パシフィック・スワン	1979年 4月	スワン・ハンター、ヘバーン、英国
パシフィック・クレール	1980年10月	" " "
パシフィック・ティール	1982年12月	" " "
パシフィック・サンドパイパー	1985年 8月	アブレドア造船所、デボン、英国
パシフィック・ピンチール	1987年12月	三菱重工、神戸、日本

PNTLは、BNFLの船舶を所有する子会社であって、当会社の株式保有率は以下のとおりである。

BNFL 62.5%

COGEMA 12.5%

日本の商社、電力会社等 25.0%

(9) パナマ運河経由で海上輸送を行っている理由として、この輸送ルートが最短距離で、しかも気象が穏やかであることを挙げている。

J. E. ミッドレットン (BNFL), S. ブラックバーン (ニュークリア・トランスポート社 (NTL社)) 「使用済み燃料の輸送経路」『原子力資料8』日本原子力産業会議 昭和63年 38~39頁

(10) 前掲『原子力安全白書』130頁

(11) 使用済み燃料の輸送は、BNFL及びその子会社のPNTL (並びに協力会社NTL社) によって行われている。また、使用済み燃料輸送契約によれば、BNFLはPNTLに輸送を請け負わせることが認められている。

前掲『使用済み燃料の輸送経路』35~36頁

(12) 科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』朝通商産業研究社 昭和55年 50頁

(13) 前掲『原子力損害賠償制度』55頁

(14) 星野 英一「日本の原子力損害賠償制度」『日独比較原子力法』第一法規 昭和55年 95頁

(15) 昭和46年の原賠法改正前はウィーン草案にならい受取人に賠償責任があるとしていた。

なお、採択されたウィーン条約では契約主義が採用された。

(16) 星野 英一「原子力損害賠償に関する二つの条約案」『法学協会雑誌』有斐閣 第79巻第1号 昭和37年 79頁

(17) 前掲『原子力損害賠償制度』63~64頁

(18) 前掲『原子力損害賠償制度』75頁

(19) 日本原子力保険プール編『原子力損害賠償責任保険の概要』日本原子力保険プール 昭和60年 8頁

(20) 日本原子力保険プール編『原子力保険のあらまし』日本原子力保険プール II 昭和60年 26頁

(21) 前掲『原子力損害賠償責任保険の概要』13~14頁

(22) 宮田 良紀「核燃料物質等の輸送規制」『放射性廃棄物及び核燃料物質等の輸送をめぐる法的諸問題』日本エネルギー法研究所 JELI・R・No.6 昭和

58年 135頁

(23) 桑原 輝路「公海における船舶の地位」『国際法の基本問題』有斐閣 別冊 法学教室基本問題シリーズ 1 昭和61年 144~150頁

(24) 原子力発電法制研究会『欧米諸国の原子力法』日本電気協会 昭和56年 821~887頁

(25) 下山 俊次「各国原子力損害賠償法制の動向と問題点」ジュリスト 409号 昭和43年 41頁

(26) 前掲「放射性廃棄物の国際海上輸送に関する第三者責任 — モナコ会議をめぐって — 」92頁

(27) 前掲「放射性廃棄物の国際海上輸送に関する第三者責任 — モナコ会議をめぐって — 」92頁

(28) 前掲「放射性廃棄物の国際海上輸送に関する第三者責任 — モナコ会議をめぐって — 」92頁

(29) 鈴木 竹雄『新版商行為法・保険法・海商法 全訂第一版』弘文堂 法律学講座双書 昭和63年 171頁

(30) 谷川 久「核物質海上輸送民事責任条約の成立」ジュリスト 499号 昭和47年 107頁

(31) 日米原子力協定付属書に盛り込まれた海上輸送指針によると、

- 輸送は無寄港で実施する。
 - 核物質防護を確保するため事前に輸送計画を作成する。
 - 核物質防護を確保するため事前に輸送計画を作成する。
- c. 輸送計画には武装護衛官の同乗、武装護衛船による護衛、オペレーション・センターの設置、緊急時計画等を盛り込む。
- としている。

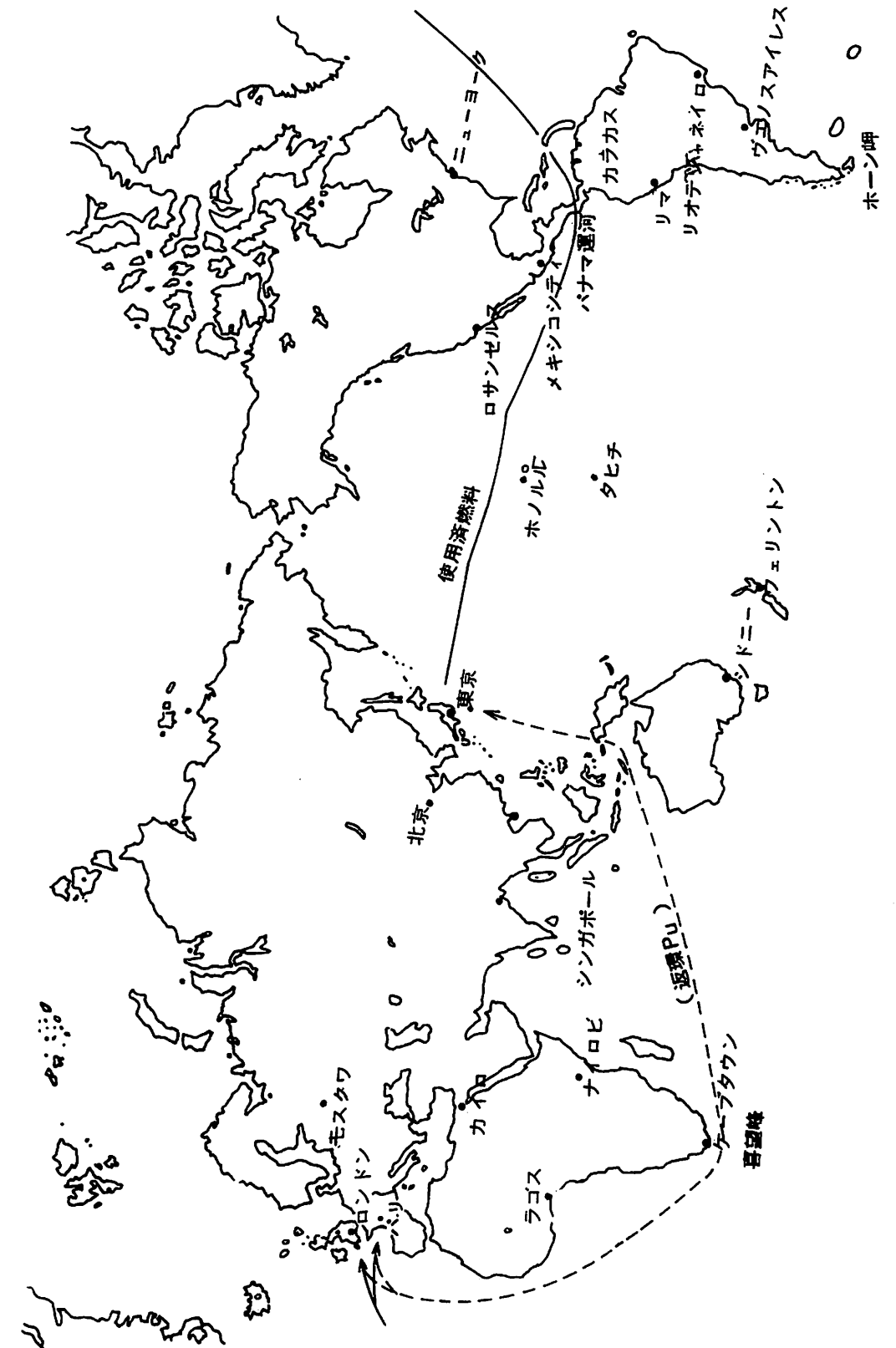
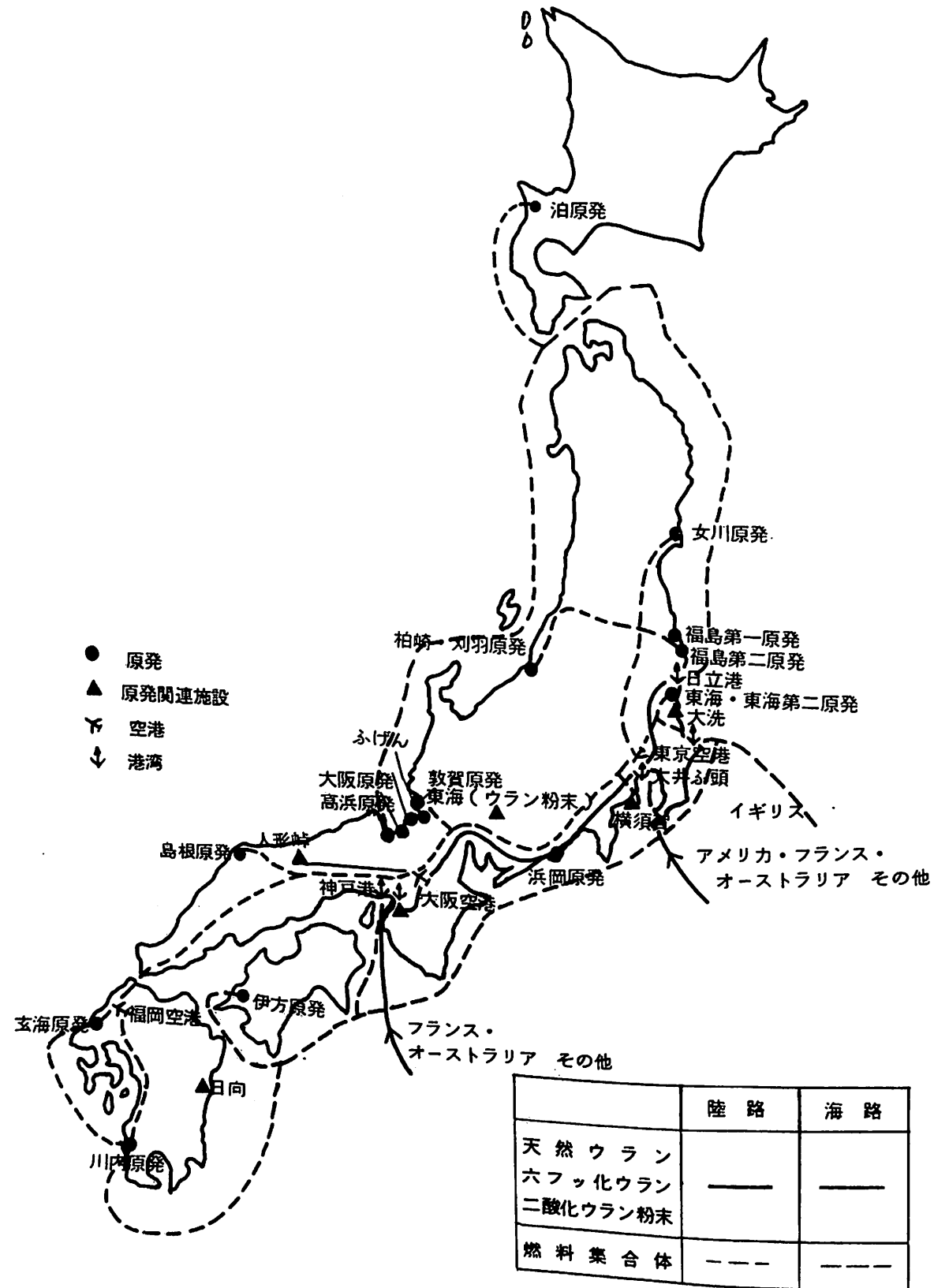
電気新聞 昭和63年10月19日記事「返還プルトニウム海上輸送も対象」

(32) 昭和63年10月18日閣議の運輸相発言によれば、希望峰経由の海上輸送ルートを採るとしている。

海外への使用済み燃料の輸送と返還プルトニウム (返還廃棄物と一緒に運ぶと構想もある。) の輸送経路を地図に示せば別紙2のとおりとなる。

電気新聞 昭和63年10月19日記事「返還プルトニウム海上輸送も対象」

(33) 坂本 昭雄「航空輸送」ジュリスト 781号 昭和58年 117~121頁



第五章 国境を越えた原子力損害

第五章 国境を越えた原子力損害

I はじめに

チェルノブイル事故は、当事国のソ連のみならず、他のヨーロッパ諸国に対しても損害を与えたと言われている。この事故により原子力事故は、当事国以外の国にも損害を与える可能性があることが示めされた。

現在、我が国の周辺の韓国では、7基の原子力発電所が運転をされており、台湾においても、6基の原子力発電所が運転されている。また、中華人民共和国では、原子力発電所の建設が進められている。したがって、これらの国の原子力事故により我が国が損害を受ける可能性も考えられるため、その損害についての賠償問題について検討する必要がある。また、我が国の原子力施設は、万全の事故防止対策が講じられているため、近隣諸国に損害を与える事故が生ずるとは考えられないが、一応そのような場合も検討することとする。

本章では、外国の原子力事故により我が国が損害を受けた場合と我が国の原子力事故により外国に損害を与えた場合を中心に論ずる。

II 一般論

ある国の原子力事故により他国に損害を及ぼした場合、国際法上の国家責任の問題と私人間（加害者と被害者）の問題が生ずる。

1 国家責任

国家責任は、原則として、国家の故意又は過失に基づく行為によって他の国家の法益が侵害された場合に成立する。⁽¹⁾

国家は国家責任を負う場合、法益を侵害された国家に対し、救済を与えねばならない。

この場合、救済を求めることができるのは、国際法主体のみに限られ、直接損害を受けたのが私人であっても、その私人は加害国に対して、国家責任を問うことはできない。

また、私人が実際に被った損害額は、加害国が被害国に与えるべき救済の種類・規模を決める上での参考にすぎず、両国の力関係のいかんにより、私

人が実際に被った損害額より多額の救済が得られることもあり、それより少額の救済しか得られないこともある。⁽²⁾

そして、被害国に対する救済が金銭賠償の形で与えられた場合に、その全部又は一部をその私人に渡すかどうか、原則として、被害国の自由である。⁽³⁾

この国家責任は原則として国家の行為によって法益侵害の場合に生ずる。したがって、私人の行為による場合には、生じないと考えられてきた。

また、国家責任は、原則として故意又は過失による法益侵害の場合に生ずるとされてきた。

しかし、最近では、この二点（私人の行為と故意又は過失）について、見直されている。

(1) 私人の行為

国家は私人の行為に対しては、国家責任を負わないのが原則であるが、国家は、そのような私人の行為を相当な注意をもって防止しなかった場合に国家責任を負う。⁽⁴⁾

この相当な注意の標準については二つの考え方がある。

a. 国際標準主義

「相当な注意」の標準は国際的に決定されたものでない。⁽⁵⁾

b. 国内標準主義

「相当な注意」の標準は国内的なものであり、国際的水準に達していなくても、国家は国家責任を負わない。⁽⁶⁾

一般に先進国は国際標準主義を主張しており、発展途上国は国内標準主義を主張していると言われている。

しかし、最近では、私人の行為に相当な注意をしたか否かではなく、損害の発生する危険のある施設や事業を許可したことそのことに国家責任を認めようとする傾向が見られる。⁽⁷⁾

(2) 故意又は過失

国家責任が生ずるには「故意又は過失」に基づくことが必要であるとされてきた。

しかし、最近における企業の複雑化・大規模化に伴い、危険責任（結果責任・無過失責任）が徐々に導入されつつある。⁽⁸⁾

したがって、このような傾向から見ると、原子力事故により他国に損害を与えた場合には、その原子力施設等の設置に許可を与えた国家は、国家責任を負うことになる。

(3) 国家責任と国家承認

国家責任を問われる国家は、国際法主体として国家承認を受けていなければならないか否かが問題となる。

この国家承認の性質については、次の二つの説がある。

a. 宣言的効果説⁽⁹⁾

国家は、永住的住民・一定の領域・政府・他の政府と関係を結ぶ能力の要件を備えて事実として成立すれば、直ちに国際法主体となるのであるが、承認はこの事実を宣言するにすぎず、法的意味を持たない政治的行為である。

b. 創設的効果説⁽¹⁰⁾

国家は、事実として成立するだけでなく、既存の国家に承認されて初めて国際法の国家となるのであり、この意味で承認は国際法主体としての国家を創設する効果を有する。したがって、承認の効果は、新国家が国際法上の国家としての権利・義務を認められることであるが、この効果は承認を行う国についてだけ生じる相対的なもので、承認をしていない国にとっては新国家（未承認国家）は、国際法的には無であって事実上の存在にすぎない。

この二つの説には、それぞれ問題があるが、多くの点で創設的効果説が諸国家の実行に一層忠実な見方だとされている。⁽¹¹⁾

したがって、創設的効果説によると、国家承認をしていない国家に対し、国家責任を追及することはできない。

(4) 国内的救済の原則

被害者が私人である場合、その私人の本国は加害国に対して、その国家

責任を追及することができる。この場合、被害者たる私人は加害国の国内において救済を求めるための救済手続を尽くしていることが必要である。⁽¹²⁾

これを国内的救済の原則という。この原則は私人が加害国の管轄権の下に居る場合に適用されるとするのが多数説である。⁽¹³⁾ したがって、原子力事故を発生させた国に居る外国人に対して、この原則は適用されるが、その事故により損害を被った被害国に居る人に対しては適用されず、被害国は直接に加害国に対して国家責任を追及できる。

2 私人間による解決

原子力事故による越境損害の問題については、前述のように国家間の問題としても、とらえることはできるが、原子力施設等の所有者が私人である場合には、その私人の所有する原子力施設の事故によって、外国に居る私人に対して損害を及ぼしたというように私人間の問題としても、とらえることができる。このように私人間の問題として、とらえると、

a. 裁判管轄権（どこの国の裁判所が管轄権を有するか。）

b. 準拠法（どこの国の法律が適用されるか。）

c. 執行（どのようにして執行するか。）

という三つの点が問題となる。

以下、これらの点について我が国を中心に検討する。

なお、公海上の船舶は、本国の主権の下に立つ。また、その船舶に居る人は、その船舶の本国に居る場合と同じ地位に立つ。⁽¹⁴⁾

したがって、公海上の日本国籍の船舶に居る人は、あたかも我が国の領土内に居ると考えればよいし、公海上の外国国籍の船舶に居る人は、あたかもその外国の領土内に居ると考えればよい。

(1) 我が国の原子力施設の事故により外国（A国とする）に居る私人に損害を与えた場合

(a) 裁判管轄権

裁判管轄権は原則として被告の住所地であるが、不法行為に関する訴においては、不法行為のなされた地も裁判管轄権も認められる。不法行

為のなされた地は、加害地または損害発生地であり、加害地と損害発生地が異なる場合は、そのいずれにも裁判管轄権が認められる。⁽¹⁵⁾

したがって、加害地である我が国及び被害地であるA国双方に裁判管轄権は認められる。なお、A国にいる外国人（日本人を除く、B国人とする）が、B国に帰国した後、身体等に損害が発生した場合には、B国にも裁判管轄権は認められるときもある。

(b) 準拠法

ある国に裁判管轄権があることを前提として、どの国の法律を適用すべきかについては、三つの考え方がある。

a. 法廷地主義

法廷地主義とは、不法行為の成立及び効力は専ら法廷地の法律によるべきものとする。⁽¹⁶⁾ すなわち、裁判管轄権が認められれば、その国の法律を適用するというものである。

b. 不法行為地主義

不法行為地主義とは、不法行為の成立及び効力はその行為の行われた地（不法行為地）の法律によるべきとするものである。⁽¹⁷⁾

c. 折衷主義

不法行為地主義によりながらも、不法行為地においては不法行為として認められる場合でも、法廷地の法律が、不法行為と認めないときについてはこれを不法行為とは認めないとするものである。今日では、法廷地主義を採用している国は、もはや見出し出されない。⁽¹⁸⁾ したがって、不法行為地主義及び折衷主義について詳述することとする。両説の不法行為地とは何かについては、従来二つの説が主張されてきた。

a. 行動地説

行動地説は意思活動の行われる場所をもって不法行為地とするものである。⁽¹⁹⁾

したがって、結果がいかなる場所で発生したかは問わない。

b. 結果発生地説

結果発生地説は損害の発生した場所をもって不法行為地とするものである。⁽²⁰⁾

この従来の二つの説に対して最近では、次のような批判がある。

もともと不法行為地なるものは、その決定が必ずしも容易であるに限らず、また、容易に決定せられ得るときも、それは偶然的な意味しかもっていないことが少なくなく、今日における不法行為事件の多様性に鑑みると、例えば、自動車事故、公害、労働災害、不正競争、夫婦間の不法行為等のごとき異種類の事項に関する諸問題を、単一の規則によって解決するのは、あまりにも一律的ないし機械的にすぎるし、実際に、近時における諸国の裁判所の取扱いを見ても、それらを全て一律に解決しているものとは言いがたい。⁽²¹⁾

近時においては、全ての不法行為につき、画一的、一律的に不法行為地を決定するのではなく、不法行為の種類、類型ごとに行動地または結果発生地を不法行為地と解する類型説が有力である。⁽²²⁾

類型説では、一般に、諸国においてなお過失責任の原則によって支配されていることを通常とすると見られる個人間のいわば偶発的な日常の不法行為についての不法行為地は行動地であり、諸国において既に無過失責任の原則によって支配されていることを通常とすると見られる危険性を持つ企業施設による不法行為についての不法行為地は結果発生地であるとされている。⁽²³⁾

以下、上述による類型説を基に検討する。

(i) 我が国で訴が提起されたとき

我が国の法例は、折衷主義を採用している。

法例第11条第1項にいう「原因タル事実ノ発生シタル地」というのは、不法行為地のことである。⁽²⁴⁾

原子力施設の事故による損害は、正に無過失責任の原則によって支配されていることを通常とすると見られる危険性を持つ企業施設によ

る不法行為によるものである。

したがって、上述による類型説では、A国の法律が適用され、我が国の原賠法は適用されないこととなる。また、A国にたとえ、我が国の原賠法と類似の法律が在ったとしても、それはA国の原子力施設等に対してのみしか適用されない可能性が高いから結局我が国の民法と類似した一般法が適用されることとなる。したがって、その一般法が無過失責任制度を採用していなければ、被害者が加害者の故意又は過失を立証しなくてはならないこととなる。なお、原子力施設の在る国においては、無過失責任を定めた特別法が在る可能性は高い。

したがって、原子力損害については、上述による類型説は、疑問であり、行動地をして不法行為地とした方が被害者保護の見地からすれば、妥当であると考えられる。なお、行動地をして不法行為地とした場合、我が国の法律が適用されるが、具体的には、原賠法が適用されることになる。

(ii) A国で訴が提起されたとき

A国の国際私法により、準拠法が決定されるが、不法行為地主義又は折衷主義が採られているときには、(i) 我が国で訴が提起されたときと同様である。

(c) 執行

我が国で訴を提起し、判決を得れば、それにより執行できる。

しかし、A国で訴を提起し判決を得ても、それがそのまま効力を認められるわけではない。A国の判決が我が国において効力が認められるには民事訴訟法第200条の要件が具備されている必要がある。⁽²⁵⁾

そして、A国判決により執行するためには、民事執行法第24条による執行判決を得なければならない。⁽²⁶⁾

(2) A国の原子力施設の事故により我が国に居る私人が損害を受けた場合

(a) 裁判管轄権

A国と我が国に裁判管轄権は在ると考えられる。

しかし、A国の原子力施設を有する私人は我が国には居ないと考えられるが、我が国に居ない外国人を当事者とする訴訟につき我が国が管轄権を有するかどうか問題となる。

この点について我が国の国内法にも直接の明文の規定は存しない。また学説も判例も固まっているとは言えない。

a. 学説⁽²⁷⁾

一般的裁判管轄権の有無を決定する方法として、民事訴訟法の裁判籍の規定から逆に推知すべしとする説と、渉外事件について、いかなる国で裁判を行なうことが裁判を最も適正公平かつ能率的に行なうに適しているかを考慮して決すべしとする説とが対立する。もっともこの対立は絶対のものではない。上述の民事訴訟法の裁判籍の規定から逆に推知するというのも一応のものであり、後者の説においても、上述の民事訴訟法の裁判籍の規定から逆に推知することが右の考慮の有力な一内容を成すからである。

b. 判例⁽²⁸⁾

日本に現住する米国人の日本に本店も営業所も有しないカリフォルニア州法人を被告とする雇傭契約上の債権を目的とする訴えにつき、差し押さえるべき動産が日本に存するというだけでは、裁判権が在るとは言えないとしてこれを却下した例（東京地判昭和34年 6月11日；下級民集第10巻 6号1204頁）、日本に支店を有しないオランダ法人を被申請人として、その所有船舶により衝突されて被害を蒙ったヨットの所有者が、日本に寄港した右法人所有の船舶の仮差押えを申請した件につき、我が国の裁判権を認めた例（横浜地判昭和41年 9月29日；判例タイムズ 199号181頁）がある。

製造物責任事件について、日本に営業所等を有しない外国法人が製造した航空機の欠陥により日本で生じた事故が原因で蒙った損害（乗客の死亡）の賠償を求める請求につき日本の国際裁判管轄権を認めた例（東京地判（中間）昭和49年 7月24日；下級民集第25巻 5～8号 639

頁）、日本法人が製造し米国法人が輸入し米国会社に売った機械により同会社の従業員が米国で負傷し輸入商米国法人に損害賠償請求の訴えを起こし、右米国法人は米国で右日本法人に対し求償訴訟を起こしたので、同日本法人が日本でこれに対し右求償権不存在確認の訴えを起こした事件につき、日本の国際裁判管轄権を認めた例（大阪地判（中間）昭和48年10月 9日；判例時報 728号76頁）がある。

(b) 準拠法

(i) 我が国で訴が提起されたとき

（我が国の裁判管轄権が肯定されることを前提とする）

上述による類型説では、我が国の法律が適用される。原賠法第 3条において責任を負うべき原子力事業者とは原賠法第 2条第 3項により原子炉等規制法の許可等を受けた者、日本原子力研究所、動燃事業団をいう。

A国の原子力施設を所有する私人は、それに該当しないので、原賠法の適用はない。したがって、民法が適用されることになる。しかし、上述による類型説は、前述のとおり疑問であるので、A国の法律が適用されるときを考えると、A国の原子力損害の賠償に関する法律があれば、それが適用されることになるが、そのような法律がなければ、我が国の民法と類似した一般不法行為法が適用されることになる。

(ii) A国で訴が提起されたとき

A国の国際私法により準拠法が決定される。したがって、我が国の民法か、A国の原子力損害の賠償に関する法律があれば、それが適用されることになるが、そのような法律がなければ、我が国の民法と類似した一般不法行為法が適用されることになる。

(c) 執行

A国で訴を提起し、判決を得れば、それにより執行できる。

しかし、我が国の判決によってA国で執行することはできない。外国において執行すべき場合における外国官庁または外国駐在の領事

に対する囑託については、規定（民訴旧 557 条）がないが、現在、その根拠となり得る条約自体が存在しない。将来、条約及びそれに基づく特別法が設けられた際に、それに従って処理することになる。⁽²⁹⁾

したがって、現時点においては、A 国において我が国の判決を承認してもらう他はない。

- (3) 外国の核燃料物質等の輸送船により我が国の私人が損害を受けた場合
ここでは、外国国籍の輸送船で日本とは核燃料物質等の運搬に関係のない船舶が我が国に損害を与えた場合を検討する。

このような場合は、

- a. 外国輸送船が第三国へ航行中公海上で日本船舶と衝突し、我が国の私船に原子力損害を及ぼしたとき
 - b. 外国輸送船が本邦の水域近くを航行中、原子力事故を起こし、我が国に原子力損害が及んだとき
 - c. 外国輸送船が漂流又は嵐等緊急非難で本邦の水域に立ち入り原子力事故を起こし、我が国に原子力損害が及んだとき
- 等が考えられる。

このような場合について、私人間の問題としてのみ論ずる。

a については、外国輸送船が公海上で日本船と衝突し、我が国の私船に原子力損害を及ぼした場合、外国輸送船の本国が「船舶衝突についての規定の統一に関する条約」（我が国は加盟している。）の加盟国であれば、この条約が適用される（なお、パリ条約、ウィーン条約、核物質の海上運送における民事責任に関する条約に我が国は加盟していないので、外国輸送船の本国がそれらの条約に加盟していても、それらの条約の適用はない。）。

「船舶衝突についての規定の統一に関する条約」によると損害の負担は、衝突の原因によることとなる。

すなわち、

- α. 衝突が偶然の事由若しくは不可抗力による場合又は衝突の原因が不明のときは、損害はそれを受けた者の負担となる（同条約第 2 条）。

β. 一方の過失による場合は、損害は過失のある船舶の負担となる（同条約第 3 条）。

γ. 双方の過失による場合は、損害は過失の軽重に応じて、それぞれが負担する。また、第三者の財産に生じた損害についても各船主の過失の割合に応ずる分割責任となる。これに対して、死傷による損害は、連帯責任である（同条約第 4 条）。

外国輸送船の本国が「船舶衝突についての規定の統一に関する条約」に加盟していないときは、この条約の適用はなく、国際私法の一般原則によることとなる。そして、どこの国の法律を適用すべきかについては、下記のように説は分かれている。⁽³⁰⁾

- α. 加害船舶の旗国法を適用するという説
- β. 被害船舶の旗国法を適用するという説
- γ. 被害船舶の所有者が選択するいずれか一方の旗国法を適用するという説
- δ. 加害船舶の旗国法と被害船舶の旗国法とを累積的に適用するという説
- ε. 法廷地法を適用するという説

δ が我が国の通説である。⁽³¹⁾

なお、我が国が加盟している「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約」は、原子力損害を適用除外としているので、責任除外がなされることはない。

b については、2(2)と同様である。

c については、我が国の領海内での事故であるので、我が国のみに裁判管轄権が認められ、民法が適用されることになる。

Ⅲ 個別検討

我が国の原子力施設の事故により韓国、台湾、中華人民共和国に損害が生じた場合と韓国、台湾、中華人民共和国の原子力施設の事故により我が国に損害が生じた場合等について個別に検討をする。なお、韓国、中華人民共和国が関

係する場合、Ⅱ 1 で述べたとおり、当然、国際法上の国家責任の問題が生ずるが、私人間の問題のみを論ずることとする。台湾が関係する場合については、Ⅱ 1 (3) で述べたとおり、国家責任の問題が生ずる可能性は少ない。

また、韓国、中華人民共和国の原子力施設の運転は、国家の行為として行われているとも考えられるので、国家の裁判権免除の問題が生ずる。

国家の裁判権免除とは、国際法上の国家及びその国有財産は、一般に外国の裁判管轄権に服さないというものである。⁽³²⁾ 国家の裁判権免除については、二つの主義がある。

a. 絶対免除主義

外国国家は一般的に裁判権を免除され、被告とされる国が免除を自ら放棄して応訴した場合と、法廷地国に存在する不動産を直接の目的にする権利関係に関する訴訟及び法廷地国に存在する財産に関する訴訟のみが例外とされる。⁽³³⁾

b. 制限免除主義

外国国家の行為を公法行為と私法行為に分け、公法行為については、裁判管轄権には服さないが、私法行為については、裁判管轄権には服する。⁽³⁴⁾

この公法行為と私法行為とを区別する基準については、行為の目的に着眼して両者を区別する行為目的基準説と行為の性質に着眼して両者を区別する行為性質基準説の二つの説がある。⁽³⁵⁾

最近では、行為性質基準説が多数説である。⁽³⁶⁾

世界の趨性は、制限免除主義であるが、我が国は絶対免除主義に依っている。

昭和 3 年の大審院決定は、絶対免除主義の立場を典型的に表現しており、我が国の裁判所は、基本的にはこの判例を踏襲して、外国に対して裁判権を免除してきた。⁽³⁷⁾

また、日本政府は、我が国及び我が国の機関が外国の裁判所において訴えられた場合、たいてい主権免除を主張して裁判権を否定した。⁽³⁸⁾

裁判管轄権が免除される外国国家の定義（その国の中央政府機構のみを指すのか、その国の行政区画を含むのか等の問題）について、地方公共団体や独立

の法人格を持つ公団・公共企業体等の公法人ないし特殊法人にまで免除を認めることは、さして多くないが、これらの団体でも主権的活動に従事する場合があり、一律には決め難い。⁽³⁹⁾

なお、台湾は、国家承認を受けていないので、台湾に対して国家免除ができるか否かが問題となる。国家承認を受けていない国に対して国家免除をするか否かは、国家承認の国際法上の効果ではなく、その国の法政策に基づく国内法上の効果の問題であり、渉外的な私法関係を合理的に調整するという国内裁判上の目的からすれば、外国の国際法上の地位の問題は必ずしも直接の関係を持たない。⁽⁴⁰⁾ 判決で、未承認国に主権免除を認めた事例（リンビン・タイク・テイン・ラット対ビルマ連邦事件）もある（東京地判昭和 29 年 7 月 7 日）。しかし、ここでは、韓国・台湾の国営の公社・公司については、裁判権は免除されないものと仮定する。

また、中華人民共和国については、免除を自ら放棄して応訴するものと仮定する。

したがって、裁判管轄権は両当事国にあるものとし、加害国で訴えた場合と被害国で訴えた場合とに分けて検討する。

1 我が国の原子力施設の事故により損害を与えた場合

(1) 我が国の原子力施設の事故により韓国に損害を与えたとき

(a) 我が国で訴が提起されたとき

(i) 準拠法

我が国の法律が適用されたとすると原賠法が適用される。

韓国の法律が適用されたとすると、韓国の原賠法第 3 条で責任を負う原子力業者とは、韓国原子力損害賠償法第 2 条第 3 項によると韓国の原子力法で許可を得たものをいう。したがって、日本の原子力事業者は含まれないので、韓国民法が適用される。なお、韓国民法においても、我が国の民法と同様、過失責任制度を採用している。⁽⁴¹⁾

(ii) 執行

執行は可能である。

(b) 韓国で訴が提起されたとき

(i) 準拠法

韓国の涉外私法第13条においては「その原因たる事実が発生したる地」の法律によるとしている。⁽⁴²⁾ なお、韓国の涉外私法は折衷主義を採っていると考えられる。

したがって、「その原因たる事実が発生したる地」が日本と解されれば、我が国の原賠法が適用されるが、それが、韓国と解されれば、韓国の民法が適用される。

(ii) 執行

韓国の判決について我が国で執行判決が得られれば、執行は可能である。

(2) 我が国の原子力施設の事故により台湾に損害を与えたとき

(a) 我が国で訴が提起されたとき

(i) 準拠法

我が国の法律が適用されるとすると、原賠法が適用される。

台湾のような未承認国の法律が適用できるか否かについては、それと肯定する説と不定する説とがある。

わが国の通説によれば、国際私法の任務が涉外的私法関係に適用されるべき最も密接な関係に立つ法の選択にある以上、そこで指定の対象となる法は、法秩序としての実効性を持っていれば十分であって、承認国家の法である必要性は全くないと解されている。⁽⁴³⁾

したがって、ここでは通説の見解に従い、台湾の法律が適用できると解する。台湾の核子損害賠償法第11条で責任を負う経営人とは、台湾の原子力法で許可を得たものをいい、日本の原子力事業者は含まれないので、台湾の核子損害賠償法の適用はなく、台湾民法が適用される。⁽⁴⁴⁾

(ii) 執行

執行は可能である。

(b) 台湾で訴が提起されたとき

(i) 準拠法

台湾の涉外民事法律適用法第9条において「侵權行為地法」によるとしている。⁽⁴⁵⁾ なお、台湾の涉外民事法律適用法は折衷主義を採っていると考えられる。

したがって、「侵權行為地法」が、日本の法律と解されれば、我が国の原賠法が適用されるが、それが台湾の法律と解されれば、台湾の民法が適用される。

(ii) 執行

民事執行法第24条でいう外国とは、我が国が国家承認又は政府承認している国に限られると解されている。⁽⁴⁶⁾

台湾を我が国は承認していないため、台湾は民事執行法第24条でいう外国とはならず、台湾の判決を我が国で執行するのは不可能である。

(3) 我が国の原子力施設の事故により中華人民共和国に損害を与えたとき

(a) 我が国で訴が提起されたとき

(i) 準拠法

我が国の法律が適用されるとすると、原賠法が適用される。

中華人民共和国の法律が適用されるとすると、中華人民共和国民法通則が適用される。なお、中華人民共和国民法通則は、我が国、韓国、台湾の民法とは異なり、原子力施設の事故による場合については無過失責任制度を採用していると考えられる。⁽⁴⁷⁾

(ii) 執行

執行は可能である。

(b) 中華人民共和国で訴が提起されたとき

(i) 準拠法

中華人民共和国民法通則第146条によると、権利侵害行為地の法律を適用するとされている。権利侵害行為地の法律とは、何かについては明らかではないが、不法行為は不法行為地法によるとする、不法行

為の準拠法決定について比較法上広く認められている不法行為地主義を採用したものと考えられる。⁽⁴⁸⁾

そこで、我が国の法律が適用されるとすると、原賠法が適用される。

中華人民共和国の法律が適用されるとすると、中華人民共和国民法通則が適用される。

(ii) 執行

中華人民共和国の判決について我が国で執行判決が得られれば、執行は可能である。

2 他国の原子力事故により我が国で損害が生じた場合

(1) 韓国の原子力事故により我が国で損害が生じたとき

(a) 我が国で訴が提起されたとき

(i) 準拠法

我が国の法律が適用されるとすると、民法が適用され、原賠法の適用はない。

韓国の法律が適用されるとすると、韓国民法の特別法である韓国原子力損害賠償法が適用される。なお、韓国の原子力施設は、国有であるので韓国原子力損害賠償法と韓国国家賠償法のどちらが優先適用されるかが問題となる。この点、韓国原子力損害賠償法第18条の反対解釈により、韓国原子力損害賠償法が優先適用されることが考えられる。すなわち、第5条から第13条までの規定は適用されないが、無過失責任等を定める第3条は適用されることが考えられる。

(ii) 執行

韓国民事訴訟法により、我が国の判決が承認されれば、執行は可能である。⁽⁴⁹⁾そして、我が国の判決により執行するためには、韓国民事訴訟法第476条により執行判決を得ることが必要である。⁽⁵⁰⁾

(b) 韓国で訴が提起されたとき

(i) 準拠法

我が国の法律が適用されるとすると、民法が適用され、原賠法の適

用はない。

韓国の法律が適用されるとすると、韓国原子力損害賠償法が適用される。

(ii) 執行

韓国民事訴訟法により執行される。

(2) 台湾の原子力事故により我が国で損害が生じたとき

(a) 我が国で訴が提起されたとき

(i) 準拠法

我が国の法律が適用されるとすると、民法が適用され、原賠法の適用はない。

台湾の法律が適用されるとすると、台湾民法の特別法である台湾核損害の賠償に関する法律が適用される。なお、台湾核損害の賠償に関する法律も、韓国原子力損害賠償法の場合と同様、台湾核損害の賠償に関する法律第24条の反対解釈により、台湾国家賠償法に優先適用されることが考えられる。

(ii) 執行

台湾においても、次のように外国判決の効力が認められることがある。⁽⁵¹⁾しかし、我が国は台湾の判決を外国判決として認めないとするならば、台湾においても、台湾民事訴訟法第402条第1項4号により、我が国の判決はその効力を認められないことになる。その場合、執行は不可能である。

(b) 台湾で訴が提起されたとき

(i) 準拠法

我が国の法律が適用されるとすると、民法が適用され、原賠法の適用はない。

台湾の法律が適用されるとすると、台湾核損害の賠償に関する法律が適用される。

(ii) 執行

台湾強制執行法により執行される。

(3) 中華人民共和国の原子力事故により我が国で損害が生じたとき

(a) 我が国で訴が提起されたとき

(i) 準拠法

我が国の法律が適用されるとすると、民法が適用され、原賠法の適用はない。

中華人民共和国の法律が適用されるとすると、中華人民共和国には原子力損害の賠償に関する法律がないため、中華人民共和国民法通則が適用される。この場合、中華人民共和国の原子力発電は、国家機関(水利電力部)によるものであるので、中華人民共和国民法通則第121条の適用の可能性も考えられる。⁽⁵²⁾ 中華人民共和国民法通則第121条は、我が国の国家賠償法と異なり、その職員の故意又は過失を要件とはしていない。なお、中華人民共和国においては、民事法律関係の主体となり得るのは、公民(自然人)と法人(社会主義組織)であるが、国債発行、政府名義での対外貿易協定等の特殊な場合は、国家も主体となる。⁽⁵³⁾

(ii) 執行

中華人民共和国民事訴訟法第204条によると、我が国の判決による執行が不可能であると言うわけではない。⁽⁵⁴⁾

(b) 中華人民共和国で訴が提起されたとき

中華人民共和国民事訴訟法第186条によると外国人も中華人民共和国で訴が提起できる。⁽⁵⁵⁾

(i) 準拠法

我が国の法律が適用されるとすると、民法が適用され、原賠法の適用はない。

中華人民共和国の法律が適用されるとすると、中華人民共和国民法通則が適用される。

(ii) 執行

中華人民共和国民事訴訟法により執行がされる。

IV 今後の課題

以上のように現在、国境を越えた原子力損害が生じた場合、国際法による解決と国際私法による解決が考えられるが、国際関係による解決では、国家間の力関係によって賠償額が左右され、被害者に十分賠償されない可能性がある。

また、国際私法による解決においても、適用される法律によっては被害者側に不利になる可能性がある。すなわち、故意・過失を被害者側で立証しなくてはならない場合、又は国によっては、原子力損害賠償に係る法律があっても責任限度額が設けられている場合もある。

したがって、今後、何らかの対策を講ずる必要がある。現在、条約による方法と西ドイツ公共基金類似の制度による方法が考えられる。

また、立法論として相互主義の導入についても、検討をする必要がある。

1 条約による方法

条約による方法には、我が国がパリ条約、ウィーン条約に加盟する方法と近隣諸国と新たに条約を結ぶ方法が考えられる。

(1) パリ条約、ウィーン条約

現在、原子力損害賠償責任に関する多国間の条約は、パリ条約、ウィーン条約がある(第三章 II 1, 2 参照)。

当事国がこれらの条約に加盟していれば、その条約に従って損害賠償がなされることになる。

これらの条約は損害賠償について有限責任制度を採用していること、及びこれらの条約の加盟国がヨーロッパ諸国であり、地理的に我が国とは離れていることにより我が国はこれらの条約に加盟していない。

しかし、これらの条約に加盟している国にでも、国内法において無限責任制度を採用している国(西ドイツ)もある。⁽⁵⁶⁾ 我が国がこれらの条約に加盟する場合、原賠法を改正して有限責任制度

を採用する必要があるか否かについては明らかではない。

そこで、改正の必要がないと仮定した上で、これらの条約に加盟する必要があるか否かについて現時点で検討すると、我が国の近隣諸国がこれらの条約に加盟していない以上、近隣諸国との問題は解決しない。すなわち、我が国の原子力施設の事故により、これらの条約に加盟していない近隣諸国に損害を与えた場合や、その近隣諸国の原子力施設により我が国が損害を受けた場合には、これらの条約が適用されることはなく、結局、Ⅱで論じたようなことになる。しかし、日本国籍の核物質の輸送船等がこれらの条約の加盟国に対して原子力損害を与えた場合には意味がある。また、我が国がこれらの条約に加盟することが、近隣諸国がこれらの条約に加盟することの契機になるかもしれない。したがって、我が国がこれらの条約に加盟すべきか否かは十分考慮するに値すると考えられる。

(2) 近隣諸国との原子力損害賠償に関する条約の締結

我が国の原子力施設の事故により損害を受ける可能性のある国、又は我が国に原子力損害を与える可能性のある原子炉施設を有する国全てとパリ条約、ウィーン条約と同様な条約（もちろん有限責任制度にするか無限責任制度にするかは問題であるが）を締結すれば問題はない。

以下、この点について検討する。

(a) 現在原子力施設を有している若しくは近い将来有する可能性がある近隣諸国との条約の締結

これらの国に該当する国としては中華人民共和国、ソ連、韓国、台湾がある。

まず、台湾については我が国とは国交がないため条約締結は不可能である。

また、中華人民共和国、ソ連については、社会体制、法制度等の相違から条約締結は困難であるかもしれない。なお、チェルノブイル事故の例から考えると、そのような事故により我が国に損害を与えても、ソ連と我が国の間では損害の発生それ自体が問題とされるであろうから、条

約においてこの点を明確にしておく必要がある。

韓国の原子力損害賠償法と我が国の原賠法は類似点も多いが、事業者の損害賠償措置額が大きく異なる点は、十分注意しなければならない。

(b) (a)以外の近隣諸国との条約

これらの国に対しては我が国による原子力事故についてのみ問題となる。

パリ条約、ウィーン条約と同様にその条約において裁判管轄権が、原子力事故の発生した領域の国とすれば、我が国に裁判管轄権があり、我が国の原賠法が適用されることになる。しかし、条約がない現在においても、被害者が我が国の裁判所に訴えを起せば、法例第11条の解釈いかんによって異なる場合もあるが、日本の法律が準拠法になるときについては、原賠法の適用がある。

したがって、原子力事業者の責任に関する条約を締結することはあまり意味があるとは考えられない。

2 西ドイツ公共基金類似の制度による方法

(1) 西ドイツ公共基金による補償

西ドイツでは、パリ条約非締約国で発生した原子力事故等による国内の被害者に対して西ドイツ政府は一定額までの補償を行うこととしている。⁽⁵⁷⁾

(2) 西ドイツ公共基金類似の制度の必要性

現在原子力施設を有している、又は近い将来有する可能性がある我が国の近隣諸国は、いずれもパリ条約、ウィーン条約を締結していないし我が国とそのような条約を締結しているわけでもない。したがって、これらの国の原子力事故によって我が国で損害が生じたとしても、その損害を填補できる可能性は少ない。

すなわち、中華人民共和国、ソ連がその損害を全て賠償するとは考え難い。中華人民共和国については、昭和63年2月に起きた修学旅行生の列車事故において示されたように賠償金の算定の考え方が我が国と異なる。ソ連についても、チェルノブイルの例を見れば明らかなように何を損害と見

るのかは我が国とは異なる。また、台湾においては、もし、被害者が台湾の裁判所の訴で提起したとしても、台湾の核子損害賠償法が適用されると、事業者の責任は 2 億 1000 万 NT ドルが限度とされており、国家が必要な援助を行うとはいうものの、十分な賠償が得られる保証はない。

したがって、西ドイツ公共基金類似の制度を我が国においても創設する必要性はあると考えることもできる。

しかし、このような制度は我が国には例がなく、外国による損害について、なぜ我が国政府が填補する必要があるのか等について検討が必要である。

また、外国の原子力事故による我が国で損害が発生したという例は未だなく、今後も頻繁に発生するとは考えられない。したがって、それが発生した時に事後的に何らかの立法措置を講じ、被害者救済を図れば十分であるとも考えられる。

3 相互主義の導入

我が国の原子力施設等の事故により外国に損害を与えた場合、その外国の国際私法により、我が国の原賠法が適用されるときがある。これに対し外国の原子力事故により我が国が損害を受けた場合、その外国に原子力損害賠償に関する法律がなければ、その外国の一般不法行為法しか適用できず、その外国に原子力損害賠償に関する法律があっても、台湾のように責任制限がなされていることもある。

また、外国の原子力事故の際、その外国に居る日本人は、その一般不法行為法による救済しか受けられない又は責任制限の範囲内での救済しか受けられないに対し、我が国の原子力施設等の事故の際、我が国に居るその外国人は、原賠法の救済が受けられることになる。

したがって、原賠法の適用について相互主義を導入すべきか否かについて検討する必要がある。

外国の原子力損害賠償に関する法律に相互主義を採用している国としてはスイスがある（スイス原賠法第 34 条）。⁽⁵⁸⁾

また、我が国の法律においても相互主義を採用しているものには国家賠償法、破産法がある。国賠法第 6 条は、ある国で日本人が救済を得られないにもかかわらず、我が国が進んで救済を与えるというほどの国際主義を貫く必要もないとして立法されたものである。⁽⁵⁹⁾ しかし、国賠法第 6 条は何人も請求権があるとする憲法 17 条の趣旨に適合しないという批判がある。⁽⁶⁰⁾

破産法においても、相互主義については過去の遺物と言われ、かねてから批判されている。⁽⁶¹⁾

このような批判により、会社更正法では相互主義を廃して完全平等主義を採用した。⁽⁶¹⁾

韓国の原子力損害に関する法律には、特に我が国の国民がその国の国民に比べ不利になるような規定はない。したがって、韓国に対しては原賠法に相互主義を採用しても意味はない。なお、韓国、台湾の原子力損害に関する法律には、相互主義は、規定していない。

次に、ソ連、中華人民共和国は原子力損害に関する法律がなく、一般不法行為法によることになる。しかし、ソ連、中華人民共和国の一般不法行為法では、原子力施設の事故による場合は、無過失責任制度を採用していると考えられ、また、責任制限もしていない。したがって、ソ連、中華人民共和国に対しても原賠法に相互主義を採用しても意味はないと考えられる。

これらの国に対し、台湾の核損害の賠償に関する法律では、前述のようにこれらの国に對し、原賠法に相互主義を採ることも考慮する必要はある。

ところで、原子力施設を保有していない国は、原子力賠償に関する法律を有しているとは考えられないが、我が国の原子力施設の事故による損害について、我が国にいるその国の私人に対しても原賠法の適用されないことにならないのは妥当ではない。

以上から、相互主義を採るべきか否かという問題は、結局、原子力事故により発生する台湾と我が国との問題をどうするかに大部分は帰着すると考えられる。

また、原子力損害については無過失責任にするのが、世界の大勢でもあるので、このような点からしても相互主義の導入には慎重を要する。

第五章 国境を越えた原子力損害 (注)

- (1) 波多野 里望『現代国際法』有斐閣 昭和61年 68頁
- (2) 前掲『現代国際法』79～80頁
- (3) 前掲『現代国際法』80頁
- (4) 田畑 茂二郎『国際法Ⅰ』有斐閣 昭和48年 417頁
- (5) 前掲『国際法Ⅰ』421頁
- (6) 前掲『国際法Ⅰ』421頁
- (7) 前掲『国際法Ⅰ』467頁
- (8) 前掲『現代国際法』77頁
- (9) 松井 芳郎『国際法』有斐閣 昭和63年 56～57頁
- (10) 前掲『国際法』57頁
- (11) 内田 久司『現代国際法』有斐閣 昭和61年 28頁
- (12) 前掲『国際法Ⅰ』476頁
- (13) 前掲『国際法Ⅰ』478頁
- (14) 横田 喜三郎『国際法Ⅱ』有斐閣 昭和47年 243頁
- (15) 渡辺 惺之『国際私法概論』有斐閣 昭和60年 236頁
- (16) 江川 英文『国際私法』有斐閣 昭和25年 228頁
- (17) 前掲『国際私法』228頁
- (18) 折茂 豊『国際私法(各論)』有斐閣 昭和47年 168頁
- (19) 前掲『国際私法』232頁
- (20) 前掲『国際私法』232頁
- (21) 前掲『国際私法(各論)』172頁
- (22) 前掲『国際私法概論』141頁
- (23) 前掲『国際私法(各論)』180頁
- (24) 法例

第11条(法定債権の成立及び効力)

- 1 事務管理、不当利得又ハ不法行為ニ因リテ生スル債権ノ成立及ヒ効力ハ其原因タル事実ノ発生シタル地ノ法律ニ依ル
- 2 前項ノ規定ハ不法行為ニ付テハ外国ニ於テ発生シタル事実カ日本ノ法律ニ依レハ不法ナラサルトキハ之ヲ適用セス
- 3 外国ニ於テ発生シタル事実カ日本ノ法律ニ依リテ不法ナルトキト雖モ被害者ハ日本ノ法律カ認メタル損害賠償其他ノ処分ニ非サレハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

(25) 民事訴訟法

(外国判決の効力)

第 200 条 外国裁判所ノ確定判決ハ左ノ条件ヲ具備スル場合ニ限り其ノ効力ヲ有ス

- 一 法令又ハ条約ニ於テ外国裁判所ノ裁判権ヲ否認セサルコト
- 二 敗訴ノ被告カ日本人ナル場合ニ於テ公示送達ニ依ラスシテ訴訟ノ開始ニ必要ナル呼出若ハ命令ノ送達ヲ受ケタルコト又ハ之ヲ受ケサルモ応訴シタルコト
- 三 外国裁判所ノ判決カ日本ニ於ケル公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサルコト
- 四 相互ノ保証アルコト

(26) 民事執行法

(外国裁判所の判決の執行判決)

第24条 外国裁判所の判決についての執行判決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄し、この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

- 2 執行判決は、裁判の当否を調査しないでしなければならない。
- 3 第一項の訴えは、外国裁判所の判決が、確定したことが証明されないとき、又は民事訴訟法第二百条各号に掲げる条件を具備しないときは、却下しなければならない。
- 4 執行判決においては、外国裁判所の判決による強制執行を許す旨を宣言しなければならない。

(27) 小山 昇『民事訴訟法』青林書院 昭和59年 26~27頁

(28) 前掲『民事訴訟法』27頁

(29) 中野 貞一郎『民事執行法(上)』青林書院 昭和58年 60頁

(30) 田辺 信彦「不法行為」『涉外判例百選』有斐閣 昭和61年 96~97頁

(31) 前掲「不法行為」97頁

(32) 太寿堂 鼎「国家の裁判権免除」『国際法の基本問題』有斐閣 別冊法学教室基本問題シリーズ 1 昭和61年 125頁

(33) 太寿堂 鼎「民事裁判権の免除」『新実務民事訴訟講座 7』有斐閣 昭和57年 47頁

(34) 前掲「国家の裁判権免除」127~128頁

(35) 前掲「国家の裁判権免除」128頁

(36) 前掲「国家の裁判権免除」128頁

(37) 前掲「民事裁判権の免除」46頁

(38) 前掲「民事裁判権の免除」51頁

(39) 前掲「民事裁判権の免除」58頁

(40) 前掲『国際法』60頁

(41) 韓国民法

(不法行為の内容)

第 750 条 故意又は過失による違法行為によって他人に損害を加えた者は、その損害を賠償する責任を負う。

(財産以外の損害の賠償)

第 751 条 他人の身体、自由若しくは名誉を害し、又はその他精神上の苦痛を

- 与えた者は、財産以外の損害に対しても賠償する責任を負う。
- 2 法院は、前項の損害賠償を定期金債務として支払うことを命じ、また、その履行を確保するために相当な担保の提供を命ずることができる。

(生命侵害による慰謝料)

第 752 条 他人の生命を害した者は、被害者の直系尊属、直系卑属及び配偶者に対しては、財産上の損害がない場合においても、損害賠償の責任を負う。

(使用者の賠償責任)

第 756 条 他人を使用してある事務に従事させる者は、被用者がその事務の執行につき第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事務の監督につき相当な注意をしたとき、又は相当な注意をしても損害が生ずべき場合は、この限りでない。

- 2 使用者に代わってその事務を監督する者も、前項の責任を負う。
- 3 前二項の場合において、使用者又は監督者は、被用者に対して求償権を行使することができる。

(工作物等の占有者又は所有者の責任)

第 758 条 工作物の設置又は保存の瑕疵によって他人に損害を加えたときは、工作物の占有者が損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の防止に必要な注意を怠らなかったときは、その所有者が損害を賠償する責任を負う。

- 2 前項の規定は、樹木の栽植又は保存に瑕疵がある場合に準用する。
- 3 前二項の場合において、占有者又は所有者は、その原因につき責任がある者に対して求償権を行使することができる。

(共同不法行為者の責任)

第 760 条 数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、連帯してその損害を賠償する責任を負う。

2 共同でない数人の行為中いずれの者の行為がその損害を加えたかを知らることができないときも、前項と同様である。

3 教唆者又は幫助者は、共同行為者とみなす。

(損害賠償請求権の消滅時効)

第 766 条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人がその損害及び加害者を知った日から三年間これを行使しないときは、時効によって消滅する。

2 不法行為の日から10年を経過したときも、前項と同様である。

(42) 韓国涉外私法

(法定債権の成立及び効力)

第13条 事務管理、不当利得又は不法行為によって生じた債権の成立及び効力は、その原因たる事実が発生した地の法による。

2 前項の規定は、外国で発生した事実が大韓民国の法律によっては不法行為とならないときは、これを適用しない。

3 外国で発生した事実が大韓民国の法律によって不法行為となる場合でも、被害者は、大韓民国の法律が認める損害賠償その他の処分以外にこれを請求することができない。

(43) 澤木 敬郎『国際私法入門』有斐閣 昭和59年 52頁

(44) 台湾民法

第 184 条 故意又は過失によって不法に他人の権利を侵害した者は、損害を賠償する責めに任ずる。故意に公序良俗に背く方法によって他人に損害を加えた者も同じ。

他人を保護する法律に違反した者は、過失のあるものとする。

第 185 条 数人で共同して不法に他人の権利を侵害した場合においては、連帯して損害を賠償する責めに任ずる。その中で加害者か否かを判断できない者も同じものとする。

教唆者及び援助者は、共同行為と見放す。

第 188 条 被用人は、職務を執行することによって不法に他人の権利を侵害した場合において、使用者と行為者が連帯して損害を賠償する責めに任ずる。但し、雇用人を選び、かつ、その職務の執行を監督するに既に相当な注意を払い又は相当な注意を払ったにもかかわらず、損害の発

生を免れ得ない場合において使用者は、賠償する責めに任じない。

2 被害者は、前項に書いてある規定に基づき損害賠償を受け得ない時、裁判所は、その申請により使用者と被害者の経済的な状況を考慮し、使用者を命じて全部又は一部の損害を賠償させなければならない。使用者は、賠償する時優待行為の被用人に対して、求償権を有する。

第 189 条 請負人は、請け負った事項を執行することによって不法に他人の権利を侵害した場合において注文者は、損害を賠償する責めに任じない。但し、注文者が注文し又は指示することに過失がある場合は、この限りではない。

第 191 条 地上の建築物又はその他の建造物は、設置上若しくは保管上に欠陥があることによって他人の権利に損害を及ぼした場合において、建造物の所有者が賠償する責めに任ずる。但し、損害の発生を防止するに既に相当な注意を払った場合は、この限りではない。

2 前項の損害が発生したことに関しては、他に責めに任ずべき者が存在すれば、損害賠償の負担者は、当該責任を負うべき者に対し求償権を有する。

第 192 条 不法に他人を侵害し死亡に至らめた者は、埋葬費用を支払った者にも損害を賠償する責めに任ずるべきものとする。

被害者が第三者に法定上の扶養義務を負うことのある場合において加害者は、その第三者にも損害を賠償する責めに任ずるべきものとする。

第 193 条 不法に他人の人体又は健康に害を及ぼした者は、被害者がそれにより労働力を喪失し又は減少した場合若しくは生活上に必要なものを増加した時、損害を賠償する責めに任ずるべきものとする。

2 前項の損害賠償に関して裁判所は、当事者の申請により定期金を支給させることを定めなければならない。但し、加害者を命じて担保を提供させなければならない。

第 194 条 不法に他人を侵害し死亡に至らめた者に対して、被害者の父母、子供及び配偶者は、財産上の損害でなくとも一定の金額を賠償する請求ができるものとする。

第 195 条 不法に他人の人体、健康、名誉又は自由を侵害した人に対して、財産上の損害でなくとも被害者は、一定の金額を賠償する請求ができる。かつ、その名誉を侵害された者は、名誉回復の為適当な処分を請求することができる。

2 前項の請求権は、譲与又は相続してはならない。但し、金額による

賠償の請求権は、既に契約に基づき承諾され又は起訴された場合はこの限りではない。

第 196条 不法に他人の物を毀損した者は、被害者にその物の毀損により減少した価値を賠償すべきものとする。

第 197条 侵權行為により生じた損害賠償の請求権は、請求権者が損害のあることを知り及び賠償義務者を知っている時から、2年以内に行使しなければ消滅とする。侵權行為が発生した時から10年を超えた場合も同じものとする。損害賠償の義務者は、侵權行為により利益を受け被害者に損害を及ぼした場合において前項の時効が完了した後に、依然として不当利得に関する規定に基づき収得した利益を被害者に返還しなければならない。

第 198条 侵權行為により被害者が得た債権に関して、被害者は、当該債権を相殺する請求権に対し時効により消滅したにもかかわらず、依然として履行を拒否することができる。

(45) 台湾涉外民事法律適用法

第 9条 權利を侵害する行為により生じた債権に関しては、侵權行為の法律に基づく。但し、中華民國の法律において侵權行為と認めない場合は、この法律を適用しない。

侵權行為の損害賠償及びその他の処分を請求することに関しては、中華民國の法律の承認を限度とする。

(46) 前掲『民事執行法(上)』167頁

なお、台湾有力紙『聯合報』が、このほど報じたところによると、台湾法務部は、昭和63年12月10日、海峡兩岸法律關係委員會を開き、中華人民共和國の民事裁判、仲裁機關で確定した判決は、中華人民共和國と台湾の間に将来設置される仲介機關が認定後、その効力を認めるという判断をした。我が国も、このような国際情勢の動向を踏まえ、台湾の判決の効力について検討する必要があると考えられる。

(47) 中華人民共和國民法通則

第 123条 高空、高压、可燃、爆発、劇毒、放射性、高速度輸送手段など周囲の環境に対して高度の危険をもつ作業に従事し、他人に損害を与えた場合には、民事責任を負わねばならない。損害が被害者の故意によるものであることを証明できる場合には、民事責任を負わない。

第 124条 国の環境保全、汚染防止規定に違反して環境を汚染し、他人に損害を与えた場合には、法により民事責任を負わなければならない。

(48) 澤木 敬郎「修学旅行生の中国での列車事故をめぐる法律問題」有斐閣 法学教室第95号 昭和63年 16頁

(49) 中華人民共和國民法通則

第 146条 權利侵害行為の損害賠償には、權利侵害行為地の法律を適用する。当事者双方の国籍が同じであり又は同一国に住所がある場合には、当事者の本国の法律又は住所地の法律を適用することもできる。中華人民共和國の法律が、中華人民共和國外で発生した行為を權利侵害行為と認めない場合には、權利侵害行為として処理しない。

(50) 韓国民事訴訟法

(外国判決の効力)

第 203条 外国法院の確定判決は、次の条件を具備する場合に限りその効力を有する。

- 一 法律又は条約で外国法院の裁判権を否認していないこと
- 二 敗訴した被告が大韓民國の国民である場合において、公示送達によらずに訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達を受けたこと、又は受けずに応訴したこと
- 三 外国法院の判決が大韓民國の善良な風俗その他社会秩序に違反しないこと
- 四 相互の保証があること

(外国判決による強制執行)

第 476条 外国法院の判決による強制執行は、本国の法院において、執行判決でその適法なことを言い渡したときに限り、することができる。

- 2 執行判決を請求する訴は、債務者の普通裁判籍所在地の地方法院が管轄する。普通裁判籍がないときは、第 9条の規定により債務者に対する訴を管轄する法院が管轄する。

(執行判決)

第 477条 執行判決は、裁判の当否を調査せずにしなければならない。

- 2 執行判決を請求する訴は、次の場合においては、却下しなければならない。
 - 一 外国法院の判決が確定したことを証明しないとき
 - 二 外国判決が第 203条の条件を具備しないとき

(51) 台湾民事訴訟法

第 402条 外國裁判所の確定判決は、左に掲げる各項目状況の一つに該当すれば、その効力を認めない。

限り、1億2,000万計算単位を上回る最高額に適用される。その他の国で害が発生するときは、第2段は、1億2,000万計算単位に1千500万計算単位が代って適用される。

- (2) 第25条第1項ないし第5項と結び付いたパリ条約による賠償義務者または第26条による賠償義務者の責任は、物的損害の場合には、被害物の総価額にそれから発する放射線の危険に対する安全保障の費用を加えた額を限度とする。第25条第1項ないし第5項と結び付いたパリ条約による責任では、核物質が原子力事故のとき存在していた運送手段の損害に対する賠償は、他の損害賠償請求権の責任最高額による充足が確保される場合に限って、行われる。

(57) 西ドイツ原子力法

第38条 連邦による補償

- (1) 原子力事故による被害者が、この法律の適用範囲で損害を受け、パリ条約の他の締約国の損害の場合に適用される法では以下の理由で賠償を要求することができないときは、連邦は、第31条第1項第1段に掲げられた額まで補償を行う。

1. 原子力事故がパリ条約の非締約国の主権地域で生じたこと、
2. 損害が直接に戦闘行為、敵対行為、内乱、暴動、または、異常かつ巨大な自然の事象に直接もつづく原子力事故によって惹き起されたこと、
3. 適用される法が原子力事故が発生した時点に核物質の存在していた輸送手段における損害に対する責任を規定していないこと、
4. 適用される法が原子力施設に存在しているその他の放射線源の電離性の放射により損害が惹き起された場合の所持者の責任を規定していないこと、
5. 適用される法がこの法律より短い消滅時効または除斥期間を規定していること、
6. 損害の賠償のため提供される総額が、この法律の第31条第1項第1段から生ずる額を下回っていること、

- (2) 連邦は、また、この法律の適用範囲で受けた損害に対して適用される外国の法又は国際法の契約の規定が、賠償の種類、程度および範囲からこの法律の適用に当って被害者に与えられるであろう損害賠償を著しく下廻る請求権を認めている場合には、第31条第1項第1段に掲げられた額を限度として、補償を行う。

- (3) 被害者で、連邦共和国基本法第116条第1項にいうドイツ人でなく通常の滞在地がこの法律の適用範囲にないものには、その者の祖国に原子力事故の時点にドイツ連邦共和国と比較して種類、程度および金額に同等の規則が保持されていない場合に限り、第1項および第2項は適用されない。

- (4) 第1項および第2項の請求権は、連邦行政官署で主張されるものとする。それは、外国法または国際法にもとづいて行われた損害賠償に関する決定に異議を申し立てることができなくなった時点から3年経過すると、消滅する。

(58) スイス原賠法

第34条 外国に居住する者が外国において受けた原子力損害であって、それが、スイス国内の原子力施設の運営者又はスイス政府の許可を受けた輸送者が責任を負うべきその損害については、当該国の関係法がスイスについて同等又は同等以上の取り扱いを規定している限り、本法の下で当該損害を賠償する責任がある。

この場合、当該国の責任限度額が5,000万SF以下であっても、責任限度額は、5,000万SFを下らないものとする。

(59) 下山 瑛二『国家補償法』筑摩書房 昭和48年 24頁

国家賠償法

(相互保証主義)

第6条 この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があることに限り、これを適用する。

(60) 宮沢 俊義『憲法Ⅱ』有斐閣 昭和46年 457頁

(61) 谷口 安平『倒産処理法』有斐閣 昭和60年 415頁

破産法

(外国人の地位)

第2条 外国人又は外国法人ハ破産ニ関シ日本人又は日本法人ト同一ノ地位ヲ有ス但シ其ノ本國法ニ依リ日本人又は日本法人カ同一ノ地位ヲ有スルトキニ限ル。

(62) 前掲『倒産処理法』415頁

会社更正法

(外国人の地位)

第3条 外国人又は外国法人は、会社の更生に関し日本人又は日本人と同一の地位を有する。

第六章 今回の原賠法改正の概要

第六章 今回の原賠法改正の概要

I はじめに

我が国の原子力損害賠償制度の基幹をなすのは、原子力損害賠償関係二法（原賠法及び補償契約法）である。原子力損害賠償関係二法のうち原賠法は、昭和46年及び昭和54年に大幅な改正⁽¹⁾が行われた。

原賠法では、損害賠償措置としての政府の補償契約及び賠償措置額を超える原子力損害についての政府の援助について、一応の適用期限が規定されている。⁽²⁾ 適用期限は、立法時（昭和36年）には昭和46年12月31日までと定められ、昭和46年改正時に10年間延長され昭和56年12月31日までとなり、更に昭和54年の改正により改正時点から10年間延長され、昭和64年12月31日までとなっていた。

原子力委員会は、昭和63年 8月 2日開催の第28回定例会議において、「原子力損害の賠償に関する法律については、昭和54年の法改正以来約 9年を経過しており、この間の諸情勢の変化に鑑み、賠償措置額の改定等所要の事項について審議を行い、もってより望ましい原子力損害賠償制度の確立に資するものとする。」⁽³⁾ ことを目的とし、原子力損害賠償制度専門部会（以下、「専門部会」と略す。）の設置を決定した。専門部会は、我が国の原子力開発利用の進展、民間損害保険の動向、原子力損害賠償に係る国際動向等、内外の諸情勢の変化に鑑み検討が必要と認められる事項について所要の検討を行い、その結果をとりまとめ、昭和63年12月 2日に原子力委員会に対して報告（以下、「専門部会報告」と略す。）を行った。これを受けて、原子力委員会は、同年12月 6日に原賠法の改正が必要である旨を決定した。政府は、平成元年 2月14日の閣議で原賠法改正法案の国会提出を決め、同日、本会議での趣旨説明を省略、直ちに衆議院科学技術委員会に付託した。原賠法改正法案は、同年 3月23日に衆議院科学技術委員会での審議を経て可決され、本会議へ上程、翌24日衆議院を通過し、3月29日に参議院科学技術特別委員会、31日に本会議で可決され、成立した。

以下、本章においては、専門部会報告及び原賠法改正の概要について述べる
こととする。

Ⅱ 専門部会報告の概要

1 賠償措置額の引上げ

(1) 原賠法第 7 条第 1 項に規定される賠償措置額

専門部会報告は、原賠法制定時（昭和36年：50億円）及び賠償措置額改定時（昭和46年：50億円→60億円，昭和54年：60億円→100億円）における賠償措置額の設定においては、いずれの場合にも諸外国の水準を参考としつつ、損害賠償措置の中心である責任保険の引受能力等を踏まえ、賠償措置額を設定しているという前提に立ち、前回の法改正から9年を経過している現時点においては、我が国の原子力の開発利用を取り巻く環境は国内的にも国際的にも大きく変化してきており、また、責任保険の引受能力も更に拡大されており、今回賠償措置額を相当に引き上げることは、被害者の保護を図るとともに、今後とも国民の理解と協力を得て原子力の開発利用を発展させていくとの観点からも大きな意義を有するとした上で、次の理由から賠償措置額を100億円から300億円に引き上げることが適当であるとしている。

a. 現時点における主要国の賠償措置額の状況を見ると、アメリカが

9,000億円程度⁽⁴⁾、西ドイツ⁽⁵⁾及びスイスが350億円程度、スウェーデン、イギリス、フランス等が我が国の現行額と同程度の100億円ないしはそれ以下となっている。我が国が賠償措置額を引き上げるにあたっては、為替変動の要因を勘案しつつ、我が国と同様の無限責任制度を採用している西ドイツ及びスイス両国の水準を参考とし、これと遜色のない水準とすることが適当であること

b. 我が国の責任保険の引受能力は、現時点では300億円とされていること

(2) 原賠法施行令第 2 条に規定される賠償措置額

原賠法施行令第 2 条において規定される原子炉の運転等の区分に応じて定められた賠償措置額（第一章 表一—1 参照）について専門部会報告は、法定措置額の引上げに伴い、国際水準、国内保険引受能力等を参考として

相当の引上げを行うことが適当であるとしている。これらの賠償措置額については、過去の法定措置額の改定時に併せて改定が行われており、今回の改定でも法定措置額の改定に併せて改定することが適当であるとしたものである。

(3) プルトニウム

プルトニウムに係るものについては、改正前の原賠法施行令においては特記されていなかったが、今後、海外再処理委託で生じるプルトニウムが返還され、この返還プルトニウムの輸送等についての対応が求められること、また、我が国においては、今後プルトニウム利用の段階的展開⁽⁶⁾が図られるとされていること等の理由にから、専門部会報告では、プルトニウムに係るものについては、今後の取扱い単位量の増大等も勘案して特例額を特記することを考慮することが適当であるとしている。

(4) 原子炉の廃止措置

我が国における原子炉の廃止措置の進め方は、「原子炉の運転終了後できるだけ早い時期に解体撤去することを原則とし、個別には合理的な密閉管理の期間を経る等諸状況を総合的に判断して定めるものとする。」⁽⁷⁾とされている（廃止措置の詳細については、第二章 Ⅱ 2 参照）。

原子炉の廃止措置の原賠法への適用については、まず、現行原賠法の下で原子炉の廃止措置時の原子力損害が対象になり得るか（原賠法第 1 条の「原子炉の運転等による原子力損害」に廃止措置時における原子力損害が「原子炉の運転等による原子力損害」という問題が考えられる。原賠法に規定含まれると解釈できるかどうか）という問題が考えられる。原賠法に規定されている「原子炉の運転等」は原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質等の貯蔵、運搬、廃棄をも含み（「原子炉の運転等」の詳細については、第一章 Ⅲ 1 参照）、この趣旨は第三者に原子力損害を及ぼすおそれのある行為の全てを適用範囲にすることであると考えられ、このことから原賠法第 1 条の「原子炉の運転等」には原子炉の廃止措置が含まれると解釈できると思われる。

専門部会報告においても、原子炉の解体については、当面従来どおり

「原子炉の運転及びこれに付随してする核燃料物質等の運搬、貯蔵又は廃棄」として取り扱うこととするが、今後の解体に係る技術開発の動向等を見つつ、原賠法における原子炉の解体の位置付けについて更に検討を行うことが適当であるとしている。

なお、「原子炉の運転等」に原子炉の廃止措置が含まれると解釈できるとしても、原子炉の廃止措置は、運転停止、原子炉凍結、燃料拔出、解体等のいくつかの過程を経るため、これらの各過程の全てに運転中の賠償措置額をそのまま適用することが妥当かどうか、すなわち原子炉の廃止措置に係る賠償措置額について、何らかの区分を行うこと等を検討する必要があるのではないかということも考えられる。

2 原賠法第20条における適用期限の延長

前述のとおり原賠法第20条は、責任保険を補完するものとして同法第10条第1項において規定する政府の補償契約及び同法第16条第1項において規定する賠償措置額を超える原子力損害が発生した場合の国会の議決に基づく国の援助に係る規定の適用を昭和64年12月31日までに原子炉の運転等の行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害に限るものとしている。

このような適用期限を設定したのは、法律の適用を10年間程度予定し、その後の取扱いは、原子力の開発利用の進展、責任保険の担保範囲の質的、量的拡大等の状況を勘案して、その時点での判断において、必要に応じた法改正を行うことを意図したことによるものであると考えられる。

専門部会報告では、このような立法趣旨にかんがみ、これらの規定の必要性を検討した結果、次の理由により、被害者の保護と原子力産業の健全な発達のために、昭和65年以降に開始される原子炉の運転等に係る原子力損害についても、政府の補償契約に関する規定（原賠法第10条第1項）及び国の援助に関する規定（同法第16条第1項）をいずれも存続させる必要があるとした。

a. 政府補償契約

政府補償契約の担保範囲である地震、噴火等による原子力損害（補償契

約法第3条、同法施行令第2条、詳細については、第1章Ⅱ6(2)(b)参照）を責任保険で担保することは、海外再保険市場での制約等の理由により現時点においても不可能な状態にあること

b. 国の援助

① 万一の場合への備えとして国の援助に係る規定は、現時点においても意義があると考えられること

② 諸外国の立法例においても原子力損害に係る国の救済措置が規定されていること

③ 被害者保護のために国が援助を行うことを法律で規定することは、原子力に対する国民の不安の除去の観点からも引き続き極めて重要であること

また、専門部会報告では、延長の期間については、特段の事情の変更がなく、また、このような期限の設定が本制度の見直しの一つの契機になり得ること等も考慮して従来と同様10年とし、その後の取扱いについては、今後の原子力の開発利用の進展、責任保険の担保範囲の拡大等を踏まえ、その時点における判断にゆだねることとしている。

3 その他

(1) 国境を越えた原子力損害

チェルノブイル事故を契機として、国境を越えた原子力損害は国際的に関心の高い問題となっている。国境を越えた原子力損害に係る国際間の賠償問題を取扱う条約としては、パリ条約及びウィーン条約が発効している（これらの国際条約の詳細については、第三章Ⅱ1及び2参照）。しかしながら、我が国の国内法との整合性の問題があること、我が国の近隣諸国が条約に加盟していないこと等の理由から我が国はこれらの条約に加盟しておらず、国際間の原子力損害賠償についての法制は整備されていない現状にあるといえる。

専門部会報告では、国境を越えた原子力損害について現段階においては、基本的に次の方向で対応することが適当であるとしている。

a. 我が国で原子力事故が発生し、これにより外国で原子力損害が生じた場合の賠償問題については、国際私法の原則により日本法が準拠法となる場合には、我が国の原賠法が適用され、これにより解決が図られることになる（我が国の原子力事故により外国に原子力損害を与えた場合の個別検討については、第五章 III 1 参照）。

b. 外国で原子力事故が発生し、これにより我が国で原子力損害が生じた場合にも、私法上の賠償責任の追及は国際私法の原則によって定まる準拠法に基づき行われることとなる（外国の原子力事故により我が国で原子力損害が生じた場合の個別検討については、第五章 III 2 参照）。その際、我が国における被害や相手国の状況等を考慮しつつ適当であると判断される場合には、賠償問題が迅速に処理され、被害者が救済されるよう政府間で相手国政府に働きかけることが考えられる。また、いずれにせよ、このような場合には、チェルノブイル事故時の各国の例⁽⁸⁾にみられるように、国内被害救済の観点から、一般救済対策さらに必要な場合には事後立法により解決が図られるべきであると考えられる。

また、専門部会報告では、国境を越えた原子力損害については、当面は上記の方向で対応を図ることとするが、国際動向を注視しつつ、国境を越えた原子力損害の問題への国際法及び国内法上の対応を含めた今後の我が国の対応の在り方について更に調査検討を行うことが適当であるとしている（国境を越えた原子力損害の今後の課題については、第五章 IV 参照）。

(2) 避難費用

原子力事故が発生し、放射線による人体等への影響の危険性が増大し、周辺住民に対して避難命令が発せられた場合に、住民の避難に関わる費用が原賠法の損害の対象となり得るかについては、条文上は明確ではないが、原賠法の制定当初の国会審議（昭和36年 5月16日 衆議院科学技術振興対策特別委員会）における科学技術庁の「一種の風評による一部の被害、たとえば風評に驚いて退避したことにより損害を受けたということについてはいかんともしがたいが、監視機構が確立し、その監視機構において退避

命令が出された場合はその因果関係がはっきりしておれば損害賠償の対象になり得る。」という答弁から単なる風評による避難費用は損害賠償の対象とならないことは明らかである。しかしながら、避難費用が原子力事故の発生を条件に損害賠償の対象となるのか、原子力事故の発生がなくても、監視機構が退避命令を出した場合は対象となるのかははっきりしないという問題が考えられる。このことについては、原子力事故が発生し、原子力事故との因果関係が認められた場合の避難費用は、原賠法の損害賠償の対象となるが、退避命令は出されたが原子力事故が発生しなかった場合の避難費用は現行の原賠法の仕組みには馴染まず、また、原賠法 2条の「原子力損害」の定義にも該当しないため、原賠法の損害賠償の対象とならないと考えられる（避難費用の詳細については、第二章 II 6 (3)を参照）。

専門部会報告では、原子力施設に異常事態が発生し、周辺住民が避難した場合に生じる避難費用については次の理由により、基本的には従来どおり現行法の運用により対応することで特に支障はないとしている。

a. 原賠法に規定する原子力損害は、核燃料物質等の原子核分裂や放射線等の作用により生じた損害であり、直接損害はもちろんのこと、更に放射線等の作用と相当因果関係がある限り間接損害も含まれるものであり、原子力施設の異常事態により、周辺住民が避難した場合の避難費用についても、具体的事例にもよるが、このような放射線等の作用と相当因果関係がある限り、原子力損害として原賠法が適用される。

b. 具体的事例によっては、避難費用が原賠法の適用を受けるかどうか限界的な場合も生ずると考えられるが、このような場合には、同法第18条に基づく原子力損害賠償紛争審査会において、損害の調査及び評価を行うことにより、賠償の円滑かつ適切な処理を図ることができる。

III 原賠法改正の概要

前述のように、「原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案」は、平成元年 3月23日に衆議院科学技術委員会での審議を経て可決され、本会

議へ上程、翌24日衆議院を通過し、3月29日に参議院科学技術特別委員会、31日に本会議で可決され、成立し、3月31日に法律第21号として公布された。

今回の改正は、前記Ⅱにおいて紹介した昭和62年12月2日の専門部会報告に沿ったものであり、その改正内容は以下のとおりである。

a. 賠償措置額の引上げ（原賠法第7条第1項関係）

原賠法第7条第1項に規定される賠償措置額「100億円」を「300億円」と改めることとした。

なお、現時点においては、現行の原賠法施行令を改正する政令が公布されていないため、原賠法施行令第2条に規定される賠償措置額の詳細は明らかではない。しかし、平成元年3月23日に行われた衆議院科学技術委員会の審議の中で、政令に規定される賠償措置額について部内限りの素案であるとした上で、法定措置額の伸びとのバランス、パリ条約等の国際水準等から、20億円の特例額については60億円に、2億円の特例額については10億円に、またプルトニウムに関するものについては60億円の特例額に引き上げる方向で検討していると科学技術庁は答弁している。

b. 適用期限の延長（原賠法第20条関係）

原子力損害賠償補償契約の締結（原賠法第10条第1項）及び国の援助（原賠法第16条第1項）に関する規定を、平成11年12月31日までに開始された原子炉の運転等に係る原子力損害について適用することとした。

c. その他（原賠法第24条及び第25条関係）

原賠法第24条に規定される罰金（原賠法6条に規定される損害賠償措置を講ずべき義務に違反した場合の罰金）の「30万円」を「50万円」に改め、同法第25条に規定される罰金（原賠法21条第1項に規定される報告徴収及び立入検査の規定に違反した場合の罰金）の「10万円」を「20万円」に改めることとした。

なお、衆議院科学技術委員会及び参議院科学技術特別委員会における「原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案」可決の際、それぞれ以下の附帯決議が採択された。

a. 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院科学技術委員会）

政府は本法施行にあたり、原子力施設における安全の確保に万全を期するとともに、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- ① 賠償措置額については、今後とも国際水準等を勘案しつつ、引き上げに努めること
- ② 不測の事態に対処するため、防災計画、避難訓練のより一層の充実強化を図ること
- ③ 原子力発電施設の大型化、稼働期間の長期化、最近の事故等にかんがみ、運転及び点検体制の充実を図るなど一層適切な運転と厳格な点検、補修を実施するよう指導すること
- ④ 低レベル放射線の人体に対する影響に関する研究を一層推進すること
- ⑤ 原子力事業従事者の被曝線量の低減と健康管理の一層の充実に努めること

b. 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院科学技術特別委員会）

政府は、本法施行にあたり、原子力開発利用における安全の確保に万全を期するとともに、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- ① 賠償措置額については、今後とも国際水準等を勘案しつつ、引き上げに努めること
- ② 越境損害については、国際動向を注視しつつ、今後の我が国の対応のあり方について、さらに調査検討を行うこと
- ③ 不測の事態に対処するため、避難訓練等防災対策の強化充実を図ること
- ④ 最近の事故等にかんがみ、原子力発電所の安全確保に努めるとともに、一層厳密な点検・保守を行い、機器・材料の品質の維持、改善、向上に努めること
- ⑤ 下請業者を含む作業員の放射線被曝の低減化及び放射線被曝管理の充実を図ること

- ⑥ 将来の廃炉措置に備え、研究開発の一層の推進に努めること
- ⑦ 放射線の人体に対する影響評価のためのデータの蓄積を図ること

第六章 今回の原賠法改正の概要 (注)

(1) 昭和46年及び昭和54年の原賠法改正の概要は以下のとおりである。

・昭和46年の改正

- a. 原子力船に係る制度を整備し、我が国の原子力船が外国の水域に立ち入る場合には、両国政府間の合意に基づき、原子力事業者の損害賠償責任を一定の額までとし、国内で要求される損害賠償措置に加えてその額までの損害賠償措置を講じさせるとともに、外国原子力船が本邦の水域に立ち入る場合にも、我が国の原子力船が外国の水域に立ち入る場合と同様、両国政府間の合意に基づき原子力事業者の損害賠償責任を一定の額(360億円を下らない額)までとし、その額までの損害賠償措置を講じさせること

(原子力船の場合の損害賠償措置の詳細については、第一章 II 6 (3) 参照)

- b. 国の補償契約制度と国の援助に関する規定の適用が昭和46年12月31日までに運転を開始した原子炉等に限定されているので、この規定を更に10年間に延長し、昭和56年12月31日までに運転を開始する原子炉等に適用すること

- c. 賠償措置額を制定当初の50億円から60億円に引き上げること
- d. 原子力事業者間の核燃料物質等の運搬については、受取人たる原子力事業者が責任を負うことになっていたが、これを原則として発送人の責任に改め、かつ、特約によって責任を受取人に移転できることとすること(輸送に関わる原子力損害賠償責任については、第四章 III 参照)

- e. 原子力事業者の求償権について、第三者に故意又は過失がある場合(資材の供給等をした者については故意ある場合のみ)に求償できるとされていたが、すべての場合につき故意ある第三者に対してのみ求償しうるものとする(求償権については、第一章 II 5 参照)

・昭和54年の改正

- a. 従来原賠法の対象となっていなかった原子力事業者の従業員(下請従業員は含まない。)の業務上受けた損害が原賠法の対象となり、労働災害補

償保険等に基づく給付と原賠法に基づく損害賠償との間の調整が必要となり、原賠法の附則という形式で調整規定を置くこと（原子力損害賠償制度と労働災害補償制度との調整の詳細については、第一章 V 参照）

b. 国の補償契約制度と国の援助に関する規定の適用が昭和56年12月31日までに運転を開始した原子炉等に限定されているので、この規定を改正時点から更に10年間延長し、昭和64年12月31日までに運転を開始する原子炉等に適用すること

c. 賠償措置額を60億円から100億円に引き上げること

(2) これらの規定について適用期限を設定したのは、「将来において責任保険契約の填補範囲が量的、質的に拡大され、あるいは原子力の開発利用の進展に伴い未知の要素が減少する場合においては、政府が責任保険契約を補完し、又はそれを超える大規模な不測の事態に対処する必要性が少なくなることが予想されるので、これらの措置については、一応10年程度の適用期間を予定し、その後の扱いは、その時期における判断によることとしたものである。」とされている。科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』通商産業研究社 昭和55年 109頁

(3) 科学技術庁原子力局編『原子力委員会月報』通巻第384号 6頁

(4) アメリカは、我が国と異なり有限責任制度を採用していること、また、賠償措置額70.9億ドル（約9,000億円）のうち、責任保険は1.6億ドル（約200億円）で残りの69.3億ドルは事業者間相互扶助制度という独自の方法によって措置していること等から我が国とは一概に比較し難い面がある。

(5) 西ドイツにおける賠償措置額5億ドイツマルク（約350億円）のうち、民間保険は2億ドイツマルク（約140億円）で残りの3億ドイツマルク（約210億円）は責任保証組合による制度である。

(6) 『昭和62年版 原子力白書』では、次の方針によりプルトニウム利用の段階的展開を図ることとしている。

① 当面、軽水炉及び新型転換炉において一定規模のプルトニウム利用を進め、これにより、将来の高速増殖炉時代に必要なプルトニウム利用に係

る広範な技術体系の確立及び長期的な核燃料サイクルの総合的な経済性の向上を図る。

② これと並行して高速増殖炉の研究開発を着実に進める。

③ 2020年代から2030年ごろを目途に、経済性・安全性を含め、軽水炉によるウラン利用よりも優れた高速増殖炉によるプルトニウム利用体系を確立することを目指す。

原子力委員会編『昭和62年版 原子力白書』大蔵省印刷局昭和62年 44～45頁
このように、今後、軽水炉によるプルトニウム利用（プルサーマル）、新型転換炉（ATR）、高速増殖炉（FBR）の燃料としてのウラン・プルトニウム混合酸化物燃料（MOX燃料）加工の実用化が図られることになると思われる。

(7) 原子力委員会『原子力開発利用長期計画』昭和62年 6月22日 65頁

(8) チェルノブイル事故の際、西ドイツでは、連邦政府が損害賠償請求の処理に関する1986年5月21日付ガイドラインを出した。このガイドラインは、政府を代表して連邦機関がいかなる行政的遅延もなしに、迅速な支払を行えるように、補償金額だけでなく、標準的手続についても規定している。また、これらの公的補償の請求に加えて、さらに様々な生産物に係る損害についての補償手続を処理する国家補償が二つの“エクイティ・ガイドライン”に規定された。P.D. Cameron 「チェルノブイル事故の法的帰結」『第8回 国際原子力法学会報告』日本エネルギー法研究所 JELI・R・No.39 昭和63年 327～328頁

JOINT PROTOCOL RELATING TO THE APPLICATION OF THE
VIENNA CONVENTION AND THE PARIS CONVENTION

THE CONTRACTING PARTIES

HAVING REGARD to the Vienna Convention on Civil Liability for Nuclear Damage of 21 May 1963;

HAVING REGARD to the Paris Convention on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy of 29 July 1960 as amended by the Additional Protocol of 28 January 1964 and by the Protocol of 16 November 1982;

CONSIDERING that the Vienna Convention and the Paris Convention are similar in substance and that no State is at present a Party to both Conventions;

CONVINCED that adherence to either Convention by Parties to the other Convention could lead to difficulties resulting from the simultaneous application of both Conventions to a nuclear incident; and

DESIROUS to establish a link between the Vienna Convention and the Paris Convention by mutually extending the benefit of the special regime of civil liability for nuclear damage set forth under each Convention and to eliminate conflicts arising from the simultaneous applications of both Conventions to a nuclear incident;

HAVE AGREED as follows:

Article I

In this Protocol:

- (a) "Vienna Convention" means the Vienna Convention on Civil Liability for Nuclear Damage of 21 May 1963 and any amendment thereto which is in force for a Contracting Party to this Protocol;
- (b) "Paris Convention" means the Paris Convention on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy of 29 July 1960 and any amendment thereto which is in force for a Contracting Party to this Protocol.

Article II

For the purpose of this Protocol:

- (a) The operator of a nuclear installation situated in the territory of a Party to the Vienna Convention shall be liable in accordance with that Convention for nuclear damage suffered in the territory of a Party to both the Paris Convention and this Protocol;
- (b) The operator of a nuclear installation situated in the territory of a Party to the Paris Convention shall be liable in accordance with that Convention for nuclear damage suffered in the territory of a Party to both the Vienna Convention and this Protocol.

Article III

1. Either the Vienna Convention or the Paris Convention shall apply to a nuclear incident to the exclusion of the other.
2. In the case of a nuclear incident occurring in a nuclear installation, the applicable Convention shall be that to which the State is a Party within whose territory that installation is situated.
3. In the case of a nuclear incident outside a nuclear installation and involving nuclear material in the course of carriage, the applicable Convention shall be that to which the State is a Party within whose territory the nuclear installation is situated whose operator is liable pursuant to either Article II.1(b) and (c) of the Vienna Convention or Article 4(a) and (b) of the Paris Convention.

Article IV

1. Articles I to XV of the Vienna Convention shall be applied, with respect to the Contracting Parties to this Protocol which are Parties to the Paris Convention, in the same manner as between Parties to the Vienna Convention.
2. Articles 1 to 14 of the Paris Convention shall be applied, with respect to the

Contracting Parties to this Protocol which are Parties to the Vienna Convention, in the same manner as between Parties to the Paris Convention.

Article V

This Protocol shall be open for signature, from 21 September 1988 until the date of its entry into force, at the Headquarters of the International Atomic Energy Agency by all States which have signed, ratified or acceded to either the Vienna Convention or the Paris Convention.

Article VI

1. This Protocol is subject to ratification, acceptance, approval or accession. Instruments of ratification, acceptance or approval shall only be accepted from States Party to either the Vienna Convention or the Paris Convention. Any such State which has not signed this Protocol may accede to it.
2. The instruments of ratification, acceptance, approval or accession shall be deposited with the Director General of the International Atomic Energy Agency, who is hereby designated as the depositary of this Protocol.

Article VII

1. This Protocol shall come into force three months after the date of deposit of instruments of ratification, acceptance, approval or accession by at least five States Party to the Vienna Convention and five States Party to the Paris Convention. For each State ratifying, accepting, approving or acceding to this Protocol after the deposit of the above-mentioned instruments this Protocol shall enter into force three months after the date of deposit of the instrument of ratification, acceptance, approval or accession.
2. This Protocol shall remain in force as long as both the Vienna Convention and the Paris Convention are in force.

Article VII

1. Any Contracting Party may denounce this Protocol by written notification to the depositary.
2. Denunciation shall take effect one year after the date on which the notification is received by the depositary.

Article IX

1. Any Contracting Party which ceases to be a Party to either the Vienna Convention or the Paris Convention shall notify the depositary of the termination of the application of that Convention with respect to it and of the date such termination takes effect.
2. This Protocol shall cease to apply to a Contracting Party which has terminated application of either the Vienna Convention or the Paris Convention on the date such termination takes effect.

Article X

The depositary shall promptly notify Contracting Parties and States invited to the Conference on the relationship between the Paris Convention and the Vienna Convention as well as the Secretary General of the Organisation for Economic Co-operation and Development of:

- (a) Each signature of this Protocol;
- (b) Each deposit of an instrument of ratification, acceptance, approval or accession concerning this Protocol;
- (c) The entry into force of this Protocol;
- (d) Any denunciation; and
- (e) Any information received pursuant to Article IX.

Article XI

The original of this Protocol, of which the Arabic, Chinese, English, French, Russian

and Spanish texts are equally authentic, shall be deposited with the depositary, who shall send certified copies to Contracting Parties and States invited to the Conference on the relationship between the Paris Convention and the Vienna Convention as well as the Secretary General of the Organisation for Economic Co-operation and Development.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned being duly authorized by their respective Governments for that purpose have signed the present Joint Protocol.

DONE at Vienna this twenty-first day of September, one thousand nine hundred and eighty-eight.

原子力損害賠償法 (1969. 1. 24)
(法律第2094号)

改正 1975. 4. 7 法律第2765号
1982. 4. 1 法律第3549号
1986. 5. 12 法律第3849号

(目的)

第1条 この法は、原子炉の運転等に依り、原子力損害が発生した場合に損害賠償に関する事項を規定することにより、被害者を保護し、原子力事業の健全な発展に寄與することを目的にする。

(定義)

第2条 この法に於いて“原子炉の運転等”と言うのは、次の各号の一に当該するものと、これに付随して行う核燃料物質又はこれにより汚染されたもの（原子核分裂生成物を含めたもの、以下同じ）の運搬・貯蔵又は廃棄を言う。

- 一 原子炉の運転
- 二 変換に依り大統領令で定めるもの
- 三 加工に依り大統領令で定めるもの
- 四 使用済核燃料処理に依り大統領令で定めるもの
- 五 核燃料物質の使用に依り大統領令で定めるもの

2 この法に於て、“原子力損害”と言うのは核燃料物質の原子核分裂過程の作用又は核燃料物質であるか、それに依り汚染されたものに放射線作用又は毒性的作用（これの攝取又は吸入に依る人体に中毒と其の続発症の影響が及ぼすことを言う）に依り生じた損害を言う。但し、当該原子力事業者が受けた損害及び当該原子力事業者の従業員が業務上受けた損害は除外する。

3 この法に於て、“原子力事業者”と言うのは、次の各号の者又は各号の者であった者を言う。

- 一 原子炉及び関係施設の建設又は運転許可を得た者（原子炉設置者より原子炉を譲受した者を含む）
- 二 変換の事業許可を得た者

三 加工の事業許可を得た者

四 使用済核燃料処理の事業許可を得た者

五 核燃料物質の使用許可を得た者

六 原子力法に依る原子力研究開発機関及び生産機関

4 この法で“原子炉”と言うのは、原子力法第2条第8号に規定する原子炉を言う。

5 この法で“核燃料物質”と言うのは、原子力法第2条第3号に規定する核燃料物質（使用済核燃料を含む）を言う。

6 この法で“放射線”と言うのは、原子力法第2条第7号に規定する放射線を言う。

7 この法で“変換”と言うのは、原子力法第2条第12号に規定する変換を言う。

8 この法で“加工”と言うのは、原子力法第2条第13号に規定する加工を言う。

9 この法で“使用済核燃料処理”と言うのは原子力法第2条第14号に規定する使用済核燃料処理を言う。

（無過失責任及び責任の集中等）

第3条 原子炉の運転等により、原子力損害が生じた時は、当該原子力事業者が、その損害を賠償する責任を負う。但し、その損害が異例的に甚大なる天災、地変、戦争又はこれに準ずる事変により生じた場合にはそうでない事にする。

2 原子力損害が、原子力事業者間の核燃料物質又はそれらにより汚染したものの運転により生じた時には当該核燃料物質の発送人である原子力事業者が、その損害を賠償する責任を負う。但し、その損害賠償責任に関して、原子力事業者間に特約がある場合にはその特約に従うことにする。

3 第1項又は第2項の場合には、同項の規定により損害を賠償する責任を負う原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責任を負わないことにする。

4 船舶に設置した原子炉の運転等により生じた原子力損害に対しては、商法第746条、第747条、第748条、第750条、第842条及び第848条の規定は適用し

ないものとする。

（求償権）

第4条 第3者の故意又は重大な過失により生じた原子力損害を第3条の規定により賠償した原子力事業者はこれに対して求償することが出来る。但し、その損害が原子炉の運転等に提供される資材の供給とか、役務（労務を含む）の提供（以下“資材の供給”と言う）により生じたときには、当該資材の供給をした者が、その従業員の故意又は重大な過失が有ったときに限り、求償する事が出来ることとする。

2 第1項の場合に求償権に関し特約が有るときには、その特約に依るものとする。

（損害賠償措置義務）

第5条 原子力事業者は原子力損害を賠償するのに必要な措置（以下“損害賠償措置”と言う）をした後でなければ、原子炉の運転等をする事は出来ない。

2 第1項の規定により、損害賠償措置は原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結又は供託にする。

（賠償措置額）

第6条 第5条第2項の規定により、原子力損害賠償責任保険契約金額及び原子力損害賠償補償契約金額又は供託金額は、一工場又は一事業所ごと（原子炉を船舶に設置する場合には一隻ごと）各々90億WONを限度に大統領令が定める金額（以下“賠償措置額”と言う）の範囲内に於いて、科学技術処長官の承認を得た金額にする。

2 科学技術処長官は、原子力事業者が原子力損害を賠償することにより将来の原子力損害の賠償に充当する金額が賠償措置額に未だ達しない場合に原子力損害賠償の履行を確保するために必要なときには当該原子力事業者に対して期限を定めて、賠償措置額に達し得る様に補充する事を命ずることが出来る。

3 第2項の規定による命令がある場合に於ても第5条第1項の規定は適用しないこととする。

(原子力損害賠償責任保険契約)

第7条 第5条第2項の規定により原子力損害賠償責任保険契約（以下“保険契約”と言う）は第3条の規程により原子力事業者の損害賠償責任が生じたときに、一定の事由に依る原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を保険者（保険業法により責任保険を営むことが可能な者に限る）がこれを補填することを約定の上、保険契約者は保険者へ保険料を支給する事を約定する契約を言う。

2 原子力事業者が保険契約を締結するときには、その契約条件に関して、科学技術処長官の承認を得なければならないものとする。

(損害賠償請求権の優先)

第8条 被害者は損害賠償の請求における保険金に対し、他の債権者に優先して弁済を受ける権利がある。

2 被保険者は、被害者に対する損害賠償額に関して、自分が支給した限度又は被害者の承諾がある限度内において、保険者に対して保険金の支給を請求する事が出来るものとする。

3 保険契約の保険金支給請求権はこれを譲渡したり、担保として提供したり、押留する事は出来ない。但し、被害者が損害賠償請求権に関し押留する場合には、そうすることでないものとする。

(原子力損害賠償補償契約)

第9条 第5条第2項の規定により、原子力損害賠償補償契約（以下“補償契約”と言う。）は、第3条の規定により原子力事業者の損害賠償責任が生じたとき、保険契約により補填することが出来ない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償する事を約定して、原子力事業者は政府に補償料を納入する事を約定する契約を言う。

補償契約に関する必要な事項は別の法律で定めることにする。

(補償請求権の優先)

第10条 第8条の規定は、補償金の請求に対して、これを準用する。

(供託)

第11条 損害賠償措置としての供託は、原子力事業者の主たる事務所を管轄する地方法院に金銭又は大統領令により定める有価証券にする。

(供託に依る弁済)

第12条 被害者は、損害賠償請求に関して、原子力事業者が供託した金銭又は有価証券で弁済を受ける権利がある。

(供託の返還)

第13条 原子力事業者は、次の各号の一に当該する場合には、科学技術処長官の承認を得て、供託した金銭又は有価証券を返還受け得ることが出来るものとする。

一 供託に目やすとする他の損害賠償措置をした場合

二 原子炉の運転等を廃止した場合

2 科学技術処長官は、第1項により承認をするときには、原子力損害賠償の履行を確保するために必要であるものと認定される範囲内にて返還時期及び額数を指定して承認する事とする。

(政府の措置)

第14条 政府は、原子力損害が発生した場合で、原子力事業者が賠償しなければならぬ損害賠償額が賠償措置額を超過したとき、又はこの法律の目的を達成するために、必要だと認定するときには、原子力事業者に対し、必要な援助をする。

2 政府は、第3条第1項、但書の場合に於て、被害者の救助及び被害の拡大を防止するに必要な措置をしなければならないものとする。

3 政府が、第1項による援助をする時には、国会の議決により許容された範囲内に於て、これを行うことにする。

(原子力損害賠償審議会)

第15条 原子力損害の賠償に関して、紛争が生じた場合に和解を調停するために、科学技術処に原子力損害賠償審議会（以下“審議会”と言う）を置くこととする。

2 審議会は、次の各号の業務を処理する。

一 紛争に対する和解の調停

二 第1項の業務を行うために、必要な原子力損害の調査及び評価

3 審議会の組織運営及び和解の調停及びその処理に関する必要な事項は大統領令により定める。

(報告及び検査)

第16条 科学技術処長官は必要だと認定するときには、原子力事業者に対して報告を命ずるか、所属公務員をして、原子力事業者の事務所、工場又は事業所(原子炉を船舶に設置する場合にはその船舶)に出入して、その原子力事業者の帳簿、書類、その他必要な物件を検査する様にするか、関係者に質問をする様にする事が出来ることとする。

2 第1項の規定により、検査又は質問を行う公務員は、その身分を表示する証票を携帯の上、関係者の要求があるときには此れを提示しなければならない。

(関係部署との協議)

第17条 科学技術処長官は、第6条第1項の規定により、承認又は同条第2項の規定により、命令を行おうとする時には、関係部処の長官と協議をしなければならない。

(適用の排除)

第18条 第5条乃至第13条の規定は、政府が原子力事業を行う場合には、此れを適用しない事にする。

(罰則)

第19条 第5条の規定に違反した者は、3年以下の懲役又は300万WON以下の罰金に処する。此の場合併科し得る事が出来る。

(過怠料)

第20条 次の各号の1に当該する者は、50万WON以下の過怠料に処する。

一 第16条の規定による報告をする事をしないとか、虚偽の報告をした者

二 第16条の規定による検査を拒否、妨害又は忌避をしたり、質問に対して

陳述をする事をしないとか虚無の陳述をした者

2 第1項の規定により、過怠料は大統領令が定めた内容により、科学技術処長官が賦課徴収する。

3 第2項の規定により、過怠料処分に不服がある者は、その処分がある事を知った日から30日以内に科学技術処長官に異議を提起する事が出来る。

4 第2項の規定により、過怠料処分を受けた者が、第3項の規定により、異議を提起したときには、科学技術処長官は遅滞する事なく、管轄法院にその事実を通報しなければならないし、その通報を受けた管轄法院は非訟事件節次法による過怠料裁判を行う。

5 第3項の規定により、期間内に異議を提起しないで、過怠料を納付しないときには、国税滞納処分の例に依り、これを徴収する。

(両罰規定)

第21条 法人の代表者は法人又は個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関し、第19条の違反行為をしたときには、その行為者を罰する外に、その法人又は個人に対しても同条の罰金刑を科する。

(国会に対する報告)

第22条 政府は相当なる規模の原子力損害が発生した場合には、その損害の状況及びこの法律により行った政府の措置を遅滞する事なく、国会に報告をしなければならない。

(施行令)

第23条 この法施行に関して、必要な事項は大統領令で定めることとする。

附 則

この法は公布した日から施行する。

附

則 (75.4.7法2765)

この法は公布した日から施行する。

附

則 (82.4.1法3549原子力法)

第1条 (施行日) この法は公布日から6月以内に施行するが、その施行日は大統領令で定める事とする。

(1982年9月30日から施行, 大統領第10927号)

第2条乃至第6条省略。

附 則 (86.5.12 法3849)

この法は公布した後, 30日が経過した日から施行する。

参考資料 3 台湾の原子力損害賠償法

核損害の賠償に関する法律 行政23-03-03

中華民國60年7月26日, 總統により
全文34条 (からなる法律) の制定が
公布された。

改正 中華民國66年5月6日
第27条

第1章 総 則

- 第1条 この法律は, 原子力法第29条の規定に基づき, 制定するものである。
- 原子力は, 平和目的に利用の際に核損害の賠償が生じた場合において, 当該法律の規定による。当該法律に定めなきものは, 民法及び他の法律の規定による。
- 第2条 この法律において「核燃料」とは, 原子核が分裂し, 自続的に連鎖反応することによってエネルギーを生じる物質を言う。
- 第3条 この法律において「放射性産物」又は「廃棄物」とは, 生産又は核燃料を使用する過程に生じた放射性の物質を言い, 又はこの過程における輻射により, 放射性に変わった物質を言う。但し, 製造完了し, 科学, 医療, 農林, 商業又は工業用途に使える放射性の同位元素は, 含まない。
- 第4条 この法律において「核反応器」とは, 適当に処置された核燃料を持ち, 別に中性子源を加えなくとも原子核分裂が発生し自続的な連鎖反応ができる装置を言う。
- 第5条 この法律において「核物質」とは, 左の如である。
1. 天然ウラン及び耗乏ウラン以外の核燃料は, 核反応器によらず, 単独に又は他の物質と混ざって原子核分裂し自続的に連鎖反応をさせることによりエネルギーが生じられるもの
 2. 放射性の産物は廃棄物
- 第6条 この法律において「核施設」とは, 左の如である。
1. 核反応器。但し, 海上又は空上運送用工具の生産動力として, 押し進める

ため若しくはその他の用途に使われる核反応器は含まない。

2. 核物質を生産するために、核燃料を使用する工場、又は核物質を製錬し若しくは照射したことがある核燃料を再度製錬する工場

3. 核物質の貯蔵を専門とする貯蔵設備。但し、運送のため仮に使われる核物質の貯蔵設備は含まない。

同一事業者が同一場所に設ける核施設は、1個の核施設と見放される。

第7条 この法律において「事業者」とは、政府により任命され又は核施設の事業を審査し許可された者を言う。

第8条 この法律において「核損害」とは、左に掲げるいずれかの原因により、生命喪失、人体障害又は財産損害が生じたものを言う。

一 核施設内の核子燃料、放射性産物、廃棄物又は核施設の核物質を運出運入することにより生じた放射性、毒害性、爆発性又はその他の危険性

二 核施設における他の輻射源により生じた游離輻射

第9条 この法律において「核事故」とは、同一原因により核損害が生じた事件を言う。

第10条 生産、使用又は貯蔵する核物質が一定の限量まで重大な核損害を及ぼさないものは、当該法律の規定を適用しない。その限量は、原子力の主管機関によって定められるものとする。

第2章 損害賠償の責任

第11条 核事故は、核施設の中で発生した場合において、その事業者が生じた核損害に対し賠償する責めに任ずる。

当該法律の第3条に規定するところの製造完了し、科学、医療、農業、商業又は工業目的に使用する放射性同位元素に関する損害賠償の責任は、他の法律の規定に基づく。

第12条 核物質が窃盗、遺失又は抛棄されたことにより核事故が生じた場合において、既に他の核施設事業者はそれを占有すれば、その占有者が損害を賠償する責めに任ずる。その以外には、原事業者が従前どおり損害を賠償する責めに任ずるべきものとする。

第13条 核事故は、核施設の核物質によって生じ、かつ、左に掲げる状況の一に該当する場合において、原事業者が、生じた核子損害を賠償する責めに任ずるべきものとする。

一 その賠償責任は、未だ書面契約により他の核施設の事業者が引き受けていない場合

二 書面契約がない。その核物質は、未だ他の核施設の事業者によって引き続き管理されていない場合

三 運送手段内における核反応器の生産動力に又は他の目的に使う予定のある核物質は、その核反応器の使用を引き続き管理者が未だ審査し許可されていない場合

四 核物質は、ある核施設により外国へ運搬され又は外国から当該核施設に運搬される当該核物質により国内において生じた損害

2 核事故は、運送のため仮に核施設に貯蔵される核物質により生じた場合において、その損害は、前項の規定により他の事業者が賠償する責めに任ずるべきものとする。原子力施設事業者が賠償する責めに任じない。

第14条 核損害は、数人の事業者が賠償責任を負うべき事故によって生じたものとする。その責任が分けられない時は、当該各事業者が連帯して賠償する責めに任ずる。

2 前項状況における各事業者の賠償責任は、第23条に規定する金額限度を超えないものとする。

第15条 核事故が、核物質を運送する過程により発生した場合で、かつ、各物質は、同一運送手段内又は運送するため、同一核施設に仮に貯蔵されるときには、それによって生じた核損害は、複数の事業者が賠償する責めに任ずるべきものである。その賠償総金額は、第23条に規定する金額限度を超えないものとする。

第16条 同一事業者が経営する数個の核施設の中で、一つの核事故に係る場合において、各施設に対し、それぞれ第23条に規定する金額限度に基づき、賠償する責めに任ずる。

第17条 核施設の事業者は、核損害が発生したことに対し、故意又は過失があるか

否かを問わず、当該法律の規定に基づき賠償する責めに任ずるべきものとする。但し、核事故は、国際武力衝突、敵対行為、内乱、暴動又は重大な自然災害により直接生じた場合は、この限りではない。

第18条 核施設の事業者は、核損害が被害者の作為又は不作為のことによって生じたものを証明すれば、裁判所は、当該被害者の賠償金額を軽減又は免除する。

第19条 核損害及び核損害以外の損害は、核事故により生じたもので又は核事故及び他の事故と重なった原因により生じた場合において、核損害以外の損害と核損害と合理的に分けられないとき、当該核事故による核損害と見なすものとする。

第20条 核施設の事業者が左に掲げる各項の核損害に対して負うべき賠償責任は、他の法律の規定に基づくものとする。

一 核施設又はその場所において当該核施設に使われ若しくは予備として使われる財産

二 核事故が発生したとき、積み込みにより生じた当該事故の核物質の運送手段

第21条 核施設の事業者は、当該法律の規定に基づき賠償する場合において、左に掲げる状況の一に該当する限り、求償権を有する。

一 書面契約により明文で規定された者

二 核事故は、損害意図を持って作為又は不作為のことににより生じた場合において、当該意図を持って行為した個人若しくは行為しない個人

第22条 核施設の事業者以外の者は、核損害に対し、当該法律にある特別な規定があるほかは、賠償する責めには任じない。

第 3 章 賠償責任の金額限度及び保証

第23条 核施設の事業者が各核事故に対し当該法律に基づき任ずる賠償責任は、その最高金額の限度を21,000万元までとする。

2 前項の賠償限度の内には、利息及び訴訟費用は含まれない。

第24条 核施設の事業者は、核損害の賠償責任を十分に履行できる責任限度額の責任保険又は財務保証を維持しなければならない。その責任保険又は財務保証

は、原子力の担当機関により審査し決定されるべきものとする。

2 中央政府、省「市」政府及びその所属の学術的な研究機構における核施設は、前項の規定を適用しない。

3 私営の核施設に関しては、一定の限りにおいて原子力の主管機関にその責任保険金額を斟酌し適宜減らしてもらうことができる。その限度は、原子力の主管機関により定められるものとする。

第25条 前条の責任保険の保険者又は財務保証の保証人は、保険若しくは保証する期間において、2か月前に書類で原子力の主管機関に通知し、かつ、審査し許可されない限り、その責任保険若しくは財務保証を停止し若しくは終止してはいけない。

第26条 核施設の事業者は、責任保険又は財務保証より取得した金額を持って、既に確定された核損害の賠償責任を履行するには足りない場合において政府は、その差額を補足しなければならない。但し、第23条に規定する賠償の金額限度まで補足するものとする。

2 前項における政府が補足した差額は、核施設の事業者が償還する責めに任ずる。

第 4 章 損害賠償の請求権

第27条 核損害に関する賠償請求権は、請求権者が損害のあること及び賠償する義務者を知った時から、3年の内に行使しなければ消滅する。核事故が発生した時から、10年を超えた場合においてもまた同じ。

第28条 第12条に基づき賠償を請求することに関して、その請求権者が損害のあること及び賠償する義務者を知った時から、3年以内に行使しなければ消滅する。窃盗、遺失又は抛棄した時から20年を超えた場合においてもまた同じ。

第29条 核損害の被害者は、前2条に規定する期間に賠償を請求する場合において、訴訟が進行するとき、期間が満了したにもかかわらず、加重された損害は、訴訟の追加とすることができる。但し、第2審の口頭弁論が終了するまでを限度とする。

第30条 核施設の事業者が賠償責任を履行できないときに、核損害の被害者は、直

接その責任保険者又は財務保証者に賠償を請求することができる。

第 5 章 附 則

第31条 核損害は、核施設の事業者が持つ賠償責任の金額限度を超えたとき又は超える恐れがあるとき、裁判所は、実情に応じて審査し賠償に支払える金額に対して、適当に配給しなければならない。生命喪失及び人体傷害の賠償比率に関しては、財産損害の賠償より高くすべきで、かつ、後に核損害を発現したとき賠償できるように十分の一までの金額を保留しなければならない。

第32条 原子力の主管機関は、核事故が発生した後に調査評議委員会を設けなければならない。その組織は、原子力主管機関によって取り決められるものとする。

第33条 政府は、核事故により重大な災害が発生したとき、必要な救済及び善後措置を講じなければならない。

参考資料 4 原子力損害賠償制度専門部会報告書

原子力損害賠償制度専門部会報告書

昭和63年12月2日

原 子 力 委 員 会

原子力損害賠償制度専門部会

はじめに

わが国における原子力損害賠償制度については、昭和36年に原子力損害賠償関係二法(「原子力損害の賠償に関する法律」及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」)が制定されて以来、諸情勢の変化等に対応するという観点から、概ね10年毎に原子力委員会において所要の検討を行い、これに基づいて法改正が行われている。

昭和54年の法改正以来9年が経過した現在、本専門部会においては、我が国の原子力開発利用の進展、民間損害保険の動向、原子力損害賠償に係る国際動向等、内外の諸情勢の変化に鑑み検討が必要と認められる事項について所要の検討を行った結果、諸点について次のような結論に至った。

1. 賠償措置額の引上げ

- (1) 原子力損害の賠償に関する法律(以下「原賠法」という。)は、被害者保護等の観点から、原子力損害を与えた原子力事業者の無過失・無限の賠償責任及びいわゆる「責任の集中」を規定しているが、さらに原子力事業者に対し損害賠償措置を講じることを義務付けている。この損害賠償措置は、万一原子力損害が発生した場合に、被害者に対する賠償を迅速かつ確実ならしめるための具体的ファンドとしての重要な役割を担っている。また、原子力事業者にとっても、これにより万一の原子力損害の発生に伴う偶発的支出を経常的な一定の費用に転化することが可能となり、その合理的経営に資するものである。

この損害賠償措置については、原賠法第7条によりその方法が規定されているが、具体的には全て民間との責任保険契約及びこれを補完する政府補償契約が用いられている。

賠償措置額は、昭和36年の原賠法制定時には50億円とされ、昭和46年改正時に60億円に、昭和54年改正時に100億円にそれぞれ引き上げられて現在に至っており、いずれの場合においても諸外国の水準を参考としつつ、損害賠償措置の中心である責任保険の引受能力等を踏まえ、賠償措置額を設定してきている。

前回の法改正時から既に9年を経過している現時点においては、我が国の原子力の開発利用を取り巻く環境は国内的にも国際的にも大きく変化してきてお

り、また責任保険の引受能力も更に拡大されている。今回賠償措置額を相当に引き上げることは、被害者の保護を図るとともに、今後とも国民の理解と協力を得て原子力の開発利用を発展させていくとの観点からも大きな意義を有すると考えられる。

現時点における主要国の賠償措置額の状況を見ると、アメリカが9千億円程度、西ドイツ及びスイスが350億円程度、スウェーデン、イギリス、フランス等が我が国の現行額と同程度の100億円ないしはそれ以下となっている。この中でアメリカは、我が国と異なり有限責任制度を採用していること、また、損害賠償措置についてもその内容は、責任保険は200億円程度であり、残りの部

分は、小規模な原子力事業者が多いため単独の賠償資力には限界があることを分は、最終的には政府の支援によって裏付けされる「事業者間相互扶助背景として、最終的には政府の支援によって措置していること等から、我が国とは一概に制度」という独自の方法によって措置していること等から、我が国とは一概に比較し難い面がある。したがって、現時点において我が国が賠償措置額を引き上げるにあたっては、為替変動等の要因を勘案しつつ、我が国と同様の無限責任制度を採用している西ドイツ及びスイス両国の水準を参考とし、これと遜色のない水準とすることが適当である。

一方我が国の責任保険の引受能力は、円高等の要因はあるものの、今後の海外再保険、国内保有の双方の引上げを含め、現時点では300億円とされている。これらの点を総合勘案すると、今回の法改正に当たって賠償措置額は300億円に引き上げることが適当である。

- (2) 原賠法の施行令において、原子炉の運転等の種類に応じ法定措置額より低額(20億円又は2億円)の措置額が定められているが、これについても法定措置額の引上げに伴い、国際水準、国内保険引受能力等を参考として相当の引上げを行うことが適当である。

また、プルトニウムに係るものについては、上記の観点に加えて、今後の取り扱い単位量の増大等も勘案して特例額を特記することを考慮することが適当である。

原子炉の解体については、当面従来どおり「原子炉の運転及びこれに付随し

てする核燃料物質等の運搬、貯蔵又は廃棄」として取り扱うこととするが、今後の解体に係る技術開発の動向等を見つつ、原賠法における原子炉の解体の位置付けについて更に検討を行うことが適当である。

2. 原賠法第20条における適用期限の延長

原賠法では、第10条において責任保険を補完するものとして政府補償契約を、第16条において賠償措置額を超える原子力損害が発生した場合の国会の議決に基づく国の援助を、それぞれ規定している。また、同法第20条は、これらの規定の適用を、昭和64年末までに開始した原子炉の運転等に係る原子力損害に限るものとしている。これは、法律の適用を10年間程度予定し、その後の取扱いは、原子力の開発利用の進展、責任保険の担保範囲の質的、量的拡大等の状況を勘案して、その時点での判断において必要に応じた法改正を行うことを意図したものである。

このような立法趣旨に鑑み、これらの規定の必要性について検討したところ、まず政府補償契約については、その担保範囲である地震、噴火等による原子力損害を責任保険で担保することは、海外再保険市場での制約等の理由により、現時点においても不可能な状況にある。また、国の援助についても、万一の場合への備えとして本制度の規定は現時点においても意義があると考えられること、諸外国の立法例においても原子力損害に係る国の救済措置が規定されていること、また、被害者保護のために国が援助を行うことを法律で規定することは原子力に対する国民の不安の除去の観点からも引き続き極めて重要であることを指摘することができる。

これらの状況を踏まえると、被害者の保護と原子力事業の健全な発達のために、昭和65年以降に開始される原子炉の運転等に係る原子力損害についても、政府補償契約に関する規定及び国の援助に関する規定をいずれも存続させる必要がある。

延長の期間については、特段の事情の変更がなく、また、このような期限の設定が本制度の見直しの一つの契機になり得ること等も考慮して従来と同様10年とし、その後の取扱いについては、今後の原子力の開発利用の進展、責任保険の担保範囲の拡大等を踏まえ、その時点における判断に委ねることとする。

3. その他

(1) 国境を超えた原子力損害

① チェルノブイル事故を契機として、原子力事故による越境損害は国際的に関心の高い問題の一つとなっている。我が国の原子力発電所等についていえば、その安全性の水準の高さ等からみて、チェルノブイル事故のような事態は起こるとは考え難いが、今後とも近隣諸国を含めた世界の原子力の開発利用の一層の進展も予想されるので、万一の事態に際しての越境損害への我が国の対応の在り方について検討を行った。

越境損害に係る国際間の賠償問題を取り扱う条約としては、すでにパリ条約及びウィーン条約が発効しているが、我が国の国内法との整合性の問題があること、近隣諸国が条約を締結していないこと等からみて、現時点では、これらの条約による解決は容易ではない。したがって、現段階においては、基本的には次の方向で対応することが適当である。

- i) 我が国で原子力事故が発生し、これにより外国で原子力損害が生じた場合の賠償問題については、国際私法の原則により日本法が準拠法となる場合には、我が国の原賠法が適用され、これにより解決が図られることになる。
- ii) 外国で原子力事故が発生し、これにより我が国で原子力損害が生じた場合にも、私法上の賠償責任の追及は国際私法の原則により定まる準拠法に基づき行われることとなる。その際、我が国における被害や相手国の状況等を考慮しつつ適当であると判断される場合には、賠償問題が迅速に処理され、被害者が救済されるよう政府間で相手国政府に働きかけることが考えられる。また、いずれにせよこのような場合には、チェルノブイル事故時の各国の例にみられるように、国内被害救済の観点から、一般救済対策さらに必要な場合には事後立法により解決が図られるべきであると考えられる。

② 越境損害については、当面は上記の方向で対応を図ることとするが、本件

に係る国際動向を注視しつつ、越境損害の問題への国際法及び国内法上の対応を含めた今後の我が国の対応の在り方について更に調査検討を行うことが適当である。

(2) 避難費用

原子力施設において異常事態が発生し、周辺住民が避難した場合に生じる避難費用については、米国改正プライス・アンダーソン法においてこれが法律上明示されることになった。我が国の原子力施設においては万全の事故防止対策が講じられているが、万一このような事態が発生した場合の避難費用の取扱いについて検討した結果、次の理由により、基本的には従来どおり現行法の運用により対応することで特に支障はないと考える。

① 原賠法に規定する原子力損害は、核燃料物質等の原子核分裂や放射線等の作用により生じた損害であり、直接損害はもちろんのこと、更に放射線等の作用と相当因果関係がある限り間接損害も含まれるものである。したがって、原子力施設の異常事態により、周辺住民が避難した場合の避難費用についても、具体的事例にもよるが、このような放射線等の作用と相当因果関係のある限り、原子力損害として原賠法が適用される。

② また、具体的事例によっては、避難費用が原賠法の適用を受けるかどうか限界的な場合も生じると考えられる。このような場合には、法第18条に基づく原子力損害賠償紛争審査会において、損害の調査及び評価を行うことにより、賠償の円滑かつ適切な処理を図ることができる。

なお、実体的には、我が国の原子力発電所等については、万一の事態に備えて、災害対策基本法に基づいて作成された地域防災計画に基づき、市町村長の勧告・指示による周辺住民の集団避難が行われる場合には、そのための輸送手段や避難施設の確保等の対策が用意されている。

日本の原子力損害賠償制度 —— 原燃サイクル研究班63年度報告 ——

1989年3月

発行 日本エネルギー法研究所
〒105 東京都港区虎の門4-1-21
葛手第二ビル4F
TEL 03-434-7701 (代)
